

第3回 要望と回答（①立地制約）※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料 1

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--------------------------------------|--|--|-------|--|---|-------------------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 農山漁村再生可能エネルギー法における運営主体の国への変更等 | ・農山漁村再生可能エネルギー法を利用するにあたっては、国が主体となって協議会を運営できないか。 ・協議会を設定する場合には地方自治体に補助金等を出せないか。 | 農山漁村再生可能エネルギー法の運用例が特に陸上風力では少ない。受け入れてくれる自治体が少ない。 ・市町村は協議会を設定しなければならない、協議会を設置すると1年ほど期間が必要となる。 ・市町村は基本計画を作成し国・都道府県から同意を得なければ認定されない。 ・以上から財政や職員に余裕がない役所は対応しづらいのではないか。 | 農林水産省 | ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の制度を活用するに当たって市町村は、協議会を組織することができることとされています。同法においては、協議会が組織されているときは基本計画に定める事項について協議会に協議しなければならないこととされていますが、協議会の設置は任意とされています。また、同法上、市町村が基本計画を作成しようとする場合に国や都道府県による同意や認定は求められません。 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第6条 | 現行制度下で対応可能（提案理由は一部事実誤認） | 農山漁村再エネ法は、地域主導で再エネ発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図ることを目的としており、協議会は地域の農林漁業に精通している基礎的自治体である市町村が組織することが適当であると考えております。なお、制度の概要にも記載のとおり協議会の設置は任意とされております。国として市町村の負担を軽減し、その取組を促進するため、再エネ導入に関する専門家派遣や相談対応等のための予算措置を講じているほか、国（地方農政局等）も相談窓口を設置し、直接情報提供や助言指導等を実施しております。こうした措置の一層の周知等により、より多くの市町村に制度を活用頂けるよう、取り組んでまいります。 |
| ① | 農地法における一時転用許可期間 | 一定の条件を満たした農地で、太陽光パネルを設置するための架台基礎部分の土地について、一時転用許可期間として3年（もしくは10年）となっているが、金融機関の立場としてもファイナンス対応が困難となることが多く、中長期の計画が立て難いことから、無期限となるよう調整もしくは20年としてほしい。 | | 農林水産省 | 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案の一時転用許可の期間については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）において、営農型太陽光発電設備の下部の農地を認定農業者等の担い手が営農する場合等には10年以内とし、10年以内の条件に該当しないものは3年以内としています。 なお、平成30年にそれまでの取組状況を検証し、認定農業者等の担い手が営農する場合は、営農に支障があった事例の発生割合が低かったこと等を踏まえ、一時転用許可を10年以内に延長する改正を行いました。 | 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 対応不可 | 営農型太陽光発電設備の一時転用許可の期間は、従来、一律3年以内だったところ、平成30年度に、地域の農業振興の基本的な計画である農業振興地域整備計画の計画期間が10年間であることを踏まえ、この計画の策定に支障が生じないように、最長でも10年以内としたところです。 また、農業にきちんと取り組んでいただいていることや、太陽光発電設備の撤去に必要な資力を有していることを担保するため、最長でも10年に1度は、農地転用許可権者によるチェックを受けていただく必要があるものと考えています。 なお、優良農地以外の農地であれば、転用期間を限定しない通常の転用許可を受けて行うことも可能なので、御検討ください。 |
| ① | 農地転用の原則許可化 | 市町村の設備整備計画があれば、都道府県許可等は、ネガティブチェックにとどめ（例えば農地法の場合、当該都道府県の農業政策上問題がある場合のみ不同意など）、原則許可することが必要。 | 農山漁村再エネ法で市町村が設備整備計画を立てても、農地転用に都道府県の許可が必要など、その後の手続きがたいへんで、市町村も積極的になれないという実態がある。 | 農林水産省 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律では、市町村が基本計画を作成し、設備整備者が当該市町村から設備整備計画の認定を受ける仕組みとなっています。また、この認定に当たり、当該設備整備計画が農地転用を伴うものである場合には、当該市町村は、都道府県知事等に協議し同意を得る仕組みとなっています。 | 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条、第7条 | 事実誤認 | 農山漁村再エネ法では、設備整備計画は、市町村が作成するものではなく、設備整備者が作成するものであり、この計画を市町村が認定する仕組みとしています。この認定を受けた場合には、農地法の転用許可があつたものとみなされることから、設備整備者は、改めて許可を受ける必要はありません。 また、都道府県知事等の同意については、農地転用許可基準に抵触しないことのみをチェックする仕組みとなっています。 |
| ① | 農地における再生可能エネルギー導入制約の解消 | ・太陽光発電や風力発電にも農地のまま土地を利用可能としていただきたい。具体的には、農山漁村再エネ法や温対法に基づく市町村の計画によって、発電事業への農地の利用を可能とする。 この措置によって太陽光発電所にすることで、農地の荒廃化を抑制することができ、必要に応じて農地に戻すことも可能になる。農地のまま、太陽光発電事業を可能にすることで、利益の一部を地域農業に活用するモデルもやり易くなる。 ・農地における自家消費型の再生可能エネルギーに対する導入規制を緩和し、農業機械や設備以外で活用することを可能としていただきたい。当面は、E V充電ステーションや通信装置などへの給電活用などが想定される。 | ・現在の法の目的が「国民に対する食料の安定供給の確保に資すること」となっており、エネルギー安定供給も食料と同様に国の安全保障上最重要事項に関わらず、エネルギー安定供給のために農地を利用することができない ・農地では営農型太陽光発電設備以外、完全自家消費であっても農地で使用する農業機械・設備の消費電力量を超える太陽光発電設備を設置する事が出来ない。E V充電ステーション用の太陽光発電・蓄電池の設置も認められない。 この制約は、E Vモビリティなどへの太陽光発電の活用や5 G普及などに影響が出る恐れがあり、今後活躍が期待される5 Gを用いた農業用ロボット等にもブレーキとなる恐れがある。 | 農林水産省 | ・農地法の目的は、同法第1条において、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにするを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」と規定されており、エネルギーの安定供給は規定されていません。 ・農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 農地への発電設備の設置については、優良農地（農用地区域内農地及び第1種農地等）以外の農地であれば原則転用可能であり、優良農地の場合は、農業施設等と一体的に設置されるもので、当該施設等の最大消費電力を超えないこと等の要件を満たす場合等に限られます。 | 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 現行制度下で対応可能/対応不可 | ・現行の農地法の目的のままでも、農山漁村再エネ法に基づく市町村の計画を作成すること等によって、荒廃農地等に再生可能エネルギー発電設備を整備することは可能となっており、また、太陽光発電設備の下部農地で営農を継続しながら発電事業を行う営農型太陽光発電設備については、荒廃農地に限らず設置可能となっています。 ・農業用以外の目的の自家消費型の太陽光発電設備は、優良農地には原則設置できませんが、優良農地以外の農地であれば設置可能です。また、農山漁村再エネ法を活用することで荒廃農地に設置でき、営農型太陽光発電設備については、荒廃農地に限らず設置可能となっていますので御検討ください。 |
| ① | 農地活用の制約の解消 | 国や都道府県の事業によって開墾された農地の活用規制を緩和し、こうした一定の集団農地を小規模特区のような形でプロポーザルを受け付けられるようにして、新規産業創出に活用できるようにする。 | バブル期前後に開墾された集団農地において、バブル崩壊等による経済不況もあり上手く農業経営が行われず、土地の配分を受けた地主にも土地改良事業の分担金ばかりが負担として残っている。 このような農地では、露地栽培以外の活用が制限されたり、長年の分担金滞納が積み土地の集約が難しいという問題を抱えている。また農地を管理する組合の破綻が懸念されている。 | 農林水産省 | 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 御提案のように、国や都道府県の事業によって開墾された農地は、農業公共投資によって整備された優良農地であることから、農用地区域内や第1種農地であることが多いものと考えられ、この場合、原則、農地転用することはできません。 | 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 対応 | 2050年カーボンニュートラル社会の実現は重要な課題と認識しており、農林水産省としても、こうした農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用して再生可能エネルギーの導入を促進していく方針としています。 このため、御提案のような基盤整備がなされた優良農地であっても、 ①既に森林の様相を呈している等の再生利用が困難な荒廃農地の非農地判断を進めることや、 ②農山漁村再生可能エネルギー法も活用し、営農が見込まれない荒廃農地を再生可能エネルギー設備に活用するための方策 ③荒廃農地を活用した営農型太陽光発電の促進に向けた運用の見直し について検討し、通知等で措置できるものについては、今年度中に対応することとしています。 |
| ① | 営農型太陽光発電の一時転用許可における「担い手」の基準問題(兵庫県事例) | 都道府県によって大きく基準が異なる認定農業者であることを、特定営農型太陽光発電の要件とするのではなく、農業従事年数や経営耕作面積など定量的な基準で評価して欲しい。 日本の農業は兼業農家で支えられているので、その人たちが申請できるハードルにして欲しい。 兵庫県の事例) | 兵庫県三木市で父の代から30年以上も兼業農家をし農地を守ってきた。特定営農型太陽光発電に取り組む際の要件の一つである「認定農業者」のハードルが高い。農業委員会によると売上ではなく利益で年間480万円以上出さないと申請すらできない。 本来、地域を担う農業者を育てる制度のはずが一部の農家しか利用できない。(三木市では2件) | 農林水産省 | 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定めており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定めているところです。 「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）において、営農型太陽光発電設備の下部の農地を認定農業者等の担い手が営農する場合等には10年以内とし、10年以内の条件に該当しないものは3年以内としています。認定農業者でなければ営農型太陽光発電に取り組むことができないという仕組みではありません。 なお、平成30年にそれまでの取組状況を検証し、認定農業者等の担い手が営農する場合は、営農に支障があった事例の発生割合が低かったこと等を踏まえ、一時転用許可を10年以内に延長する改正を行いました。 | 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 事実誤認 | 営農型太陽光発電設備の下部の農地を認定農業者等の担い手が営農する場合等には10年以内とし、10年以内の条件に該当しないものは3年以内としています。認定農業者でなければ営農型太陽光発電設備に取り組むことができないという仕組みではなく、兼業農家でも取り組むことができます。 なお、下部の農地を担い手が営農する場合のほか、荒廃農地を活用する場合及び第2種農地・第3種農地を活用する場合も、10年以内の一時転用の対象となりますので、御活用を御検討ください。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---|--|---|-------|---|---|---------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 市街化調整区域の制度見直し | 都市計画法を見直し、市街化調整区域においても農業法人の従業員が居住できる建物や、事務所、あるいは農泊施設等を柔軟に建設できるようにする。 | 都市近郊の農村エリア等に対して市街化調整区域の設定が広範に行われており、農業法人が事務所・倉庫・作業場・住宅等を設置する事が難しい。 また営農型太陽光発電によって発電を行っても、需要施設が設けられないことで、そのエネルギーを近傍で消費する事も阻害されている。 農村部の人口減少や過疎化を問題視しながら、市街化調整区域の指定によって新規就農者の就業・居住・滞在する空間すら設けられないのは、都市計画行政と農地行政の基だしい不整合である。 | 国土交通省 | 市街化調整区域における農業、林業又は漁業の用に供する建築物であって都市計画法施行令第20条各号に掲げる建築物及び当該業務を営む法人の当該業務に従事する者が居住する建築物の建築の用に供する開発行為については、都市計画法第29条第1項第2号により許可不要とされています。また、空家となった古民家等を活用した宿泊施設については、10年程度以上の相当期間にわたり適正に利用されていること、地域再生等の喫緊の政策課題に対応して、観光振興のために必要な宿泊・飲食等の提供の用に供する施設等として既存建築物を活用する必要性が認められること等が認められる場合には、用途変更を許可して差し支えない旨、国から全国の開発許可権者に対し、技術的助言を行っているところです。なお、開発許可事務は地方公共団体の自治事務であり、基準に該当するか否かの判断は、開発許可権者において上記趣旨を踏まえ、地域の実情等に応じて個別具体的に判断することとなります。 | 都市計画法第29条第1項第2号、第2項第1号、都市計画法施行令第20条 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ① | 発電設備として利用する農地を公益事業特権とすること | 発電機、変電設備、開閉所として利用する農地について、農振除外及び農地転用のいずれも、公益事業特権に適用できないか。 | 農地法に係る公益事業特権が不十分 ・電気事業法上の届出を済ませた発電事業者の特権について送電用工作物、発電機、変電所、開閉所によって一律ではないため公益事業特権を使えない例が多い | 農林水産省 | 農振法上、電気事業法における一般送電事業、送電事業、特定送電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に供する土地については、農用地区域からの除外が可能となっています。 また、農地法上、電気事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）をいいます。）が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合は、転用許可は不要です。 | 農振法第10条第4項 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 一部事実確認、一部対応不可 | 電気事業者が設置する送電用若しくは配電用の施設等は公共性が高く、発電設備から変電所までの間を効率的に結ぶ必要があり、これらの施設の設置場所の選定に任意性が低いことから、農用地区域からの除外を可能としているとともに、農地転用許可を不要としているところです。 なお、太陽光発電設備等の発電設備は、その用地選定に任意性が高いことから、優良農地の確保の観点から、農用地区域からの除外について通常の要件を課すとともに、農地転用許可を受けていただく必要があります。 |
| ① | 作物の知見の共有 | 作物データは、全国の栽培事例が多数出ているはずなので情報を共有化し可否を出せば許可までの期間が短縮され労力と経費も削減可能となっている。栽培事例の共有をお願いしたい。 | ソーラーシェアリングにおいて、農業委員会に提出する作物の知見書を新規で作らないと認められない場合が多く時間と労力ばかりがかかるうえ、費用も50万ほどかかるため、ソーラーシェアリングが前進しない理由になっている。 | 農林水産省 | 営農型太陽光発電の取組事例については、各地での様々な作物での取組について、遮光率、設備、収量等について調査し、営農型太陽光発電取組支援ガイドブック等に掲載し、ご紹介しています。 また、過去に行った秋田県及び静岡県における営農型太陽光発電設備下での営農の実証結果についても公表し、ご紹介しています。 (参考) 営農型太陽光発電について： http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック： http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/einou-53.pdf 秋田県の実証結果： https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/48189 静岡県の実証結果： http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/einou.html | 一 | 対応 | 制度の現状に記載のとおり、既に取り組まれている事例について調査し、公表しているところであり、引き続きこうした取組を通じて、営農型太陽光発電設備下での営農の事例についてご紹介してまいります。 |
| ① | 【陸上風力】 優良農地の風車設置利用促進、都道府県の再エネ推進インセンティブ(売電収入の一部営農者へ還元等)付与など検討 | 風力は基本的に民家や風を遮断する山岳丘陵から離隔をとる必要があるため、総体的に面積の大きな第一種農地(所謂「優良農地」)に適地が多い。優良農地にも設置できるように配慮をお願いしたい。 売電収入の一部営農者へ還元等できることをふまえ、転用面積が少ないのに発電量が多い風力発電の設置が促進されるよう、うまく行った転用事例があれば積極的に発信する等、都道府県市町村への働きかけも積極的に起こしてほしい | 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」の第3.2.(1)②において、風力発電では、第一種農地も条件を満たせば転用可能とはされているが、全く活用がなされていない。 | 農林水産省 | 【農地転用許可制度上の取扱い】 ・農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定められているところです。 風力発電設備については、第1種農地であっても、原則、転用許可が可能となっています。 【転用事例の発信、働きかけ】 ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律（農山漁村再エネ法）において、市町村の作成する基本計画に再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めるとともに、事業者の作成する設備整備計画に農林漁業の健全な発展に資する取組の内容を記載しなければならないこととしています。また、風力発電については、第1種農地であっても条件を満たせば転用可能であることについては、基本方針等において明示するとともに、農山漁村再エネ法を活用した再生可能エネルギー発電設備導入事例については、HPへの公開等を通じてご紹介しています。 (参考) 農山漁村再エネ法を活用した事例： <青森県横浜町> http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/kihon_keikaku-12.pdf <山形県庄内町> https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/interview/shonai.html | 農地法関係事務に係る処理基準等 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律第5条第2項第5号、第7条第2項第2号、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律施行規則第3条、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本方針 等 | 現行制度下で対応可能 | 【農地転用許可制度上の取扱い】 ・農地法上、風力発電設備については、第1種農地であっても、原則、転用許可が可能となっており、農山漁村再エネ法を活用せずに個別の転用事業として実施することも可能です。 【転用事例の発信、働きかけ】 ・制度の現状に記載のとおり、農山漁村再エネ法において、一部売電収入の地域への還元等、事業者が農林漁業の健全な発展に資する取組を行うこととしており、こうした取組も含めた再生可能エネルギー発電設備導入事例のご紹介するとともに、風力発電については第1種農地であっても条件を満たせば転用可能であることを基本方針等において明示しています。今後もこうした事例の公表や制度の仕組みの発信を行うとともに、農山漁村再エネ法を活用した取組の推進に取り組みでまいります。 |
| ① | 許認可事務手続きの効率化 | 許認可事務手続きの効率化を目的とした、許認可申請窓口のワンストップ化や地域毎（北海道、東北等の地域毎）の林野関連許認可相談員の配置を検討いただきたい。 | 地域森林計画の林地開発許可制度、保護林制度によっても同様にアクセス道路建設や掘削基地造成などの行為が規制されている。保安林制度の規制も重複する場合には、複数の規制を受けることになる。また、森林の公的機関としての所有者（管理者）は、国、都道府県、基礎自治体に分かれているため、地下資源の調査域によっては許認可窓口が複数に分かれることもある。 | 農林水産省 | ご指摘のそれぞれの制度に関する権限は、林地開発許可、保安林の作業許可等は都道府県等、国有林野の保護林の設定等は国が有しています。民有林と国有林では担当する事務の権限が異なることから、申請窓口は、林地開発許可、保安林の作業許可等は都道府県等、国有林の保護林等は国が行っています。 | 森林法第10条の2等 | 検討を予定 | 申請窓口等について、都道府県及び国有林の担当部署の連絡先を令和2年度中にホームページで公表する方向で検討してまいります。また、民有林と国有林とにまたがる場合は、双方の窓口間の連絡を密にすることで、審査の効率化を図るよう令和2年度中に指導してまいります。さらに、窓口担当者が円滑に相談に対応できるよう、民有林と国有林の行政官向けの共通の制度集を整備します。 また、農林水産省における各種手続きについて本年度から農林水産省共通申請サービスによりオンライン化に向けた取組を行っており、令和3年度に実装作業を行う方向で検討しています。 |
| ① | 解除事例の周知 | 解除申請事例に関するデータや書面の閲覧など役所内部での共有を検討いただきたい。 | 従前より、再生可能エネルギー開発に関係する国有林利用や保安林解除に関しルール緩和がなされているものの地域により認識や取扱いに大きな差異が見られる。場合によっては他地域の解除などの前例情報を求められることがあるが、行政の方で全国の事例について周知できるよう工夫ができないものか。 | 農林水産省 | 全国の保安林解除事例をまとめて行政内部で検索・閲覧可能なデータベースのようなものは整備していませんが、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているほか、地域の担当者同士で会議を行って情報共有を進めています。 国有林野の貸付申請等については、森林管理署等が公用、公共用又は公益事業の用であること、施設の設置が国有林野の管理経営及び防災上支障ないことなどを、事業者が提出する「貸付契約申請書」及び「添付書類」（各種図面を含む事業計画や事業者の情報等）にて確認しています。 | 森林法第26条等 | 検討を予定 | 保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、提案にあるような地域による差異が生じないよう、再生可能エネルギー開発における今までの解除事例を踏まえたマニュアルを令和3年度中に作成し、都道府県や国有林担当者への研修を行うことを通じて審査担当者へ更なる徹底を図ってまいります。 国有林の貸付け等については、申請手続の更なる迅速化に向け、申請手続の流れ、必要な書類、書類作成上の留意事項等を整理した資料を令和2年度中に作成・公表するとともに、令和3年度中により詳細かつ網羅的な情報を盛り込んだマニュアルを作成・公表します。 また、森林管理局等に対して、上記の令和2年度中に作成する資料や令和3年度中に作成するマニュアルの内容を会議や通知文書等を通じて周知徹底します。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-----------------------------|---|--|-------|---|-----------------|-----------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 都道府県管轄の私有保安林等に関する制約 | 都道府県管轄の私有保安林において、開発を原則NGとする自治体や、森林審議会が迅速に開催されない、事前審査が受理されない等のケース、更には営林署による本省通達理解が不十分で、厳しい対応をされるケースも散見されるため、自治体・営林署対応方針を統一化して頂きたい。また、国有保安林解除権限を国から都道府県に権限移譲することも一案。加えて、この関連で「緑の回廊」における開発の規制緩和も検討頂きたい。 | | 農林水産省 | 保安林の指定及び解除の権限は、私有保安林は農林水産大臣又は都道府県知事、国有保安林は農林水産大臣が有しています。 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要です。都道府県知事が保安林の解除を行うときは、都道府県森林審議会に諮問することが可能となっています。審査に当たっては、標準処理期間を定めるとともに事務処理基準等を明らかにしているほか、申請前でも事業者からの都道府県知事等への事前相談に対応し、円滑に審査が進むよう必要な助言を行っています。 一方、国有林野の緑の回廊は、国有林野における広範かつ効果的な森林生態系の保護・保全を目的に、学識経験者等による検討と地元の自治体、関係団体等からの意見を反映して設定しているものです。緑の回廊に事業実施区域がかかる場合は、森林管理局長が保護林管理委員会（地元関係機関や学識経験者で構成）の意見を聴いた上で取扱いを決定しています。 | 森林法第26条等 | 現行制度下で対応可/検討を予定 | 保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、都道府県や国有林担当者への研修を行うことを通じて審査担当者へ更なる徹底を図ってまいります。国有保安林は国土保全上重要な役割を担っており、管理経営を行う国自らが総合的な視点で指定・解除を行うことが最も合理的であることから、指定の解除権限を農林水産大臣が有しており、引き続き適正な事務の処理を進めてまいります。 事業実施区域に緑の回廊が含まれる場合、保護林管理委員会においてその取扱いを検討することにしてはいますが、その検討に当たっては、ご提案を踏まえ、環境影響評価法における環境アセスメントの各段階等で公開される情報の活用や同委員会の必要に応じた逐次の書面開催を可能とするなどの手続きの迅速化と、全ての森林管理局における手続きの統一化・効率化を図るために、令和2年度内に必要な通知を发出することとします。 |
| ① | 国有林・保安林における制度見直し | 実際には、太陽光発電モジュールに降り注いだ雨水は、モジュール勾配に沿って流れ、モジュールから地面に落ち、そこから地面に浸透する雨水も一定の割合で存在する。つまり、流出係数1.0でないケースもあり得るし、雨水を地下浸透させることは、水循環の観点からも重要である。そこで、モジュールから雨水が落ちる場所を洗墾されないようにし、地下浸透策を図った場合には、それを実証することで、流出係数をその実測値とする方が合理的と考えられる。 | 林地開発許可においては、太陽光発電所の流出係数（地面に水が浸透しない割合）を1.0とすることになっているが、実際には、地面への雨水の浸透がある。このような制度変更によって、合理的な土木工事とすることで、自然環境の過剰な改変も防ぐことができる。 | 農林水産省 | 森林への太陽光発電施設の設置については、全国知事会や全国市長会等より、地域との共生に向けて景観、環境や防災上の観点から関係法令の整備等が求められており、林地開発許可制度に関しては、令和元年12月に基準の整備を行い都道府県を指導しています。 具体的には、林地開発許可制度では、雨水が浸透することも考慮して、流出係数を、地表が太陽光パネル等の不透透性の材料で覆われる箇所については0.9～1.0、不透透性の材料で覆われていない部分については0.3～1.0と基準を示しており、現地の地表状態や地形等に応じて設定できることとしています。 | 森林法第10条の2第2項第1号 | 現行制度下で対応可能 | 左記のとおり、現行制度で対応可能となっております。 |
| ① | 【陸上風力】国有林野内の道路造成に関する許可基準の緩和 | ・国有林野において、風力発電用の道路造成が許可される様、森林法第34条第2項に関連して森林施業要件を緩和していただきたい。 | ・国有林野においては、森林施業用の目的でなければ道路造成が許可されないケースが発生している。 ・元々林業を実施していない地域や過疎化が進んでいる地域もあり、地元から登山道としての要望、共用林野組合から森林施業用以外で道路造成に対するニーズもある。 | 農林水産省 | 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の向上に資するような森林の施業・管理に必要な施設を設置する場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 森林法第34条第2項等 | 対応不可 | 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、森林施業を目的としない道路の設置については作業許可を行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 【陸上風力】保安林内作業許可に関する許可基準の緩和 | ・風車の大型化に対応するため、風力発電の保安林内作業許可の許可要件を「500m2未満」を「3,000m2未満」に緩和していただきたい。 ・風力発電事業において発生する建設工事、大規模修繕工事および撤去工事に関しては、植栽を行うことを前提に標準伐期の規定の除外対象としていただきたい。 | ・保安林解除は、要件・審査が都道府県別に対応が異なることや明確な基準がないことから、風力発電事業では保安林内作業許可（許可権者は都道府県）を進める傾向が高い。 ・近年風車の大型化が進み、風車の保安林内作業許可要件（500㎡未満）では風車建設工事、大規模修繕工事、撤去工事に支障となっている。 ・さらに森林法施行令において標準伐期による伐採の制限が設けられていることで保安林内で実施する風力発電事業の建設工事、修繕工事、および撤去工事に支障となっている。 | 農林水産省 | 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点的（500㎡未満）又は一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 森林法第34条第2項等 | 対応不可 | 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、点的又は一時的以外の保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で、指定の解除を行うこととなります。また、保安林の解除に当たっては、標準伐期による伐採の制限は設けておりません。 なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 【風力共通】保安林内作業許可の許可期間延長 | ・風力発電の場合、保安林内作業許可の許可期間を5年から20年に延長していただきたい。 | ・保安林内作業許可は許可期間が5年更新であるが、長期のファイナンス組成のためには、許可期間の長期化が求められる。 | 農林水産省 | 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点的（最大5年以内で500㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 森林法第34条第2項等 | 対応不可 | 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、点的又は一時的以外の保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 【陸上風力】緑の回廊指定区域内の風力発電事業開発 | ・緑の回廊指定区域において風力発電事業を行う場合、植生保護区域は回避すること、および各森林管理局の指導に基づく動物の移動経路を確保することを要件に事業化を許容していただきたい。 | ・緑の回廊指定区域は、植生を保護するため指定されている区域と、動物の移動経路を阻害しない様保護林と保護林を結ぶよう広く区域指定されている区域があり、前者の場合は回避することが比較的容易だが、後者の場合協議に長期を要している。 ・風力発電事業として活用する場合、面での開発ではなく、点での開発であるため、動物の移動経路を確保することは可能である。 | 農林水産省 | 国有林野の緑の回廊は、「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成12年3月22日林野庁長官通知）に定める設定の基準、取扱方針、設定手続き等に沿って、国有林野における広範かつ効果的な森林生態系の保護・保全を目的に学識経験者や地元の自治体、関係団体等からの意見を反映して設定しているものです。 事業実施区域が緑の回廊を含む場合には、内容が確定した段階で、森林管理局長が保護林管理委員会（地元関係機関や学識経験者で構成）の意見を聴きながら、その取扱いを検討することとしています。 | - | 検討を予定 | 緑の回廊の区域内において風力発電事業を行う場合、植生保護区域の回避および各森林管理局の指導に基づく動物の移動経路が確保されれば、基本的に緑の回廊内での事業実施を了解しているところです。他方で、野生動物の移動経路、特に鳥類の移動経路については、ご指摘のとおり判断に時間を要している事例を確認しました。このため、ご指摘を踏まえ、保護林管理委員会の運用等に当たり、環境影響評価法における環境アセスメントの各段階等で公開される情報の活用や同委員会の必要に応じた逐次の書面開催を可能とするなどの手続きの迅速化と、全ての森林管理局における手続の統一化・効率化を図るために令和2年度内に必要な通知を发出することとします。 |
| ① | 【洋上風力】保安林内作業許可の緩和 | 国からの通達等により、国が選定した洋上風力発電事業者が行う必要最低限の伐採、電線路幅の合理的範囲は認める等、保安林内作業許可対象とするよう指導していただきたい。 | ・洋上風力においては一般海域にて発電した電力を海底ケーブルにて陸上に揚陸のうえ送電する必要があるが、海岸線一帯は飛砂防備保安林や保健保安林等の保安林指定地が殆どである。 ・保安林内作業許可の基準は各都道府県知事に委ねられており、その取扱いはさまざまであるが、指定施業要件に合致しない立木の伐採は不可、電線路の敷設幅は1m以下に限る等の制約があり、海底ケーブルの揚陸等が困難な状況にある。 | 農林水産省 | 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような線的（幅1m未満）又は点的（500㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 森林法第34条第2項等 | 検討を予定 | 現行制度下でも、多くの海岸林では電線路敷設を小面積の点的な施設等として作業許可として対応できると考えられますので、洋上風力発電の電線路の実態等について、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、対応を検討してまいります。 |
| ① | 【陸上風力】貯木場の活用 | 土捨場を設けた場合の流量計算など設計上問題が無いことが証明されれば、林業に資する目的外利用を認めて欲しい。 | 林業に資する目的外では貯木場（土捨場）をサイトに設けることができない。この場合、山岳部のサイト開発で造成により数万㎡の発生土が発生した場合には場外に搬出する必要があるが生じ、事業採算性が悪化し事業を断念する原因の一つになる。 | 農林水産省 | 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点的（500㎡未満）又は一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 森林法第34条第2項等 | 対応不可 | 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、森林施業を目的としない土捨場の設置については作業許可を行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 なお、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 【陸上風力】緑の回廊 | 指定根拠の見直し、指定区域内の運用基準の明確化と緩和をしていただきたい。 | 林野庁の通達によりエリアが指定されていて、県や地域によって運用方法や指定基準、根拠が統一されてなく、対応がバラバラである。また、緑の回廊内では風車の設置はダメという法的な縛りがないにも関わらず許可を得るまでに審査会議や有識者会議などが開催され時間だけいらずにかかると言うケースが多い。 | 農林水産省 | 国有林野の緑の回廊は、「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成12年3月22日林野庁長官通知）に定める設定の基準、取扱方針、設定手続等に沿って、国有林野における広範かつ効果的な森林生態系の保護・保全を目的に学識経験者や地元の自治体、関係団体等からの意見を反映して設定しているものです。 事業実施区域が緑の回廊を含む場合には、内容が確定した段階で、森林管理局長が保護林管理委員会（地元関係機関や学識経験者で構成）の意見を聴きながら、その取扱いを検討することとしています。 | - | 検討を予定 | 緑の回廊は、林野庁通知により全国統一の設定基準等を定めており、その運用についても通知により明確化されているところです。なお、手続の迅速化については、ご指摘を踏まえ、保護林管理委員会の運用等に当たり、環境影響評価法における環境アセスメントの各段階等で公開される情報の活用や同委員会の必要に応じた逐次の書面開催を可能とするなどの手続きの迅速化と、全ての森林管理局における手続の統一化・効率化を図るために令和2年度内に必要な通知を发出することとします。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---|---|--|-------|---|----------------------|----------------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 保安林の地熱資源調査 | ・保安林内での地熱資源調査のためのアクセス道路建設、調査井掘削基地造成などに係る作業許可基準において、面積（作業許可基準では0.05ha未満、一時作業許可基準では0.2ha未満）および期間（2年以内）の規制があり、リードタイムの長い新規地熱資源の調査開発が不可能または大幅な遅延となる事態が生じるため、期間や面積などの適切な規制緩和及び弾力的な運用を検討いただきたい。 ・地熱発電は小規模であれば発電所の面積も大きいものではないため、保安林の伐採面積が少なく、周辺環境への影響も少ないものに関しては、保安林解除手続きを簡素化、また許認可に至るまでの期間を短縮など、優遇措置を検討いただきたい。 | 「保安林の土地の形質の変更行為の許可基準」として、「変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合」とあり、また、「一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合」として「① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。」「③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。」「⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。」とあり、この許可基準を満たない場合は、保安林解除が必要となっている。 | 農林水産省 | 保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような点的（500㎡未満）又は一時的（原則2年以内で2,000㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更（切土・盛土の高さ1.5m以内）をすることができます。 一方、点的又は一時的以外の保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 解除の審査に当たっては、標準処理期間を定め、事務処理基準等を明らかにして手続きの迅速化を図るとともに、添付書類の簡素化も行っています。 | 森林法第34条第2項等 | 対応不可/現行制度下で対応可/検討を予定 | 既定の面積を超える保安林の転用については、公益的機能の維持に支障を及ぼすことから作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で指定の解除を行うこととなります。 一方、地熱発電の試掘については、期間が結果的に2年を超える場合もあると認識しておりますが、そのような場合は、都道府県が個別の状況を踏まえて必要に応じて許可期間を延長している事例もあると認識しています。各都道府県の運用状況を確認するなどし、森林の公益的機能に支障を及ぼさない範囲で柔軟な期間設定が可能であることを、令和2年度中に都道府県に周知します。 また、保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、地熱資源調査の実態について、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、より効率的な審査に向けた対応を検討してまいります。 |
| ① | 保安林における地熱発電 | 地熱開発は、地下資源開発特有の事業遅延リスクを伴うことから、FIT認定から運転開始期限までの期間を最大限確保するため、保安林解除の事務手続きが、FIT申請準備の段階から弾力的かつ迅速に行われるべきである。 | 2018年4月より、地熱発電のFIT認定にあたっては、設備の設置場所の権利者の証明書が必要になるとともに、FIT認定後の運転開始期限が設けられた。地熱発電所の建設に保安林解除が必要となる場合、保安林解除の事務手続きが遅れるとFIT認定後の運転開始期限に間に合わず、FIT適用期間の短縮が想定される。 | 農林水産省 | 保安林の指定の解除に係る申請に当たり、申請前であっても、事業者からの都道府県知事等への事前相談に対応し、円滑に審査が進むよう必要な助言等を行っています。審査に当たっては、標準処理期間を定めるとともに事務処理基準等を明らかにして手続の迅速化も図っています。 | 森林法第26条等 | 現行制度下で対応可 | 保安林の指定の解除については、事前相談をFITの申請段階からでも対応しております。また、保安林の指定の解除について、より一層の迅速化に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 既成の大規模地熱発電所からの排熱水の有効活用 および、地熱調査目的のための掘削（調査井）における未利用調査井の再利用 | ・現在稼働中の大規模地熱発電所（フラッシュ発電方式）にて利用した熱水の再利用による小規模地熱発電所（バイナリー発電方式）や自治体、民間による熱水地域活用（農業等）への積極的な推進をしていただきたい。 ・掘削工事（熱量）の結果を公開して、埋戻すまでに期間を設けて、小規模発電、もしくは地域活性化事業活用のため利用希望者（企業、団体）を募り掘削にかかった費用や時間を無駄にしないよう仕組みを作り直していただきたい。 | ・CO2削減と森林等の環境保護の観点から、また、地元住民の民意を考えるに、特高、高压レベルの地熱開発目的の熱探査調査や掘削調査は難しい。 ・地熱開発のため、調査目的として掘削事業に対してJOGMEC等により補助金が支給されている。しかし、目的とする大型発電に必要とされる熱量が見込めないと判断された場合、調査井（熱源）が埋戻しとなっている。 | 経済産業省 | 【熱水の活用】 ・地域と共生した持続可能な地熱開発を進める観点から、地熱発電所で利用した熱水の温室ハウスへの供給などの、発電後の熱水利用も重要です。 ・このため、こうした取り組みを行う北海道森町（森地熱発電所）などを「地熱開発のモデル地区」として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が認定し、重点的な支援や全国的な周知・発信等を通じて、地熱開発の理解の促進に努めています。 （参考：北海道森町・森地熱発電所での事例） ・地熱発電後の際に生じる熱水の一部をパイプで地域の農家に無償で提供し、農業ハウスの暖房に利用。冬でもトマトやキュウリ等の野菜を育てる農家が増え、冬場の雇用対策にも貢献。 ・加えて、農業ハウスで栽培したトマト等を使用した「森ライス」は、ご当地グルメとして地域活性化に貢献。 【未利用調査井の再利用】 ・JOGMECの助成金を活用して掘削調査を行った井戸については、助成金を活用した補助事業者の同意及び土地の権利者等との調整が付けば、補助事業者から譲渡及び転用の財産処分手続を行うことで、譲渡等を行うことは可能です。 ・なお、JOGMECの助成金を活用した掘削調査の結果については、補助事業者の同意を得た分をJOGMECのホームページ上で公開しています。 | | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ① | 地熱モニタリング制度 | ①掘削前のモニタリングを、「掘削許可取得まで」の1年間ではなく、「掘削開始」までの1年間に変更を検討いただきたい。現行の制度では、掘削前は「掘削許可取得まで」の1年間を求められているが、掘削許可取得時期は年3回程度の温泉審議会スケジュールに左右され、実際の掘削時期からずれる場合も多い。温泉法上の「工事着手届」を参照すれば掘削開始時は明確になっているため、掘削許可取得ではなく掘削開始までの1年間とする方が理にかなっているのではないかと。 ②モニタリングの目的として、「長期にわたる継続的かつ安定的な地熱発電事業を実現するためには、地熱発電事業に伴って、周辺の地熱発電設備・開発地点・温泉・環境に影響を与えないことを、モニタリングを通じて把握することが極めて重要である。」と定められている。よって地域との共同事業で開発が進められているなど、既に十分地域の理解を得ながら進めているものに対して、全案件同一のモニタリング要件が課される点について施策を講じて頂きたい。大規模なものであれば影響範囲が大きい、例えば2MW未満の小規模開発において、地域の理解を得ながら進めているものについては、「近隣源泉から、モニタリング不要などの同意があれば、モニタリング義務を免除する」などの措置があることにより開発がより円滑に進むのではないかと。 ③あらかじめ関係各所にいくつかの想定ケースに対して「この場合はこういう措置がある」などの措置を適用頂くことを検討いただきたい。モニタリング基準を明確化頂くことで、事業者のみならず窓口となる関係各所の業務効率化につながるのではないかと。 | 地熱FIT申請モニタリング制度が、地熱開発リードタイム長期化につながっている ①2020年4月から、モニタリングの要件が「出力1MW未満のものについて、温泉法に基づく掘削許可をうける1年前から1年間、自身源泉の半径3km以内の周辺源泉2か所以上、出力1MW以上については周辺源泉3か所以上のモニタリングが必要」となっている。 ②モニタリング要件が、地域の地熱発電に対する理解状況、開発規模、地域の特殊事情、発電に利用する井戸の個別事情などが考慮されず、一律に制定されている。 ③その土地の特殊事情により、例えば源泉の坑口が老朽化しており物理的にモニタリングができない、近隣源泉保有者がモニタリングに反対している、などどうしてもモニタリング要件を満たせない場合があるが、現状個別事情について関係各所に問い合わせをしても、それではいい/悪い、このようにしたらFIT申請の要件を満たす、など明確な回答が得られないため、事業計画に支障が出る事案がある。 【追記】 掘削許可申請は、県の温泉審議会での審議が必要です。許可受領後2年以内での掘削完了が条件です。また実際の掘削実施については、県への届け出提出が必要ですが、温泉審議会での審議不要です。 案件の進め方として、まずは掘削許可を取得、2年間の許可有効期間内に電力・FITなどの各種申請や地域合意形成などを同時進行で進め、2年後に掘り進めるケースがございます。この場合「掘削許可前1年間」と「掘削実施前1年間」では、リードタイムに差異が生じます。具体的には下記のとおりです。 ■掘削許可前モニタリング 2019年5月～2020年5月モニタリング 2020年5月掘削許可受領 2022年11月～2022年5月掘削 2022年7月事業化判断 2022年8月～12月FIT取得、売電開始 ■掘削実施前モニタリング 2020年5月掘削許可受領 2020年10月～2021年10月モニタリング 2021年11月～2022年5月掘削 2022年7月事業化判断 2022年8月～12月FIT取得、売電開始 ※小規模発電スケジュールの一例です。モニタリング、掘削、FIT申請のみ記載しております。 実際近隣源泉に影響が出るとすれば、掘削実施後ですので、その観点からも理に合っていると考えます。 | 経済産業省 | ①源泉のモニタリングは、季節変動による影響を踏まえ、周辺の源泉に影響がないことを確認することを目的として、「掘削許可取得までの1年間」を基準としています。ご提案の「工事着手届」は温泉法上定められているものではありません。 ②FITの認定要件として、再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号においてモニタリングを行い、そのデータを提出することを定めています。長期にわたる継続的かつ安定的な地熱発電事業を実現するためには、規模の大小や地域の事情を問わず、地熱発電事業に伴って周辺の地熱発電設備・開発地点・温泉・環境に影響を与えないことを把握することは極めて重要です。 ③源泉のモニタリングは、地域共生かつ、持続可能な地熱開発を行う為にも、ガイドラインでお示ししている基準を満たすモニタリングを可能な限り行う必要があります。そのためには近隣の源泉所有者の理解を得ることも必要です。 | 再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号 | 事実認識/検討を予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再エネ特措法施行規則第5条第1項第12号において、モニタリングを行い、そのデータを提出することを認定基準として定めています。これは、長期にわたる継続的かつ安定的な地熱発電事業を実現するためには、規模の大小や地域の事情を問わず、地熱発電事業に伴って周辺の地熱発電設備・開発地点・温泉・環境に影響を与えないことを把握することが極めて重要であるためです。また、その際、季節変動による影響を踏まえ、周辺の源泉に影響がないことを確認することを目的として、「掘削許可取得までの1年間」を基準としています。御意見については、再エネの主力電源化に際し必要性・妥当性が認められた場合は検討してまいります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--------------------------|--|--|------|---|---|------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 掘削における自然公園法上の制約 | 景観への影響が少ないもの、並びに地域の理解が得られていることなど一定の条件をクリアした場合においては、第2種特別地域及び第3種特別地域での許認可に係る期間の短縮を検討いただきたい。また、許認可にあたり明確な基準がなく、上述事例のように必要以上の対応を求められる場合が多いため、実情に沿った対応を検討いただきたい。 | 現状、通知において「地熱開発の行為が小規模で風致景観等への影響が小さなものや既存の温泉水を用いるバイナリー発電などで、主として当該地域のエネルギーの地産地消のために計画されるもの、当該地域の国立・国定公園の利用の促進や公園事業の執行に資するものなどについては、第2種特別地域及び第3種特別地域並びに普通地域において自然環境の保全や公園利用上の支障がないものは認めることとし、その促進のために地域への情報提供を行うなどの取組を積極的に進めることとする。」と定められているもの、実際に普通地域と、第2種および第3種における開発とは全く許認可に係る時間とハードルが異なる。特別地域での開発においては、環境省との事前協議段階で数か月かかり、詳細資料提出や、有識者へのヒアリングなどが求められる場合がある。許認可に要する時間について一例をあげると、普通地域からの傾斜掘削で坑底がほんの少しでも特別地域に係る場合は、深度などの個別事情を問わず環境省からの「特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可」が必要となり、申請書の受理から許可まで4ヶ月程度かかる。また、申請書受理までの事前協議も担当窓口から上司にお伺いを立てながら進めるためかなりの時間（1か月以上）を要する場合もある。 | 環境省 | 自然公園法に基づき、国立・国定公園の特別地域内で地熱開発を目的とした建築物やぐらの設置、ボーリング掘削等を行うには事前の許可申請が必要であり、自然公園法施行規則に定められた許可基準その他関係通知等に基づき審査や指導がされます。規制緩和を実施した平成27年の通知において、地熱開発の行為が小規模で風致景観等への影響が小さなものや既存の温泉水を用いるバイナリー発電などで、主として当該地域のエネルギーの地産地消のために計画されるもの、当該地域の国立・国定公園の利用の促進や公園事業の執行に資するものなどについては、第2種特別地域及び第3種特別地域並びに普通地域において自然環境の保全や公園利用上の支障がないものは認めることとし、その促進のために地域への情報提供を行うなどの取組を積極的に進めることとしました。それ以外の場合でも、第2種特別地域及び第3種特別地域においては、公園区域外又は普通地域からの傾斜掘削か、自然環境と調和した優良事例と判断されたものについては地上部での地熱開発も、個別に判断して認められることとしました。申請書の受理から許可までの標準処理期間は他の許可申請案件と同様に1〜3ヶ月です（ただし、書類の修正や追加等により延びることがあります。）。 | 平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知(国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて) | 対応 | 規制緩和を実施した平成27年の通知や法律の許可基準等及び申請受付後の迅速かつ適切な処理について年度内に環境省の各事務所及び都道府県に再度周知することにより、公園区域外又は普通地域から隣接区域の第2種特別地域又は第3種特別地域の地下部への傾斜掘削する場合で掘削面積が僅少な場合等、当該地域への影響が軽微なものについては、許可手続をより一層迅速に進めます。引き続き、関係者からの意見も伺いつつ、適切な運用に努めてまいります。 |
| ① | 資源調査における自然公園法上の制約 | 代表的な調査手法は、MT(Magneto-Telluric：地磁気地電流)法と呼ばれるものであるが、地表から1mほど穴を掘り、電極とコイルを設置し、1晩置いて地球から自然発生する電磁気を測定し、終了後は穴を埋め戻して原状回復するという内容であり、全く環境へのリスクは無い。よって地表調査については、環境に影響を及ぼさないもの、という条件の一手続きを進めることで必ず許認可を得られるようにして頂きたい。 | 地熱発電では、まず適地選定のため、地表から地熱資源探査を行う。現状の自然公園法では、特別保護地区及び第1種特別地域であっても、「地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、かつ地表部に影響がなく原状復旧が可能なものについては、当該調査に係る地熱開発計画を踏まえた上で当該調査の必要性・妥当性等が認められる場合に限り、個別に判断して認めることができるものとする。」と定められているが、実際は調査段階から、最終的な地熱発電事業計画の提出を求められ、「調査を許可することはその後の発電事業を許可することである」という判断の下、内容によっては調査実施の許認可が下りない事例もある。 | 環境省 | 自然公園法に基づき、国立・国定公園の特別地域内で工作物の設置等を行うには事前の許可申請が必要であり、自然公園法施行規則に定められた許可基準その他関係通知等に基づき審査や指導がされます。自然景観を維持するために特に必要があるときに指定される自然公園の核心部ともいべき特別保護地区及びそれに準ずる自然景観を有する第1種特別地域は、特に厳正に保護されています。しかし、規制緩和を実施した平成27年の通知において、第1種特別地域についても、公園区域外若しくは普通地域からの傾斜掘削、又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域において優良事例が形成されることを前提とした傾斜掘削であって、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、当該第1種特別地域の地表（噴気帯及び地獄現象等）に影響を与えないと考えられる計画が作成されている場合には、個別に判断して認めることができることとしました。さらに、特別保護地区及び第1種特別地域であっても、重力探査、電磁探査等の地熱資源の状況を把握するために広域で実施することが必要な調査であって、自然環境の保全や公園利用上の支障がなく、かつ地表部に影響がなく原状復旧が可能なものについては、当該調査に係る地熱開発計画を踏まえた上で当該調査の必要性・妥当性等が認められる場合に限り、個別に判断して認めることができるものとしています。 | 平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知(国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて) | 対応 | 地表調査段階においては、最終的な地熱発電事業計画の提出は必要ないものとし、その旨年度内に環境省の各事務所及び都道府県に周知します。（地表調査であっても、自然環境や景観への影響がある可能性があるため、特別保護地区・特別地域における調査に当たっては個別に許可審査が必要です。ただし、地表部に影響がなく原状復旧が可能な広域調査を許可することと、その後の発電に向けた各種段階での事業を許可することは別のものと解釈し、そのような運用が図られるよう、年度内に周知いたします。） |
| ① | 国立公園特別第1種内での試錐掘削 | 自然環境の保全に十分に配慮を行う前提で特別保護地域内での試錐掘削・開発を認めていただきたい。また、第一種特別地域内における試錐掘削・開発も認めていただきたい。 | 現状では第一種特別地域の地下のみが傾斜掘り掘削により開発が認められているが、地熱資源は国立公園・国定公園の特別保護地区及び第一種特別地域に相当量が埋蔵されていると考えられる。 | 環境省 | 規制緩和を実施した平成27年の通知において、国立・国定公園においては、 ・普通地域については、個別に判断し認められることとしています。 ・第2種特別地域及び第3種特別地域については、公園区域外又は普通地域から地下部への傾斜掘削を認めることとしたほか、自然環境と調和した優良事例と判断された場合には、地上部での地熱開発についても個別に判断し認められることとしています。 ・第1種特別地域については、公園区域外若しくは普通地域からの傾斜掘削、又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域において優良事例が形成されることを前提とした傾斜掘削であって、地表に影響を与えないと考えられる計画が策定されている場合に限り、個別判断の上認められることとしています。地上部での地熱開発については、認められないこととしています。 ・特別保護地区については、自然公園の核心部分であることから、地上部での地熱開発及び地下部への掘削は認められないこととしています。 | 平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知(国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて) | 対応不可 | 我が国の自然環境保全制度の根幹をなす国立・国定公園における地熱開発の取扱いについては、自然環境や景観の保全に配慮しつつ、再生可能エネルギーである地熱発電の導入を推進する観点から、平成27年に地熱開発関係者や専門家等らなる「国立・国定公園内の地熱開発に係る優良事例形成の円滑化に関する検討会」を開催し議論しました。その結果、平成27年に局長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」を发出し、左記のとおり大幅な規制緩和を行いました。その中でも、国立・国定公園の核心地域であり、国土のわずか1%以下の原生自然である特別保護地区及び第1種特別地域について、地上部の開発を行うことは国立公園の指定価値そのものを毀損することとなり、左記のとおり保護していく方針です。当該通知に沿った地熱案件が進められているところであり、自然環境と調和した地熱開発の実績を積み重ねていくことが必要と考えています。 |
| ① | 温泉法に基づく掘削許可の基準の統一 | 温泉法に基づく掘削許可の基準が全国で統一されておらず、特に東北地方はその制限で開発が阻害されている。日本全国での偏りない地熱開発事業促進を目的に、掘削の許可基準について各都道府県共通の基準が定められるべきである。特に代替掘削については、既存源泉を廃止し掘り直しを行うものであり、新たに温泉資源を搾取するものではないため、各都道府県一律に、特設近隣源泉からの距離規制無く認められることを希望する。 | 温泉法第4条第1項にて掘削の許可基準について、「温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼすと認めるとき」等を除いて許可をしなければならないことのみを定め、その具体的な判断基準は定めていないため、各都道府県にて、掘削に伴う既存源泉からの距離規制などにばらつきがある。また距離規制等の内容が、要綱等として公になっている場合と、内規等として公になっていない場合がある。またそれらの規制の策定の経緯には、科学的根拠を伴っているものもあれば、他の都道府県の例や地域の慣例を参考にしているものがある。 以下、各県の既存源泉からの距離制限規制例： ・宮城県温泉法関係許可申請：掘削において、「付近源泉所有者との同意書」が必要。「付近」の定義については指定なし。 ・大分県温泉法施行条例：新規掘削については規制があるが、代替掘削については、近隣源泉からの同意取得を要なし。 ※「代替掘削」：既存源泉の1つを廃止しその近くに新たな源泉を掘削すること。 ・山形県：基準が公になっていないものの、慣例により、新規掘削及び代替掘削時は、場所によっては2km以内の源泉同意取得など県からの個別指導あり。 | 環境省 | 温泉法は温泉の保護を目的とし、温泉のゆう出目的の掘削を都道府県知事の許可制としています。環境省では温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進するため地熱発電の開発のための温泉掘削等を目的とした「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を作成し、地熱発電の開発のための温泉ゆう出目的の掘削等について、温泉法における許可の判断に有益な情報及び方法を都道府県に提示しています。 | 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係） | 現行制度下で対応可能 | 都道府県の掘削許可等は地域の温泉資源の状況を考慮することが必要であり、都道府県一律の基準を示すことは困難ですが、昨年末に都道府県に対して通知を发出し、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合において地熱と温泉に知見のある専門家の助言を仰ぐ等努めるようお願いしたところです。また、それらの運用実績等も踏まえ、判断基準の考え方を示した温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）について、都道府県や地熱関係者等の意見を聴き、随時、その更新を行います。 |
| ① | 温泉法の制約 | 掘削して熱水資源を利用するなら、調査研究及び掘削等開発費、及びメンテナンスのコスト負担または貯留層の管理を含めて、より高い温度帯にアクセスする地熱事業者側が行うべきである。温泉法もそういった形に変えられるべき。より技術力のある地熱事業者側が井戸の開発及び管理を行い、温泉事業者側にきちんと安定的に供給する義務を負う形を作ること、温泉事業者はお客様のお誘等の旅館運営に集中出来る。但し、自然湧出の温泉で営んでいる未掘削地域(草津や登別のような地域)はこの考えの適用を除外すべきである。 | 地熱の資源量は世界第3位のレベルであるにも関わらず、未だ全電源に占める割合が0.3%に過ぎず、かつ2030年目標の1%が非常に野心的と称されている。賦存が明らかな資源が未利用の状態。その背景には時代に取り残された強すぎる温泉法がある。そもそも温度帯という意味で、地熱(120〜400℃)と温泉(45〜65℃)はバッティングしない。発電後100℃未満に下がった熱水を供給すれば、有り余る量を温泉に供給出来て、かつ温泉事業者の経営の死活的な要因である温泉井や配湯管等のメンテナンスコストも不要、宿泊設備の空調等も全て賅えることになる。誰の目にも明らかなレベルで、地域の生産性は大きく大きく上がる。 | 環境省 | 地元温泉事業者との協定書等により、地熱発電所から地域の温泉旅館等への分湯等を実施している地域はすでにあり、温泉法上の規制はありません。環境省では温泉資源の保護を図りながら再生可能エネルギーの導入を促進するために「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」を作成しておりますが、こちらに大沼地熱発電所や八丁原地熱発電所等を事例として紹介しております。 | 温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係） | 現行制度下で対応可能 | 制度的に一律に地熱事業者側が開発や管理を担うべきという御意見であれば、これまでの歴史や権利関係を踏まえても適当ではないと考えますが、地熱利用と温泉利用を両立させるべき、という御意見であれば、事例の情報収集を行い、地熱発電と温泉地との共生事例としてガイドライン更新の際に反映させてまいります。 |
| ① | 国立・国定公園内の風力発電施設の設置に関する制約 | 国立・国定公園内に風力発電施設の設置を計画する場合にガイドラインが適用されるが、展望地からの眺望に対する基準が厳しいために設置を断念せざるを得ない。また、国立・国定公園以外の計画の場合も同ガイドラインへの準用が求められることがある。具体的には同ガイドラインでは、展望地からの眺望に対する支障程度の判断基準が鉄塔の見え方の知見に基づいており、風力発電施設の見え方の実態に即していないのではないかと。（他に環境省における基準がないため、世界遺産等の他の景観評価においても掘り所となっている）眺望に対する支障程度の判断基準に、風力発電施設の見え方に対する知見（既設風力発電施設等における環境影響実態把握1 平成30年2月国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）を導入することにより実態に即した評価が可能となり、立地可能な地域の拡大が期待できる。 | | 環境省 | 「国立・国定公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は、平成21年に専門家へのヒアリング、景観分野全般の学術知見や事例の整理等により作成され、さらに平成25年に見直しが行われたものであり、自然公園法施行規則第11条に規定する自然公園法の許可基準の細部解釈及び運用方法を補足する具体的な考え方として取り扱われています。 | 国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン | 現行制度下で対応可能 | 風力発電施設は高さ100mを超えるようなものもある大規模工作物であり、鉄塔以上に自然景観に及ぼす影響が大きい一方、国土の10%に過ぎない国立・国定公園の外においても立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待されると考えられます。このため、国立・国定公園内の規模の大きい風力発電施設の立地については、審査基準等に基づき、眺望地からの見え方等を評価し、規模や配置等の影響の軽減を図るなど、個別かつ慎重に審査しています。ご指摘の「既設風力発電施設等における環境影響実態把握結果（NEDO）」など、様々な知見も収集・分析した上で、客観的な審査に努めます。なお、国立・国定公園以外の立地については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に適合することは求めています。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-------------------------------------|---|--|-------|---|--|-----------------------------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 自然公園区域における厳しい開発審査（自然公園法） | 自然公園区域における開発の規制緩和を検討頂きたい。 ・自然公園のうち普通地域は届出で行為ができることになっているが、一般的にはこの届出においても審査が発生（一般的には2か月程度）し、風車設置が認められることが難しい状況なので、この緩和をご検討頂きたい。 ・「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の適用除外をご検討頂きたい。県立公園においても「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」が景観評価の拠り所となっている。（当該ガイドラインにより、県立自然公園でも景観面での対応が必要となり事業化できなかった事例あり）。 | | 環境省 | 国立・国定公園の普通地域において高さ30mを超える鉄塔状の風力発電施設の設置や土地の形状変更等を行う際は、許可申請は不要ですが事前の届出が必要です。当該公園の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為については、環境大臣又は都道府県知事は行為の禁止若しくは制限又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができます。その処分は届出があった日から起算して原則30日以内に限り可能とされており、その期間を延長する場合はその期間内に届出者に対してその旨及び理由を通知することとされています。 | 自然公園法第33条等 | 現行制度下で対応可能 | 風力発電施設は高さ100mを超えるようなものもある大規模工物であり、鉄塔以上に自然景観に及ぼす影響が大きい一方、国土の10％に過ぎない国立・国定公園の外においても立地の可能性や各種取組による風力発電の推進が期待されると考えられます。このため、国立・国定公園内の規模の大きい風力発電施設の立地については、審査基準等に基づき、眺望地からの見え方等を評価し、規模や配置等の影響の軽減を図るなど、個別かつ慎重に審査しています。普通地域についても、特別地域に準じる優れた自然の風景地であり、また特別地域の自然景観を守るための緩衝地帯としての役割もあることから、制度の現状にもあるとおり、風景を保護するために必要な場合には届出者に対して措置命令等を出すことになっており、個別に判断していく必要があります。許可基準等を満たしていれば、国立・国定公園内であっても風力発電施設の設置は可能であり、設置事例も存在します。引き続き、審査基準等に基づき運用を推進していきます。 普通地域における審査は、届出に対して措置命令等を出するか否かの検討をするものであり、その期間は左記の通り届出から原則30日以内であるため、一般的に2ヶ月程度という指摘は事実誤認です。 なお、県立自然公園の指定・管理は条例に基づき実施されており、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は県立自然公園を対象としておりません。 |
| ① | 所有者不明土地の活用 | ・所有者不明土地に関し、所有者等の探索の対象地域の選定基準の対象が行政のみで、民間企業の事業も対象としていただきたい。また、法務局で実施する検索作業期限が明記されていない。事業用地として使用可能となる手続きの長期化が予想され、事業中止の恐れもあることから、検索作業期限（1年以内の検索期間等）や使用可能となる手続きのフローや期限も設けていただきたい。 | 現在、地域福利増進事業として、所有者不明土地であっても、地域のために活用が可能となっているが、その活用事例は少ない。現在の対象施設では、広大な土地を再生可能エネルギーに活用することは実質的に難しい。 | 国土交通省 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「特措法」といいます。）第40条に基づく所有者の探索制度は、登記官が、公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じ、当該事業を実施しようとする区域内の土地を対象として、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記がされていない土地について、職権で、死亡した所有権の登記名義人の法定相続人等を探索し、その結果を所有権の登記に付記する制度です。 「公共の利益となる事業」としては、主として特措法第2条第4項における取用適格事業（土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業）や地方公共団体等が実施するその他の公共的事業が想定されており、現在の運用では、地方公共団体等からの要望に係る土地について優先的に探索作業を実施しています。 なお、法務局における探索作業の実施期間に関する規定はありません。 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条 | 【民間事業者への探索対象の拡大】その他/【作業期間の設定】対応不可 | 現在は地方公共団体等から法務局に対して多くの要望が提出されており、その中から予算の範囲内で、事業の公共性や緊急性、所有者把握の困難性等を考慮した上で、優先順位が高いものを選定していることから、その他の幅広い利用に関する要望に対応できる状況になく、今後もしばらくは同様の状況が続くものと想定されます。 なお、探索作業の実施期間につきましては、対象となる土地の所有権の登記名義人に係る法定相続人の人数が多寡など、作業対象によって大きく異なるため、あらかじめ明示することは困難です。 また、本探索作業の概要は「制度の現状」に記載のとおりであり、使用可能となる手続は観念することができません。 |
| ① | 所有者不明土地における再エネ事業の促進 | 電気事業法上の発電事業は、1,000kW以上の電気工物となっており、所有者不明特措法で事業を行う発電事業においては、1,000kW未満も期待されるところから、電気事業法上の発電事業だけでは不十分である。そこで、所有者不明土地特措法施行令では、電気事業法の発電事業に準ずる1,000kW未満の発電事業も対象とすべき。 | | 国土交通省 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地特措法」という。）に規定する地域福利増進事業は、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工物（出力1,000kW以上の要件を満たすもの）の整備に関する事業に該当するものであれば対象となりますが、出力1,000kW未満の電気工物は対象とされており、仮に対象とする場合には、所有者不明土地特措法の改正が必要となります。 | 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第9号、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第4条第10号 | 検討に着手 | 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和2年7月3日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）」に従い、本件も含め、令和3年中の所有者不明土地特措法の見直し内容の取りまとめ、令和4年の制度見直しに向け、取り組んでまいります。その際、地域福利増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの関係者の意見を伺いながら、検討を進めてまいります。なお、電気事業法による発電事業等の用に供する電気工物（出力1,000kW以上の要件を満たすもの）の整備に関する事業については、現行の所有者不明土地特措法においても地域福利増進事業の対象となる旨を地域福利増進事業ガイドライン及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&Aに明記して昨年末に公表しております。 地域福利増進事業ガイドライン： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001380738.pdf 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法Q&A： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001380968.pdf |
| ① | 【陸上風力】陸上輸送要件の緩和 | ・再生可能エネルギーの普及を促進する目的で、一桁国道や高速道路についても通行を積極的に許可頂けるように配慮いただきたい。 ・公共性の高い橋梁輸送など同様、信号機の一次移設について、「許可」を原則とする現場運用にルールを変更していただきたい。また、ジャッキ式による高さ変更機能を付加した歩道橋普及をしていただきたい。 | ・風車部材の内、タワー、ナセルおよびブレードを公道にて運搬する場合には、特殊車両が公道を通行する必要があり、その場合には特殊通行許可が必要な状況である。現状で、これらの許可は一桁国道や高速道路では得ることができず、輸送ルートの選択の幅が狭くなっている状況である。 ・風力発電機の大型化に伴って歩道橋や信号機などの一時撤去・復旧が必要なケースが増えている。風況など、その他の条件が良いにもかかわらず、許可を得られず開発を断念せざるをえないケースが増えている。 | 国土交通省 | 【風車部材の運搬について】 一定の重量・寸法(長さ、幅、高さ)を超える車両が道路を通行する場合、物流事業者等は道路法に基づく特殊車両通行許可を受けする必要があり、申請を受けた道路管理者は、道路と車両の物理的関係を審査し、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上、必要な条件を付して通行許可を実施しています。 【ジャッキ式による高さ変更機能を付加した歩道橋】 歩道橋は、道路構造令に規定される建築限界を確保しています。道路の建築限界は、交通の安全性・円滑性に支障をきたすことを防ぐために確保する必要があります。高さ・幅等を定めています。 【信号機の一次移設について】 貨物が分割できないものであるために積載重量等の制限を超えることとなる場合においても、警察署長が提出された申請書に基づき、車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可したときは、車両の運転者は、当該車両を運転することができます。 | 道路法第47条の2 道路構造令第十二条（建築限界） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第57条第3項 | 現行制度下で対応可能 | 【風車部材の運搬について】 一桁国道や高速道路であっても、道路と車両の物理的関係を審査し、申請経路を通行することが可能であれば、必要な条件を付して許可を実施しているため、対応可能と考えます。 【ジャッキ式による高さ変更機能を付加した歩道橋】 建築限界を確保したうえで、各道路管理者の判断で、歩道橋が必要な高さ・構造とすることは可能です。 【信号機の一次移設について】 道路交通法第57条第3項の規定に基づく許可を受けて積載重量等の制限を超える貨物を運搬する場合の信号機等の一時移設については、個別具体的な事情に応じて判断する必要がありますが、今後も適切な対応に努めてまいります。 |
| ① | 【風力共通】風力発電機への航空障害灯の設置等に係る基準及び条件等の緩和 | ・ ICAO6.2.4.3では、タワーの中間部には低光度航空障害灯の設置が推奨されていることから、下記の各事項を考慮いただき、日本国内においても低光度航空障害灯の設置への基準緩和を認めていただきたい。 -特に、洋上風力発電機は大型化が進んでおり、昼間時の視認性は確保可能と考えられること -大型化が進むことで航空障害灯設置省略可能な距離以上の間隔を確保しなければならず、全ての風力発電機のナセル上に航空障害灯が設置されること -タワー中間部への中光度白色航空障害灯の設置は保守管理コストの増加に繋がってしまうこと -日本独自の仕様であるため、設置コストの増加に繋がってしまうこと -また、海外の洋上風力発電機の事例として、900mを超える間隔で且つ中光度航空障害灯を設置しているケースが複数あることを踏まえ、日本国内に関しても海外と同様に、設置条件の緩和を認めていただきたい。 | ・「航空障害灯/昼間障害標識の設置等に関する解説・実施要領」（以下、実施要領）では、風力発電機群において、風力発電機の高さが150m未満の場合は、タワー中間部の航空障害灯の設置が省略可能となっているが、風力発電機の高さが150m以上315m以下の場合ではタワー中間部に中光度白色航空障害灯の設置が義務付けられている（昼間障害標識として風力発電機に塗装を行えば、タワー中間部の中光度白色航空障害灯を低光度航空障害灯に変更可能であるが、環境影響への配慮上、風力発電機に塗装を施すことは現実的に難しく、ICAOの推奨事項（6.4.2 塗装は白色であることを満たすことができない）。 ・洋上風力発電機の場合は大型化が進んでおり、風力発電機の最高高さは150mを超えるため、タワー中間部に中光度白色航空障害灯を設置することになると、故障時にはロープワークによる取替作業が生じることから、保守管理コストの増加を招くことになる（低光度航空障害灯であれば、風車タワーに窓を設置して故障時に対応（取替作業等）することが可能であるが、中光度白色航空障害灯を設置する場合は窓を大きくしなければならず、タワーの構造強度に影響が出る）。 ・また、実施要領では、航空障害灯の設置基準として、地上高315m以下で、海拔高の最も高い風車、風車群の輪郭を示す風車（ただし900m以下）の頂部に設置する場合は高光度を中光度に変更することができることとされている。 ・一方、洋上風力発電機が10MW級以上の大型である場合、隣り合う風車間隔が900mを超えることから、前述の基準によると高光度航空障害灯を全機に設置するケースが多発することが想定される。高光度航空障害灯は中光度と比較して非常に高価であり、また設置した場所の周辺住民からの光害（明るく目立ちすぎる）の指摘が想定される。 | 国土交通省 | 航空法第51条において、地表又は水面から60m以上の物件に対し、航空障害灯を設置することを定めています。その設置基準は、航空法施行規則第127条において定められており、高さが150m以上の風力発電機については、ナセル上及びナセルと地表又は水面から105m以下の等間隔の位置に高光度航空障害灯の設置が必要となります。 また、隣り合う風力発電機の間隔が900m以下であり、かつ設置された航空障害灯が同時に閃光又は明滅する場合には、これらの風力発電機を一つの群とみなすことができ、次のとおり航空障害灯の設置基準が緩和されることを「航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準等の事務処理基準」にて定めています。 ①航空障害灯の設置義務の対象を、個々の風力発電機ではなく、風力発電機群内の風力発電機のうち、群の輪郭を示すもの及び群の中で最も高いものとする。 ②設置する航空障害灯を「高光度航空障害灯」から「中光度航空障害灯」に変更することができる。 | 航空法第51条 航空法施行規則第127条 | 検討を予定 | 風力発電機に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、基準緩和について、令和3年1月より検討を開始します。 令和3年3月から、学識経験者、運航関係者、風力発電機設置者及び航空局内関係者で構成する検討会を立ち上げ、令和3年度内を目途に風力発電機の視認性試験及び分析・検証の評価結果を踏まえ、設置基準の緩和の取り纏めを行います。これを踏まえて速やかに基準改正を行います。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-----------------------------|--|---|--------------------------|--|---|------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 【洋上風力】セントラル方式の導入 | <ul style="list-style-type: none"> 欧州では、国が利害関係者との調整役を担い、事前に必要な系統確保を行うなど、可能な限り事業者のリスクを取り除いた上で入札を実施している。そのため、入札事業者は事業成立性のみに焦点を当てて応札することが出来るが、日本では利害関係者との調整や系統確保が事業者責任であるため、対応に必要な期間やコストを勘案した入札価格とせざるを得ない。公募案件については、国が系統の確保および入札に必要な調査を着実に実施し公開すべきである。 調査の届け出を一本化することで、調査情報の共有が図られ、調査の重複がなくなり、セントラル方式での調査コストの低減が可能となる。 促進区域に指定されたエリアの環境影響評価については、重複しないような配慮をすべきである。 漁業との調整についても、ルール策定も含め、国による積極的かつ主体的な関与が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 洋上風力発電所を計画する際には風況調査、海底地盤調査など複数の事業者が個別に実施している。また、系統の確保についても同様に各事業者がそれぞれ個別に対応している。この場合、各事業者の負担増となっていると共に、重複して調査が実施されることになる為、不効率であり業務進捗に支障をきたしている。 通知「洋上風力発電設備の設置を目的とする風況、海底地質等のデータ取得のための調査について」において、届け出先が2箇所となっており、他に海上保安部や海域管理者への届けなど、1つの調査で複数箇所への申請が必要となっている 促進区域指定の手続きが諸外国と比べ煩雑。一般海域の洋上風力は、同一の促進区域で複数の事業者が環境影響評価手続きを行っている場合が多く、公募前から、地元と十分な調整を行わないまま、実施している事業者もある。一旦、地元で反対の声があがると当該海域で事業を進めることは困難となる可能性があり、再エネ普及拡大の支障になる。また、環境影響評価手続きは、4～5年程度の期間が必要であり、これも早期普及拡大の支障となる。 共同漁業権設定外エリアは、利害関係者を特定した上での調整が必要となるが、海域によっては事業者が独自に利害関係者の特定を行うことは非常に難しい。 | 経済産業省, 環境省, 国土交通省, 農林水産省 | 再エネ海域利用法により、促進区域における洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募や、地元調整のための協議会の設置など枠組みが具体化しています。一方で、「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」において、産業界からは、欧州の事例も参考に、より政府が主導する形で案件形成を進めていくべきとの指摘がありました。欧州の「セントラル方式」にも、デンマーク、ドイツ、英国等の多様な事例が存在するため、海外事例や再エネ海域利用法の運用状況も踏まえ、「日本版セントラル方式」の在り方を検討する必要があります。 | 再エネ海域利用法 環境影響評価法 電気事業法 | 検討に着手 | 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」を通じて昨年12月に発表した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」において、初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向け、実証事業を立ち上げること等により、案件形成を促進し、継続的な区域指定につなげていくこととしており、御指摘の点については、関係省庁で連携し、この方針に沿って検討してまいります。 |
| ① | 【洋上風力】吊荷走行を前提としたタワーの組立 | <ul style="list-style-type: none"> 安全確認や適切な吊荷重・走行速度の制限の設定などを実施した上でという制限は言わずもがなであるが、吊荷走行を前提としたタワー事前組立計画により、施工の効率化によって工事コストを下げることができる。 洋上風力の基地港においては、運搬対象物が明確であり、安全対策等一定条件を満たす場合には、クレーン車が荷物を吊った状態で移動できるように見直しを希望している。 | <ul style="list-style-type: none"> 洋上風力の施工における陸上でのタワー事前組立時に、岸壁の後背地で事前に組み立てたタワーをSEP船への積出の為に岸壁近くに設けられた架台へ移動させる作業を計画する場合に、クローラークレーンでの吊荷走行が原則禁止とされている為に、後背地架台の位置は積出架台までクレーンの旋回で到達出来る範囲に制限される。その為、SEP船の洋上風車据付のサイクルタイムに合わせて陸上でのタワー事前組立を完了させることが出来ず、洋上作業の工程が長くなってしまふ。 移動式クレーンの荷を吊ったままの走行は、昭和50年4月10日の行政通達（基発第218号第2-4-（3）-へ）により禁止されている。そのため、クレーン車の旋回範囲以上の長距離を移動させる場合、クレーンの荷物を旋回可能なところに一旦降ろしてクレーン車を移動させて再度荷物を吊るといった一連の作業を目的場所まで繰り返すことになり、作業効率が悪い。 | 国土交通省 | クレーン等安全規則において、移動式クレーンによるつり荷走行を禁止した規定はなく、また、昭和50年4月10日付け基発第218号では「荷をつって走行することは、原則として禁止」としており、一律につり荷走行を禁止しているものではありません。 | クレーン等安全規則、昭和50年4月10日付け基発第218号 | 現行制度下で対応可能 | 昭和50年4月10日付け基発第218号では、移動式クレーンのつり荷走行は安全原則として行わないこととしていますが、臨時的で短期間の作業や代替の方法が確立されていない作業等、作業の性質上やむを得ない場合についてはつり荷走行を禁止していません。つり荷走行を前提とした移動式クレーンであり、メーカーがつり荷走行の走行条件を定めているのであれば、その範囲内で使用することは差し支えありません。その際は、日本クレーン協会規格JCAS 2002-2019「クローラークレーンのつり荷走行時の安定に関する指針」で示されている遵守事項に留意してください。つり荷走行の実施に当たっては、クレーン等安全規則第53条、第55条に基づき、つり荷走行による負荷を踏まえた強度計算による製造許可、製造検査が行われていることが必要です。また、クレーン等安全規則第66条の2に基づき事業者が定める作業の方法等に、移動式クレーンのつり荷走行に係る作業の方法等を含めて定めることが必要です。 |
| ① | 【洋上風力】ウィンドファーム認証の時間短縮 | <ul style="list-style-type: none"> 認証機関を増やすことで手続きが通常2.5年かかる審査時間が短縮できる。 審査期間の標準化による事業予見性の向上及び早期導入に向けた審査期間の短縮をお願いします。また、工事計画審査において、第三者機関の認証を活用する審査方法に依らない方法も否定されていないが、この場合、工事計画審査に必要な全ての設計資料等を事業者が準備する必要があるため、現実的には、第三者機関の認証を工事計画届出までに取得することになると考えている。 このような実態を踏まえ、第三者機関の認証の法的位置づけを明確にしていきたい。 ウィンドファーム認証を取得するための詳細な基準の発行が必要。基準書を明確にすることで通常2.5年かかる審査時間が短縮できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 適合証明書を発行する機関が「日本海事協会」のみで独占状態であるが、日本海事協会に対応している認証の件数が増えていることで対応が遅れ、認証に非常に時間がかかっている。 ウィンドファーム認証プロセスの審査期間が標準化されておらず、事業者想定と比較し長期化する懸念がある。洋上風力発電の電事法第48条に基づく工事計画届出の技術基準審査においての活用を想定し、事業者は、事業者選定後に当該審査を受けることになるが、公募時点においては、審査期間長期化による工程遅延リスクを考慮した保守的な工程を公募用計画に記載せざるを得ず、洋上風力の早期導入の支障となっている。 現在はガイドラインが公示されているのみで、審査は大学の先生の個人々人の判断基準に委ねられている。 | 経済産業省 | 通常風力発電設備に係る工事計画届出は産業保安監督部において受理される一方で、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する風力発電設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断しています。」とされていますが、この基準には但書があり、「施設管理者及び施設所有者との協議により、隔離距離は倒壊影響距離より短くすることができる」とされているところです。 | 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 等 | 検討に着手 | 我が国における洋上風力発電設備の導入件数は少なく、基準がまだ十分に確立されてない状況です。今後、実例が蓄積された段階で可能となることから基準の明確化及び標準化をすることで審査期間の短縮に向けて検討を進めてまいります。 |
| ① | 【洋上風力】港湾の防波堤など構造物の近傍への設置の緩和 | 防波堤の内側など年間を通じて静穏な状態が確保できるエリアでは共用費の高い重機船稼働率が高くなることで、建設コストを低減が可能となる。本エリアは、航路などにもなっており、デッドスペースであることがほとんどである。倒壊による構造物の破損確率は極めて低いので、再エネの発電コスト低減によるメリットが大きいと思慮する。また、過去に巨額の費用を投じた公共財が別の付加価値（発電コスト低減）をもたらすことにもなる。国土面積に比べて海岸線延長が著しく長い日本においては、このようなエリアが多く存在することが固有の状況である。港湾区域に風力発電設備を設置する際の既存構造物からの離隔確保にかかるガイドライン緩和を行っていただきたい。 | 国土交通省のガイドラインでは「港湾の構造物から風車の倒壊範囲の距離を確保しなければならない」となっている。結果、「洋上風力＝一般海域洋上風力」となっており、建設コストの高いエリアにおけ事業展開のみがほとんどという状況となっている。 | 国土交通省 | 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会）において、「洋上風力発電設備等と外郭施設との隔離距離は、基礎マウンドを含む構造物に影響が及ばないよう、洋上風力発電設備等の倒壊影響距離以上を確保することを標準とする。」とされていますが、この基準には但書があり、「施設管理者及び施設所有者との協議により、隔離距離は倒壊影響距離より短くすることができる」とされているところです。 | 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説（令和2年3月版）」（洋上風力発電施設検討委員会） | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載の通りです。 |
| ① | 【洋上風力】眺望点、視点場、視野角の整理 | 公園区域内からの眺めの中に洋上風力発電がある場合についてはルールの見直し等しない許可が下りない。「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」の見直しが必要。 | 公園指定地周辺での開発の場合、すでに設定されている眺望点、視点場などからの風車が見え方が許可判断基準として使われるが、眺望を見る場所ではない場所を眺望点として指定されるケースや、人が入って景色を見るような状態にない場所からの見え方も基準とされることもある。洋上風力発電が海岸沿いの公園区域に近い場合、眺望点からの眺めの中に風車が入ること十分考えられ、許可が下りない可能性も（現行のルールでは）ある。環境省での「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」によると許可基準とある視野角が定められているが、周りの人工物の方が視野角が大きいケースもある。 | 環境省 | 国立・国定公園の特別地域や海域公園地区内において風力発電施設の設置等を行う場合は許可申請が、普通地域内においては大規模な場合のみ届出が必要ですが、公園外における設置については規制対象外です。 | 自然公園法第20条、21条、22条、33条等 | 事実認識 | 公園の指定地域周辺であっても、公園区域外であれば自然公園法の手続きは不要なため、許可が下りないという事実はありません。「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」は、公園内に風力発電施設を設置する際の許可基準についての細部解釈を補足する具体的な考え方であり、公園区域外の風力発電施設について定めているものではありません。 |
| ① | EIAと協議会手続の重複の解消 | 協議会において環境保全措置（代替案やゾーニング）の検討が行われる場合、環境影響評価法上の準備書の作成及び意見聴取のプロセスとの重複が生じうると考えられるため、環境影響評価法上のプロセスにおいて、一部協議会のとりにまともをもって足りるという簡素化のための運用を行うなどの工夫が望まれる。さらに、協議会の中で地元関係者との調整を図るために事業者が行うと思われる地域住民に向けた説明は、環境影響評価法のプロセスにおいて事業者が行う関係地域での説明会の内容と重複が生じうると考えられる。加えて、協議会又は環境影響評価法上の説明会を通じ複数事業者が同じ関係地域に対して説明を行う場合についても、例えば関連法令等の制度の説明など導入的部分には重複が生じられる（すなわち、地域住民からすると複数事業者から同じ説明を受けることになる。）と考えられる。これらの重複部分に関しては適宜流用・簡素化を可能にするなどの工夫が必要となると考えらな。協議会の手続そのものではないが、複数の事業者が同海域で別々の洋上風力発電所の開発を行う場合には、ボーリング調査などの必要な実地調査にも重複が生じる可能性があり、既に行われた調査結果を利用できるような仕組みがあれば無用な調査の繰返しが防げるのではないと思われる。第2回官民協議会資料8頁では政府主導のプッシュ型案件形成スキーム（日本版セントラル方式）に言及されており、上記の問題点は部分的にカバーされている。しかし環境影響評価手続との重複等は同資料では明示的に言及されていない。日本版セントラル方式の導入に際しては、環境影響評価手続との重複回避も考慮することが期待される。 | 環境影響評価法上のプロセスと再エネ海域利用法第9条に基づき設置される協議会のプロセスに重複があることに起因して、環境影響評価に係る手続きが不効率となり事業計画に悪影響を与えている。 | 環境省, 経済産業省, 国土交通省 | 再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に当たり、同法第8条第5項に基づき環境大臣等に対して事前に協議が行われます。また、その法定の協議に先立ち、環境配慮に係る情報提供や意見交換を行う等、主管省庁である経済産業省、国土交通省と密接な連携を図るとともに、関係都道府県の環境部局に対し、各都道府県のエネルギー部局と連携することが重要である旨通知するなど、適切に環境配慮がなされるよう環境省としても対応しています。さらに、地域における協議会に環境省も参加し、同法第9条第5項に基づき、必要な助言を行っています。 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律 環境影響評価法 | 検討に着手 | 環境影響評価法第14条に定める環境影響評価準備書を作成する際には、再エネ海域利用法第8条第2項に基づく国の調査結果や同法第9条に基づく協議会における意見等を活用することで、簡素化を図ることができると考えます。また、協議会と、再エネ海域利用法の選定事業者が行う環境影響評価法第17条に定める説明会を同日開催するなど運用の工夫により選定事業者の負担を軽減することができると考えます。上記のように再エネ海域利用法の手続で得られる情報が環境影響評価手続において活用できることなどについて、関係省庁（環境省、経済産業省、国土交通省）で令和3年6月までに調整し、都道府県等に周知いたします。なお、環境影響評価手続における既存の他の調査データ等の活用を促進するため、事業者の了解を得て行う環境省データベースでの環境影響評価図書公開の協力を得られるように事業者団体に対して更なる協力要請を行って参ります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|------------------------|--|---|-----------------------|--|---|------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 占用期間の延長基準の明確化 | このため占用期間の延長に際し経済産業省及び国土交通省が、どのような要素を評価するか（評価基準は何か）、及び延長の期間がどの程度かをより明らかにすることがとても重要である。 | 近時の洋上風力発電所において使用されている部品の耐用年数は30年から35年程度であり、旧式の洋上風力発電所であっても25年程度となっている（世界で最初の洋上風力発電所は、1991年から2017年まで25年間稼働した実績がある）。そして洋上風力発電所の耐用年数を加味し、開発・建設及び撤去期間を含んだ30年に10年から15年間程度追加した運転期間を見込むことができれば、追加期間の見込み収入をもとに、コストを多くて10%程度減少させることができ、発電コスト（ひいては国民負担）を低減することが可能となる。近時の洋上風力発電事業の公募占用指針においては、一定の条件が揃えば占用期間の更新が認められると記載されている。もっとも、事業者が同更新の可能性も踏まえた供給価格の決定・応札をするためには、占用期間の延長に際しどのような要素を評価するか、及び延長の期間がどの程度となるのかに関する理解が示されることが非常に重要となります（例えば、延長期間が一年では供給価格低減効果が乏しく、また短期の延長が繰り返されるようだとやはり供給価格低減効果が乏しい。）。 | 経済産業省、国土交通省 | 公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保安及び国民負担抑制等の観点から新たに公募を実施せず、占用の更新の申請を認めると判断し、かつ、再エネ海域利用法第10条に基づき、事業者が改めて公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められます。 | 再エネ海域利用法 | 検討を予定 | 公募占用計画の認定の有効期間の終了後に、新たに公募を実施する場合もしくは占用の更新を認めるかどうかについては、国民共有の財産である海洋の活用の公共性・公平性を担保する観点から、既設の洋上風力発電設備の稼働状況や事業者のそれまでの公募占用計画の実施状況、当該海域について他の発電事業者から占用の希望があるかを十分に調査し、新たな公募を実施することが適切かどうかなどを検討する必要があると考えており、これらの観点について今後有識者会議等において検討を深めて参りたいと思います。 |
| ① | 洋上風力口海域占有期間の延長 | 洋上風力は実質事業期間30年以上を前提に関連法令を整備頂きたい。諸外国も期間を延ばす方向にあると認識している。 | 現状の30年では、開発・撤去期間を考慮すると、実質的には20年しか運営できない。 | 国土交通省、経済産業省 | 公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、当該期間の終了前に、経済産業省と国土交通省が促進区域内海域の利用又は保安及び国民負担抑制等の観点から新たに公募を実施せず、占用の延長の申請を認めると判断し、かつ、再エネ海域利用法第10条に基づき、事業者が改めて公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む）を提出し、占用のための国土交通大臣の許可を取得した場合に、占用の更新が認められます。 | 再エネ海域利用法 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状に記載の通りです。 |
| ① | 漁業関係者との個別交渉の円滑化 | 全国一律のルール（或いはガイドライン）を設けていただきたい。 | 洋上風力発電の事業開発において、海域利用における漁業関係者との調整が個別交渉とされており、推進の支障となっている。 | 経済産業省、国土交通省、農林水産省 | 洋上風力発電事業は、長期に渡って海域を占用する事から、漁業者を含む地域と事業者との共生や調和が大変重要となります。そのため、再エネ海域利用法第9条において、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者等から構成される協議会を組織し、協議会において協議が調った事項について、協議会構成員に尊重義務をかけ、公募を実施する区域を選定する前に、選定事業者に求める協議会意見をとりまとめしております。また、同法に基づく公募により選定された事業者は、同協議会の構成員となり、同協議会に参画することになります。 | 再エネ海域利用法 | 検討を予定 | 海域の先行利用者と洋上風力の共生のあり方など、洋上風力発電事業の新規案件形成の迅速化につながるよう、法定協議会の運営をはじめとした再エネ海域利用法の運用ルールの改善について検討してまいります。 |
| ① | 【洋上風力】排他的経済水域（EEZ）への導入 | 既にスコットランドでは、浮体式におけるEEZの活用が始まっており、2050年の脱炭素化のためには、世界第6位のEEZを保有する日本が、世界に先駆けて先鞭をつけることで、世界のトップランナーとして浮体式を世界にPRすることにつながります。再エネ海域利用法の適用外となる30MW未満の実証レベルでもかまいませんので、早期のEEZ利用を検討すべきである。 | 再エネ海域利用法において促進区域の指定は「我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって次に掲げる基準に適合するもの」という「領海」という制限のために、浮体式の本命とされるEEZの利用が制限され、普及促進の市場性や大水深海域への進出に向けた技術開発意欲の障害となっています。 | 内閣府、海洋事務局、経済産業省、国土交通省 | 2019年4月に施行された再エネ海域利用法に基づき、これまでに、4カ所を「促進区域」として指定し、洋上風力発電事業を行うべき者を選定するための公募を開始している。さらに、これに続く「有望な区域」として4カ所を公表する等、洋上風力発電設備の整備に係る手続きを着実に進めている状況。 (参考) 再エネ海域利用法（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律）は、海域を長期占用する洋上風力発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、①基本方針の作成、②促進区域の指定、③公募に基づく事業者選定、④FIT認定を経て、一般海域において洋上風力発電事業を行おうとする者に対して、占用を許可するもの。 | 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号） | 検討を予定 | 引き続き、2019年4月に施行された再エネ海域利用法に基づき、洋上風力発電の導入拡大を促進するとともに、今回の提案を踏まえ、領海外の海域における洋上風力発電についての産業界のニーズの把握を行い、2050年のカーボンニュートラルを実現するための具体的な方策について、検討を開始いたします。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-------------------------------------|---|--|-----------|---|---|------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 【風力共通】 リブレースアセスの簡素化 | 二種事業と同様とする、配慮書の廃止、また周辺より同意があるのであれば騒音基準、離隔距離などを対象としないなどによりアセスメントにかかる期間を短縮してもらいたい | 現在リブレース手続きに入っている風車はみなアセス法の適用以前に設置されたもので通常の新規設置とほぼ同様のアセスを行っているうえ、環境省からのリブレースのガイドラインに沿って行われている。既存風車はそで20年近く運用されており、周辺地域での認知もあり、リブレースをする上での問題などが明確で不必要な調査まで行わなければならないようになって、時間とコストの無駄が生じている。 | 環境省,経済産業省 | 既存の風力発電設備を撤去し、新たに風力発電設備を設置する事業のうち、一定規模以上のものが対象事業とされており、「第1種事業」は出力1万kW以上もの、「第2種事業」は7,500kW以上1万kW未満であるものとされています。 (規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を「第1種事業」として定め、環境アセスメントの手続を必ず行うこととされています。この「第1種事業」に準ずる規模の事業を「第2種事業」として定め、手続を行うかどうかを環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの観点から個別に判断することとしています。) | 環境影響評価法 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 | 現行制度下で対応可能 | 環境影響評価法（以下、「法」という。）は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するための手続を行うことを求めています。 法では、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目の検討は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することとしています。 環境省としては、こうした事業者による項目の選定を検討する際の参考となるよう、2020年4月に具体的な手法を記載した「風力発電所のリブレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」（以下、風力ガイドライン。）を公表しました（ https://www.env.go.jp/press/107909.html ）。 これにより、リブレース事業であれば、既存の管理用道路や送電線等が活用できるため土地の改変が少ないこと、既存の施設に係る環境影響を把握することで当該エリアにおける環境影響の把握が容易であること等の特徴があることから、このような事業特性を踏まえた環境影響評価の項目の絞り込みや、調査・予測手法の簡略化を行うことが可能であることを分かりやすい形で広く周知し、メリハリある環境影響評価の促進をしているところであります。 引き続き、この風力ガイドラインの周知を徹底して参ります。 |
| ① | 一定要件下の事業に対して環境影響評価法の第二種事業適用基準の上限の撤廃 | 現在の法運用では、環境アセスメントの要否判定対象となる第二種事業を発電出力3万kw～4万kwの太陽光発電所とされていますが、人為的な影響の比較的高い地域（例：ゴルフ場や工場・倉庫跡地等の開発済土地）については開発に依る環境影響は小さいと考えられる為、当該地域での事業については規模に関わらず第二種事業として見做し、スクリーニングによりアセスを要否が判定されるよう、法の見直しをお願いします。 | 環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの実施を義務付けるものです。 太陽電池発電所について、出力4万kW以上を第1種事業、3万kW以上4万kW未満を第2種事業としております。 | 環境省,経済産業省 | 環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの実施を義務付けるものです。 太陽電池発電所について、出力4万kW以上を第1種事業、3万kW以上4万kW未満を第2種事業としております。 | 環境影響評価法 | 現行制度下で対応可能 | 環境影響評価法（以下、「法」という。）は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するための手続を行うことを求めています。 太陽光発電事業については、近年、事業の実施に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が多く生じている状況を受け、令和2年4月より環境影響評価法の対象事業に追加されました。環境影響評価手続を実施し、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することにより、地域の理解と受容が進み、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進につながることと考えます。 法では、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目の検討は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することとしています。 例えば、ご指摘のようなゴルフ場等の開発済土地であって、土地の造成や樹木の伐採をしない場合には、特段の事情がない限り、重要な種及び重要な群落の生育環境への影響が少ないと考えられ、「植物」に対する影響の評価を項目として選定しないことや、近傍に民家等が存在しない場合には、施設の稼働時における施設（パワーコンディショナ等）の騒音や反射光による影響が考えられないため、「騒音」や「反射光」に対する影響の評価を項目として選定しないことも可能であり、それによる環境影響評価の簡素化（時間及びコストの削減）を図ることができると考えられます。 他方、ゴルフ場等の開発済土地で実施する場合においても、雨水等が太陽光パネルから直接地表に落下することによる土砂流出に伴う水の濁りの可能性、希少種などの重要な動物が生息・生育している場合における影響の可能性、国立公園等の景観資源、名勝、重要文化的景観等がある場合の景観への影響の可能性などが考えられる場合もあり、適正な環境配慮の確保や住民等の地域の理解の観点等からは、ご指摘のような人為的な影響の比較的高い地域での事業であっても、規模に関わらず第二種事業として見做し、スクリーニングによりアセスを要否が判定されるように法を見直すことは難しいと考えます。 メリハリのある環境影響評価を進めるために、現在、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「ガイドライン」の作成に着手しており、事例収集や有識者検討会での議論、パブコメ等を経た上で、令和3年6月中旬に公表します。 |
| ① | 環境アセスメント手続の迅速化・簡素化等 | ・環境アセスメント手続きの簡素化 ・自治体による上乗せ規制の制限。 ・手続きに係る期間の短縮（半年以内） | 太陽電池発電所の設置事業について、環境アセスメントの対象とされている上、法の規制に加えて自治体の条例による規制が加重されるなどしているため、手続きに要する期間が長くなり、費用負担も重くなっている。 | 環境省,経済産業省 | 環境影響評価法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為の実施・意思決定に当たりあらかじめ環境への影響について適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境アセスメントの実施を義務付けるものです。 太陽電池発電所について、出力4万kW以上を第1種事業、3万kW以上4万kW未満を第2種事業としております。 | 環境影響評価法 | 現行制度下で対応可能 | 環境影響評価法（以下、「法」という。）は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が、事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について事業者自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するための手続を行うことを求めています。 太陽光発電事業については、近年、事業の実施に伴う土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が多く生じている状況を受け、令和2年4月より環境影響評価法の対象事業に追加されました。環境影響評価手続を実施し、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することにより、地域の理解と受容が進み、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進につながることと考えます。 法では、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目の検討は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することとしています。 現行制度上、論点をしぼったメリハリのある環境影響評価を実施することができるよう、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能です。そのため、開発済み土地に関しては、「植物」や「騒音」「反射光」に対する影響評価項目などを省略することで手続きの簡素化を図ることができます。メリハリのある環境影響評価を進めるために、現在、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「ガイドライン」の作成に着手しており、事例収集や有識者検討会での議論、パブコメ等を経た上で、令和3年6月中旬に公表します。 なお、法が対象とする事業については、アセス法が環境影響評価手続を規定しているため、条例で環境影響評価に関する一連の手続を規定することはできないとされています。 |
| ① | 工場立地法における緑地の取り扱い | 緑地の減少につながるという点でトレードオフの側面はあるものの、工場立地法の制約が今後産業用の蓄電池・太陽光の追加導入の妨げになることが予想されるため、再エネ設備の導入につながる場合に限り、部分的な緑地換算を認めるような柔軟な対応を検討いただきたい。 なお、条例レベルでは自治体が独自に配慮されている事例も存在する。 | 工場立地法における緑地面積確保の規定が、太陽光発電設備・蓄電池設備の導入の律速となっている。 | 経済産業省 | 工場立地法第4条第1項に基づく工場立地法施行規則第4条において、太陽光発電施設（関連する蓄電池設備を含む）は「緑地以外の環境施設」として位置づけております。 「緑地」及び「環境施設」のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、工場立地法第4条第1項に基づき、国において準則で定めておりますが、工場立地法第4条の2第1項に基づき、市町村は条例により、工場立地法第4条の2第2項の基準の範囲内において、国の準則に代わる市町村としての準則を定めることができます。 国の準則では、重複緑地として、当該緑地面積の最大25%まで緑地の上に「太陽光発電施設」を設置することをすでに認めており、市町村の準則では最大50%まで重複緑地として認めることができます。 | 工場立地法第4条第1項 工場立地法第4条の2第1項 工場立地法施行規則第4条 | 現行制度下で対応可能 | 太陽光発電施設（関連する蓄電池設備を含む）であれば、「緑地以外の環境施設」に該当するため、それらの設備の導入に際しては、市町村の準則や重複緑地制度といった現行制度を活用することで、確保すべき緑地比率に関し柔軟な対応が可能です。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---------------------------------|---|--|------------------------------------|---|--|---------------------------------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ① | 【風力共通】 世界遺産 | 世界遺産に関連した景観の規制を緩和していただきたい。風力発電にとって好条件の適地が減った結果、運転開始にこぎつける計画が減ってしまう。自然公園やラムサール条約に指定されている場所であっても開発基準を緩和していただきたい。 地球温暖化対策の場合は例外等にはできないか。 | 世界遺産・世界農業遺産ができるたびに、周辺半径数十キロメートル単位で風車が建設できないエリアが増えている。 ラムサール条約に指定されていると、鳥獣保護法、自然公園法とセットで開発が難しいエリアとなってしまう、風力発電設備の設置が困難になる。 | 文部科学省、環境省、農林水産省、内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室 | 世界遺産やラムサール条約湿地に登録されることによって新たに国内の法的な規制が生じるものではありません。これらの登録にあたっては、保護担保措置として、文化財保護法、自然公園法、国有林、鳥獣保護管理法等の既存制度を活用しています。また、世界遺産としての価値に負の影響を与えることのないよう影響評価を実施することが国際的な決まりとして求められています。なお、世界農業遺産については、認定に伴い新たな規制は何も生じません。 | | 現行制度下で対応可能 | 世界遺産は人類共有の顕著で普遍的価値を有するものとして、ラムサール条約登録地は水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地として、それぞれ世界的に価値が認められた極めて重要な地域であることから、新規の開発行為にあたっては、その価値が失われないよう留意していくことが、国際的な責務となっています。世界遺産やラムサール条約登録地の保全は左記国内法等でなされており、その適切な運用に努めてまいります。 |
| ① | 【洋上風力】 海岸保全区域の占用許可の緩和 | ・海底ケーブルを揚陸の上陸上送電線にて送電するケースは必至であることから、国が選定した洋上風力発電事業者が行う海岸保全区域の占用許可申請は許可対象として明記していただきたい。 ・もしくは国からの通達等により、国が選定した洋上風力発電事業者が行う海岸保全区域の占用許可申請は許可対象とするよう指導していただきたい。 | ・洋上風力においては一般海域にて発電した電力を海底ケーブルにて陸上に揚陸のうえ送電する必要があるが、港湾区域以外の海岸域の狭さが海岸保全区域に指定されており、現状工作物等の占用許可が認められていないことから、洋上風力発電事業を実施するうえで大きな妨げとなっている。 | 国土交通省、農林水産省 | 海岸保全区域とは海岸を防護するため海岸保全施設の設置及び管理を行う必要がある区域です。海岸管理者は占用許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、これを許可してはならない。と海、海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について（平成23年6月30日）を通知しており、この通知に適合したもののについては占用を許可しているところです。 | 海岸法第七条、第八条、第三十七条の四、第三十七条の五、「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について」（平成23年6月30日） | 現行制度下で対応可能 | 「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について」に適合したものは占用許可を行うこととしております。また、当該指針では他の再生可能エネルギー等に係る施設を設置する場合についても準用できるものとしています。占用許可においては当該海岸の特性、立地の合理性、海岸の防護、景観及び環境との調整等を踏まえ、海岸管理者が判断する必要があることから、洋上風力発電に関連する他の施設等の占用については同運用を踏まえた対応を願います。 |
| ① | 【洋上風力】 道路占用許可の緩和 | 可能な限り市町村道や法定外公共物を地中送電線ルートとして選定していくことを基本とするも、やむを得ず都道府県道の縦断埋設や国道の斜め横断が生じる場合には、これらを容認し、合理的な送電ルートを確保できるようにする。 | ・洋上風力においては揚陸地点から一般送配電事業者が所有する変電所まで、地中電線路を敷設して連系させるケースが多く発生してくる。 ・この場合の送電線の亘長は数10kmとなるケースも出てくるが、地方の場合は地中電線路を埋設可能な道路が非常に限られてくる。 ・集落や街部等の市町村道は、上下水道や通信ケーブルの既存埋設物が多く、地中電線路工事で生活の支障となることが懸念される。 ・したが、地中電線路埋設可能な道路は幹線道路に限定される場合が多いが、現状、都道府県道の縦断埋設や国道の斜め横断等は認められておらず、送電ルートの確保に支障をきたしている。 | 国土交通省 | 道路法において、電線の縦断、斜め横断の地下埋設を禁止していませんが、各道路管理者の定める基準や道路工事計画、道路構造、安全への支障等から認められないことがあります。 | 道路法、道路法施行令 | 現行制度下で対応可能 | 「制度の現状」欄に記載のとおり、道路法において禁止しておらず、対応は可能であると考えます。ただし、各道路管理者の定める基準等により認められないこともありますので、電線を埋設する道路の道路管理者まで個別にご相談いただければと思います。 |
| ① | 【風力共通】 自営送電線のJR線路の横断 | やむを得ずJR線路を横断する必要が生じた場合には、これらを容認し、架空送電ルートで横断可能な場合はそれを優先するものとして、地下（推進工法）による横断は架空が不可能な場合に限るものとする。 | ・風力発電においてはウィンドファーム変電所から一般送配電事業者が所有する変電所まで、送電線を敷設して連系させる。 ・この場合に途中でJR線路がある場合には横断することを余儀なくされるが、横断方法（架空または推進工法）に関して高コストな推進工法を要請されるケースがある。 | 国土交通省 | 鉄道関係の法規制においては、電気事業者の送電線が線路上空を横断することを制限しておりません。私有地の上空を利用することになりますので、送電線が線路を横断する方法等については、電気事業者・鉄道事業者（土地所有者）の間での調整により決めることとなります。 | なし | その他 | 「制度の現状」に記載のとおり、該当する法規制がないため、規制緩和によって「提案理由」にあるような事象を解決することはできません。横断方法の決定にあたっては、工事費用の問題のほか、鉄道運行に影響を与える可能性（災害により送電設備が損傷した場合等）等、様々な利害が想定されますので、電気事業者・鉄道事業者間でご調整いただきますようお願いいたします。 |
| ① | 水路工作物 | 導水路や放水路の護岸の施工方法について、河川法や自然公園法で認められている「蛇籠（布団籠）工による施工」が電気事業法においては事実上認められておらず、許認可手続きの手戻りがしばしば生じております。法令ごとに異なる基準を統一して頂き、許認可手続きが円滑に進みますようご配慮をお願い致します。 | 中小水力発電の水路工作物に関する規制について、関係法令で異なる規定を統一して頂くようお願い致します。 | 経済産業省、環境省、国土交通省 | 導水路や放水路等の水路工作物の技術基準については、電気事業法第39条第1項の規定に基づく発電用電力発電設備の技術基準を定める省令で規定されているところです。 | 発電用電力発電設備に関する技術基準を定める省令 | 現行制度下で対応可能 | 電気事業法で求める技術的要件と河川法や自然公園法で求める技術的要件は、法目的が異なることから統一することは困難です。ただし、電気事業法においては、技術基準省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断しており、蛇籠（布団籠）工による施工については、水路からの漏水防止対策など十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば省令に適合するものと判断します。 |
| ① | 普通河川（法定外公共物）の占有許可について | 書式・申請の処理の流れについての難形や、許可検討用のガイドライン等を地方自治体向けに国の方で準備していただきたい。 | 普通河川の水利を利用した小水力発電所を構築する際、当該市町村に法定外河川の水を利用する場合の定まった申請の書式や許可に至るためのルールが準備されていないことがある。この場合、役場内で書式や体制を検討してもらうために大変長時間かかる。 | 国土交通省 | 普通河川の管理は、自治事務であるため、国（国土交通省）が当該管理にあたりルール等を定める事は、適切ではないと考える。（対応不可） なお、河川法等に基づく申請様式等は省令で定められており、手続き等については「小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック」等をHPに掲載している。 | 河川法第4条 河川法第5条 河川法100条 | 対応不可 | 普通河川の管理は、自治事務であるため、国（国土交通省）が当該管理にあたりルール等を定める事は、適切ではないと考える。（対応不可） なお、市町村が管理する河川には、河川法第100条に規定されている「準用河川」があるが、当該河川の管理は自治事務であり、河川法の規定を準用しつつ、市町村が条例等に基づき、適宜、管理を行っている。普通河川の管理についても、市町村が条例等に基づき、適宜、管理を行っているものと認識している。 |
| ① | 水力発電所の計画にあたっての国立公園や国有林内の立地規制の緩和 | 水力発電所の計画にあたって、国立公園や国有林内を使用できると、効率的な発電計画が可能になる場合がある。国立公園や国有林内の立地規制に対して、柔軟な対応（環境に影響を与えない範囲であれば土地利用可能など）を要望する。 | 国立公園や国有林内では自然保護の為、土地利用に制限がある。 | 環境省 農林水産省 | 【国立公園について】 国立公園内において工作物の新築や河川湖沼等の水位水量に増減を及ぼさせること等を行う際には、特別地域内であれば許可申請が必要であり、許可基準を満たしていれば許可することが可能です。普通地域内であれば、許可申請は不要ですが事前の届出が必要です。 【保安林について】 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能の発揮に影響を受けることに鑑み、事業の公益性や災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを申請書等において確認し、指定の解除を行うことが必要です。また、その公益的機能に支障がないような線的（幅1m未満）又は点的（500㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 自然公園法第20条、21条、22条、33条等 森林法第26条等 | 【国立公園】 事実誤認/ 【保安林】 現行制度下で対応可 | 【国立公園について】 左記の通り、許可基準を満たしていれば、国立・国定公園内であっても水力発電施設の設置は可能です。 【保安林について】 提案主体に問い合わせたところ、保安林の指定解除に関する御提案だったため、この点について回答します。制度の現状のとおり、開発予定地に保安林が含まれる場合であっても、公益的機能に支障がないような線的又は点的な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができることとなり、現行制度下で対応可能となっております。 |
| ① | 消防法における設置協議対応 | 新規性の高い取り組みが、必要な基準を満たしているにも関わらず、前例主義により実現を阻害されることのないよう、消防署における地域横断的な設置事例の情報共有や、ガイドラインに準拠して安全性が確認できたものについては前例にこだわらない適切な判断実施をするような通達を検討していただきたい。 | 危険物取扱施設への太陽光発電設備の設置における消防署との協議において、安全面での合意が得られた場合であっても、前例がないことから消防署からの許可がおりない事例がある。 | 総務省 | 消防庁においては、危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等について、法令上適切な運用がなされるようガイドライン（「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」（平成27年消防第135号））を発生し、各消防本部等に対し消防組織法第37条に基づく助言を行っています。 | 消防法第10条第1項 消防組織法第37条 | 現行制度下で対応可能 | 危険物施設への太陽光発電設備の設置において、「安全面での合意が得られた場合であっても、前例がないことから許可がおりない」ということがないよう、各消防本部等に対し、ガイドラインに準拠して安全性が確認できたものについては適切に許可する旨を令和3年1月中旬に事務連絡を発生し、再周知いたします。 |

第3回 要望と回答 (②系統制約) ※規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|------------------------|---|---|-------|--|---|--------------------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ② | 低圧需要における余剰分の自己託送 | 低圧での需要は、土日での余剰が発生するケースが多い。余剰分について自己託送で対応できれば、系統空き容量の改善や、土地の確保、自治体等との協議の短縮化を図ることが可能となる為、検討いただきたい。 | 「託送供給約款」において、「低圧発電所は原則1発電バラシングループに属するものとする＝発電部分を自家消費部分と余剰部分に分割せず自家消費部分のみとする」旨の明記がある。自己託送もこれに準ずるとされており、発電分を全て消費に回す必要があると解釈されている。 | 経済産業省 | 各一般送配電事業者の託送供給等約款では、低圧発電設備は原則として1発電バラシングループに属するものとされていますが、余剰分について逆潮流が出来ないとは定めていません。低圧発電所の場合でも、所内消費分を除き余剰分を自己託送として利用することは現行制度上可能です。 | 電気事業法第2条第1項第5号ロ各一般送配電事業者の託送供給等約款(電気事業法第18条) | 事実認識/現行制度で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ② | バイオガス発電の出力制御 | 基幹送電線の利用ルール及びノンファーム型接続における出力制御の検討に当たっては、環境性、安定供給性、一定の調整力のあるバイオガス発電が不利にならない制度となるようにしていただきたい。 | バイオガス発電は、カーボンニュートラルで環境性が高く、安定供給性の高い電源であるが、優先給電ルールにおいて、太陽光発電や風力発電よりも前に出力制御を行うことになっている。 | 経済産業省 | 現在、地域間連系線を除くすべての地内系統は、全電源共通で接続契約申し込み順に系統の接続容量を確保するという先着優先ルールとなっていますが、この先着優先ルールを改めるべく、基幹送電線利用ルールの見直しに向けて詳細を検討中です。他方、電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則及び電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、バイオマス電源や自然変動型の再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給、揚水発電所の最大限の活用等の措置を講じています。 | - | 検討を予定 | 今後の送電容量上の制約における出力制御ルールにおいては、燃料費がかかるため経済性で劣後することに加え、CO2排出があるという環境性で劣後することに鑑み、メリットオーダーの観点から、火力電源を非化石電源より先に出力制御することを基本方針として検討が進められています。その上で、①火力電源の中でどのような順番で出力制御を行うか、②非化石電源の中でどのような順番で出力制御を行うか、については、出力制御の実施方法(オンライン制御の可否等)や3Eの観点等を踏まえつつ、引き続き検討していきます。 |
| ② | 複数の発電所の接続検討について | 複数の発電所の接続検討に対して、発電出力を合わせた値での空き容量の検討をしていただけるような書類形式・手続きを導入することを検討いただきたい。さらに一般送配電事業者ごとに情報公開のポリシーや内容が異なるようにルール化することが望ましい。 | 小水力発電の場合、河川の構造上等の理由で同一水系に複数の発電所を計画することがある。その際に同時(ないしは時間をおかず)に接続検討を行うと、複数の発電所をどちらも構築できるのかどうかを判定できない。極端な例として、系統のバンクに500kWの空き容量があり、同一配電線に500kWの発電所を2箇所構築しようとして接続検討を同時に行った場合には、どちらにも接続可能という回答が来ることになる。実際には無理と判明するのは、最悪、一方の発電所が接続契約を出来たタイミングになるため、甚大なムダが発生する。 | 経済産業省 | 各一般送配電事業者は、送配電等業務指針に基づき、発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する事業者から提出される接続検討について、連系可否等の回答を行います。また、情報公開については、系統情報の公表の考え方に基づき、各一般送配電事業者のホームページにて情報の公表を行っています。 | 送配電等業務指針 系統情報の公表の考え方 | 対応 | 接続検討の申し込み時に、検討の前提条件として他の発電所の連系等の状況を指定することで、複数発電所に対応した検討を行うことが可能です。例示の場合は、1件は通常通り500kWの接続検討を申込み、もう1件は先の500kWが連系したのとして接続検討を申し込むことで、前者は接続可能・後者は接続不可(増強が必要)と回答されるものと考えます。また、各一般送配電事業者が公表する情報については、系統情報の公表の考え方にて定められており、全者統一した対応を行っています。 |
| ② | 系統連系にかかる期間とコスト | 地熱発電においては、調査段階で申請する予定発電量の系統枠から、掘削後の発電量が異なっただけとしてある程度の範囲で許容するなどの改善を検討いただきたい。 | 地熱は火山帯があるへき地に賦存していることが多く、系統連系への所要期間が10年を超えることもある。鹿児島県霧島市、大分県九重町、大分県由布市、大分県別府市、青森県全域、岩手県全域、秋田県全域など、地熱資源ポテンシャルのあるほとんどのエリアが接続に長期間かつ高コストとなっており、普及が進まない最大の理由である。また、地熱発電は、資源調査、掘削、発電所建設というプロセスを進めるが、掘削以降出ない最終的な発電量がわからないという特徴がある。したがって、まず資源調査段階において発電出力を仮決定し、系統の確保を行い、それを元に事業計画を立てていくことになる。しかしながら、もし掘削後の最終的な発電量が、当初の予定発電量と大きく異なる場合は、電力会社から再度系統の確保をやり直すように要請を受け、そこで系統が埋まっていたり、系統金額が大幅に変更になるなどの事例が発生している。 | 経済産業省 | 各一般送配電事業者は、送配電等業務指針に基づき、発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する事業者から提出される接続検討について、連系可否等の回答を行います。 | 送配電等業務指針 | 一部対応、一部検討を予定 | 2021年1月13日より全国の空き容量の無い基幹系統にノンファーム型接続が適用されます。ノンファーム型接続によって、系統容量の確保が不要となるため、系統への連系を前提とした調査・開発が可能になると考えます。また、基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会で課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、今年夏頃までに一定の方向性を取りまとめ予定です。 |
| ② | 低圧自己託送に関する改善要望 | ・「託送供給約款」のなかで「低圧発電所は原則1発電バラシングループに属するものとする＝発電部分を自家消費部分と余剰部分に分けず自家消費部分のみとする」という内容が明記されており、自己託送もこれに準ずるとされ、発電分を全て消費に回す必要があると解釈されている。低圧での需要は、土日での余剰が発生するケースが多く、余剰発生について自己託送で対応できれば、系統空き容量の改善や、土地の確保、自治体等との協議に短縮化ははかれる。 ・一般電気事業者、新電力にて低圧での自己託送部分供給サービスの新設が必要です。供給・需要側双方へ蓄電池を設置し、同時同量の確保を行うことで可能と考えます。 | ・自己託送制度のなかで、発電所側が低圧の場合には、余剰電力を出せない(高圧は可能)となっており改善を求める ・一般家庭のような需要側が低圧の場合、自己託送を行おうとすると「部分供給」サービスの利用が存在せず、インバランスペナルティを恐れスキームが成立していない。 | 経済産業省 | 各一般送配電事業者の託送供給等約款では、低圧発電設備は原則として1発電バラシングループに属するものとされていますが、余剰分について逆潮流が出来ないとは定めていません。低圧発電所の場合でも、所内消費分を除き余剰分を自己託送として利用することは現行制度上可能です。部分供給については、小売電気事業者等との相対契約により行われるものであり、当事者間の合意が取れれば制度上妨げるものではありません。 | 電気事業法第2条第1項第5号ロ各一般送配電事業者の託送供給等約款(電気事業法第18条) 部分供給の指針 | 事実認識/一部現行制度で対応可能/一部対応を検討 | 自己託送においては制度の現状欄に記載のとおりです。電気の特性上は需要と供給を一致する必要があります。このため、2016年度に全ての発電事業者及び小売電気事業者は同時同量を行っていただく前提で計画値同時同量制度を設けています。御指摘の部分供給の在り方については、必要性を含めて検討して参ります。 |
| ② | 出力抑制の予見性・関連情報の公開 | 出力抑制の対応状況については一定の情報の公開公表が求められている。一方で今後ノンファーム接続なども増加していくことが見込まれる中、事業者にとって出力抑制の発生頻度を予測する難易度が上がってきている。この状況に対応するためには以下のような更なる情報公開を求めたい。 ・優先給電ルールに基づき、再エネの出力抑制の前に連携線や外部エリアに送電することとなっているが、実際に送電された電力はわかるが、その内訳として実際に送電された電力の中にどれだけ再エネが含まれているのかも公表頂きたい。 ・再エネに抑制が発生した日時に、エリア内の火力が出力を「最大に」絞っているかどうかわかる数値(絞っていることはわかるも、それが最大に絞っているのかが確認できるように)なお、事業者側での予測精度を高めるために、抑制実態を電力会社に問い合わせるも、なかなか明確な対応をしてもらえないことがある。質問を積極的に受け付けて事業者との相互理解を深めることが再エネの促進に寄与するものと考えるところ、是非積極的な対応をして頂けるよう政府からご指導頂きたい。 | | 経済産業省 | 電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給、揚水発電所の最大限の活用等の措置を講じています。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に基づき、電力の供給が必要を上回る場合に出力制御が行われた場合には、当該エリアの一般送配電事業者は、その日付・時間帯・出力制御量を、当該出力制御が行われた翌月に公表することとなっています。さらに、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、その出力制御の指令が適切であったか、確認および検証を行い、その結果を公表することとなっています。その中で、火力発電が最大限に制御されていたか等も確認されることとなります。 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 | 一部対応不可/一部対応 | 連系線で他地域に送電した電力量については、様々な発電所から系統に一度流れた電気には色は無いことから、各電線における電気の種類の内訳という概念自体が存在しないため、公表は困難と考えます。また、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、その出力制御の指令が適切であったか、確認および検証を行い、火力発電が最大限に制御されていたか等も確認して公表しており、対応済みです。 |
| ② | 出力抑制に対応するシステムの修正 | 同システムを余剰売電に対応したものに修正が必要。修正が実現するまでは余剰売電発電所は抑制対象外とする等の対応を行っていただきたい。 | 現行の出力抑制に対応するシステムは電力会社の抑制スケジュール情報を発電所側から跳込に行く方式。電力会社の抑制スケジュールは余剰売電を考慮しておらず、現行システムでは抑制時には自家消費も含めて発電所が全面停止となる。 | 経済産業省 | 「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」では、逆潮流のある発電設備に関し、出力制御に対応するために必要な機能を具備する等対策を行うことを規定しております。ただし、自家消費を主な目的とした発電設備については、個別の事情を踏まえ対策の内容を協議するものとしています。この上で、再エネ出力制御が行われている断面であっても、連系点での逆潮流がゼロであることを前提に、自家消費を主な目的とした発電設備等は出力制御の対象外となっています。 | 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン | 事実認識 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ② | 北海道電力管内における出力変動緩和策について | 電力系統に一括して蓄電池を付け制御することで、蓄電池設置容量を減らすことができ、充放電の無駄もなくなることができる。計画的に系統へ蓄電池を設置し、再エネ電源を募集する仕組みとして欲しい。 | 北海道電力管内に風力発電所や太陽光発電所を系統連系する場合に出力変動緩和対策を義務付けられている。個別の発電所が自身の出力に応じて蓄電池制御を義務付けられているため、同時刻に放電している蓄電池と充電している蓄電池がある。 | 経済産業省 | 北海道電力管内において、2017年4月「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス」が実施され、第1期として60万kWの出力を対象とした系統側蓄電池の設置に関して募集されました。最終的な優先系統連系希望者は、15件16.2万kWに留まりました。 | - | 現行制度下で対応可能 | 第1期の残枠43.8万kWについての募集が早期に行われるよう北海道電力と協議を行います。また第II期以降の系統側蓄電池の取扱についても、合理的な活用となるよう設置容量の見直しを含め検討して参ります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|------------------------------------|--|--|-------------|--|--|---------------------------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ② | 出力抑制の見込み | 接続協議の段階で出力抑制が発生を定量的に示す根拠の提示を電力会社に義務付けると同時に、逆に運転開始後出力抑制が発生した場合に当該発電所の出力抑制がやむをえなかったことへの合理的理由の説明内容についても(例えば)下記のような内容を具体的に規定して義務化していただきたい。 ・会社間連系線の活用状況 ・揚水発電所の活用状況 ・その他調整力の活用状況 ・当該系統個別の状況 | 接続協議の段階で出力抑制が発生を定量的に示す根拠の提示を電力会社に義務付けてほしい。出力抑制が無制限に発生する場合事業性の予測が困難となり、融資・内部調達に如何を問わず資金調達が可能となる。 また、「出力抑制がやむをえなかったことへの合理的理由の説明」を具体的に規定しなかった場合、系統運用側の変動電源等に対する恣意的な出力制限が可能となる余地を大きくしてしまう。 | 経済産業省 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則に基づき、電力の供給が必要を上回る場合に出力制御が行われた場合には、当該エリアの一般送配電事業者は、その日付・時間帯・出力制御量を、当該出力制御が行われた翌月に公表することとなっています。 また、電力広域的運営推進機関は、業務規程に基づき、その出力制御の指令が適切であったか、確認および検証を行い、その結果を公表することとなっています。その中で、連系線、揚水発電所、火力等調整力の活用状況等についても確認することとなります。 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則 | 一部対応/一部検討を予定 | 電力の供給が必要を上回る場合の出力制御や、送電線の容量に起因する出力制御の見込みの提示方法を含む、更なる系統情報の公開・開示の高度化を進めるため、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめる予定としています。 |
| ② | 特定供給の適用要件の緩和 | 再エネ電源による自営線供給については、密接な関係という特定供給の要件を緩和して頂くことにより、特定供給制度のもとでの再エネ自家消費の拡大が見込まれると考えられる。 | | 経済産業省 | 特定供給は、自家発自家消費に類似した制度であり電気事業法上の義務（需要家への説明義務、契約書面交付義務）が課せられていないことから、需要家保護の観点から密接な関係性を有する者に対象を制限したものであり、当該要件を満たさない限り利用できない制度になっています。 密接な関係性がない者へ電力供給を行うことは、現行制度においても、電気事業法上の登録特定送配電事業者のライセンスを取得し、自営線を活用することにより実施可能となっています。 | 電気事業法第27条の13 電気事業法第27条の30 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ② | 再生可能エネルギー発電所の送配電網に対する工事負担金高額化の情報開示 | 一般配電事業者はこれまで数万～数十万の接続検討結果と自社保有の設備状況によって大まかに高額工事負担金になるか否かは推定できると考えられるため接続検討申込の段階で明らかに高額な結果が予想される場合には早期に一時回答を通知して頂きたい。また大まかな送配電線の系統ごとに工事負担金の概算額を開示するシステムがあれば、高額な費用がかかる地域での接続検討申込が減ることになり効率が上がるのではないかと。 | 電力会社の接続同意までの期間がかり、認定申請期限に間に合わない事象も生じている。再生可能エネルギー発電設備に連系する際に一般送配電事業者による接続検討の期間が長期化し、検討結果では1WM程度の発電所に対し工事負担金が数千万円～数百万円という回答が出る。回答を長期間たったあげく事業化を断念する事例が多発している。 | 経済産業省 | 接続検討の回答については、電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否、系統連系工事の概要、概算工事費及び算定根拠、工事費負担金概算及び算定根拠、所要工期、系統連系希望者に必要な対策、接続検討の前提条件などを回答することになっています。 なお、「系統情報の公表の考え方」に基づき、一般電気事業者が策定した工事費負担金に含まれる送変設備の標準的な単価が公表されています。 https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2015/files/20160329_tanka_kouhyou.pdf | 送配電等業務指針 | 対応/検討を予定 | 系統接続の費用は、個別の様々な条件により変化することから一定の検討時間は必要となると考えられますが、そもそも系統連系の際の系統容量の確保と増強工事が不要であるノンファーム型接続が、2021年1月13日より全国の空き容量の無い基幹系統に適用されます。これにより、従来、基幹系統に空き容量が無く高額な増強工事が必要とされていた接続検討回答について、ノンファーム型接続で系統連系可能な旨の回答が行われることとなります。 また、基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会で課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、今年夏頃までに一定の方向性を取りまとめ予定です。 |
| ② | 系統接続申請への回答期間の短縮 | 送配電業務指針の「3か月」という記載を改め、より期間を短縮する、もしくは送配電会社が早く接続回答を行うことにインセンティブを持たせる制度設計をお願いしたい。 | 再エネ事業者が一般送配電事業者に系統接続を申し込んでから回答が来るまでに3か月かかっている。案件によっては、3か月以上かかることも。送配電等業務指針86条に「3か月」との記載があり、これが3か月以内に回答すればよいとの「負のインセンティブ」を生んでいる可能性がある。下記に詳細なデータがあるが、実際に1～2か月で回答できている案件もある。 https://www.occto.or.jp/access/toukei/index.html | 経済産業省 | 接続検討の回答期間については、系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等（ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。）の連系等を希望する場合は、接続検討の申込みの受付日から2か月以内となっています。これに該当しない場合は、接続検討の申込みの受付日から3か月以内となります。 | 送配電等業務指針 | 検討に着手 | 再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を目的に、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させるレベニューキャップ制度の詳細検討を進めています。 その中で、新規再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系のため、接続検討・契約申込回答期限超過件数、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数について、一般送配電事業者の目標として設定し、その達成状況に応じてインセンティブを設定することを検討しています。 |
| ② | アクセス用送電線建設工事にかかる期間の短縮 | 国有林管理者との協議、道路管理者との協議、農地転用に係る協議等の協議に係る時間の短縮化・効率化を一括してお願いしたい | 送電線の建設工事には多くの許認可とそこに至るまでに長時間がかかる。 具体的には、自然エネルギーを利用した発電事業用地およびその連系用送電線を施設する場合において国有林野の使用申請を行うための協議。 主として次の法令が該当するものと考えている。 ・国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第1号（公用、公共用又は公益事業の用に供するとき）に該当するものとして貸付けできる場合 ・保安林内において立木の伐採、土地の形質変更を行う場合（森林法第34条第1項 及び森林法第34条第2項） | 農林水産省、国土交通省 | 申請から許可までの期間については行政手続法に基づき道路管理者が標準処理期間を定めるよう努めなければならないとされており、直轄管理区間においては標準処理期間を定めていますが、個別の工事内容等により時間を要することがあります。 【農地転用】 ・農地転用許可制度においては、電気事業者（電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。）をいいます。）が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び閉閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合は、転用許可は不要です。 【国有林】 国有林野の貸付申請等については、森林管理署等が公用、公共用又は公益事業の用であること、施設の設置が国有林野の管理経営及び防災上支障ないことなどを、事業者が提出する「貸付契約申請書」及び「添付書類」（各種図面を含む事業計画や事業者の情報等）にて確認しています。また、各森林管理局は国有林野の管理及び処分適正化を資するために、国有林野管理審議会において調査審議を行うこともあります。 保安林は水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するために必要な森林に対して指定しているものであり、保安林を森林以外の用途に転用するためには、森林の公益的機能の発揮に影響を受けることに鑑み、事業の公益性や災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを申請書において確認し、指定の解除を行うことが必要です。また、森林の公益的機能に支障がないような線的（幅1m未満）又は点的（500㎡未満）な場合等については、都道府県知事の許可を得ることにより保安林の指定を解除することなく土地の形質変更をすることができます。 | 行政手続法、通達（平成10年8月5日建設省道政発第93号） 【農地転用】 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 【国有林】 森林法第26条等 | 現行制度下で対応可能/農地転用/事実誤認/【国有林】検討を予定 | 申請から許可までの期間については、道路管理者が標準処理期間を定める際に参考とするよう示した通知の中で原則2～3週間としており、工事が典型的な内容であれば、道路管理者の定める標準処理期間内に許可しているものと考えております。 【農地転用】 ・農地転用許可制度上は、電気事業者が行う送電線建設工事に関しては許可不要となっています。 【国有林】 提案主体に問い合わせたところ、国有林の貸付けと保安林の指定の解除に関する御提案だったため、この点について回答します。 国有林の貸付け等の申請手続きの更なる迅速化に向け、申請手続きの流れ、必要な書類、書類作成上の留意事項等を整理した資料を令和2年度中に作成・公表するとともに、令和3年度中により詳細かつ網羅的な情報を盛り込んだマニュアルを作成・公表します。また、国有林野管理審議会については、書面やWeb会議システムを活用した会議開催などにより、柔軟に対応するよう森林管理局を指導します。 保安林の許可や指定の解除事務等については、一般的な事務処理基準等を整備し周知しているところですが、ご提案も踏まえ、令和2年度中に業界団体との意見交換の場を設けて事例の提供等をいただきながら、より効率的な審査に向けた対応を検討してまいります。 |
| ② | 系統アクセスの接続検討期間 | どの程度の案件で、接続検討の期間が3か月を超過しているのか、超過した原因は何か明らかにしていただきたい。また、接続検討期間が3か月を超過しないような対策を検討いただきたい。 | 現在、再エネの連系希望者に対して3カ月の検討期間を取っており、検討資料受領時に3カ月後の回答予定日を提示している。しかし、実際には大幅に超過することが多く、遅延した場合も説明はなく、事業化の障害となっている。 | 経済産業省 | 電力広域的運営推進機関にて規定している業務規程第181条において、系統アクセス業務に関する前年度までの実績について公表することを定めており、電力広域的運営推進機関及び一般送配電事業者の系統アクセス業務に関する実績（受付及び回答状況）が取りまとめられ公表されています。 また、電力広域的運営推進機関にて規定している業務規程及び送配電等業務指針において、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行うことを定めています。 発電設備等系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ (2019年度の受付・回答分) https://www.occto.or.jp/houkokusho/2020/files/200624_access_toukei.pdf | 送配電等業務指針 | 対応/検討に着手 | 再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を目的に、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させるレベニューキャップ制度の詳細検討を進めています。 その中で、新規再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系のため、接続検討・契約申込回答期限超過件数、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数について、一般送配電事業者の目標として設定し、その達成状況に応じてインセンティブを設定することを検討しています。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-------------------------|--|--|-------|--|---|------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ② | 系統情報の一層の開示による接続申請後の期間短縮 | 開示先を限定するなどの対策をしたうえで、系統の技術的な情報が開示されると、系統接続申請で打診して3ヶ月後に回答という繰り返しのプロセスを省略できスピード感が出るヨーロッパなどでは系統の空き容量シミュレーションに必要な送電線や変電所のデータがすべてオープンになっており、これらを使って申請者サイドである程度のシミュレーションができ、それにより電力会社の方で時間をかけてシミュレーションする必要がないことから申請から回答までの期間が短縮できる。日本でもある程度のデータの開示をすることにより電力会社の負担も低減され、審査期間を短縮することが可能と思われる。 | 電力会社への系統申し込みをしたが半年以上も回答までにかかる場合があり、工程などの計画が立たない | 経済産業省 | 系統空き容量等のシミュレーションに必要な情報については、系統情報の公表の考え方にに基づき、各一般送配電事業者がホームページに公表しているほか、個別電源の情報等については開示請求を行うことにより入手が可能です。 接続検討及び契約申し込みについては、各一般送配電事業者は原則、送配電等業務指針に定められた期間内に回答を行います。 | 系統情報の公表の考え方 | 検討を予定 | 系統連系の際の接続検討や契約申し込みの際の技術検討では、送配電等業務指針に基づき、熱容量・電圧・同期安定性といった電力系統が充足すべき性能等の確認を行う必要があるため、技術情報を開示してもこれら検討は引き続きは必要ありますが、更なる系統情報の公開・開示の高度化を進めるため、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめる予定としています。 |
| ② | 需給契約の柔軟化 | 今後、再エネ等の分散電源普及が進むと、ひとつの送電線に多数の発電事業者が接続されることとなり、送電線の保護が難しくなることから保護装置に多大な費用を要し普及の足かせになる懸念があることから、共同発電等の柔軟な接続契約を認めていただきたい。 | 電力会社との接続契約は契約約款で「1 発電場所につき、1電気方式、1 引込みおよび1 計量」となっている。 | 経済産業省 | 原則「1 発電場所 1 引込 1 契約 1 電気方式」の規定は、需要家間の公平性や社会秩序の観点から定められたものです 現行においても、複数の主体が維持及び運用する共同発電所においても、代表契約者を選定すれば現行制度でも応可能です。 | 各一般送配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第18条） | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ② | 地中送電線の浅層埋設 | 都道府県や市町村による技術基準では送電線の埋設に1m以上での埋設要求が残っているが、地域により適した埋設深度があるので、見直してもらいたい エフレックス管(JIS C 3653附属書1)の大口径についても基準緩和頂きたい。 現在の20センチ最大口径を浅いところに埋設することで30センチくらいまで太い管を使うことが可能となり、より多くまたは太い送電線を一度に埋設することが可能となる。 | 地中送電線の浅層埋設の徹底がされていないことからコスト増、非合理的な工事になってしまっている | 経済産業省 | 電気設備の技術基準の解釈 第120条2項一号に「2 地中電線を管路式により施設する場合は、次の各号によること。 一 電線を取める管は、これに加わる車両その他の重量物の圧力に耐えるものであること。」と規定しており、管路式により地中電線を埋設する際の埋設深さを規定しているものではありません。また、同第120条4項一号にて「4 地中電線を直接埋設式により施設する場合は、次の各号によること。 一 地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては1.2m以上、その他の場所においては0.6m以上であること。ただし、使用するケーブルの種類、施設条件等を考慮し、これに加わる圧力に耐えるよう施設する場合はこの限りでない。」と規定しています。両方式ともに、「これに加わる圧力に耐えるものであること」が求められます。圧力に耐えることが証明された場合は、使用を妨げません。 | 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 現行規制にて対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ② | 自家消費用再エネ電源を設置不要化 | 逆潮流なしの場合、系統側で事故が発生したとしても、そもそも系統に逆潮流送される事が無いため設置不要として明確化頂きたい。 | 逆潮流して自家消費用再エネ電源を設置し、RPR（逆電力継続器）により逆潮流防止をした場合においても、一般送配電事業者よりOVGRの設置を求められる場合がある。特別高圧で受電している場合、多額の費用と1年以上の納期が必要となり、導入を断念する事になる。 | 経済産業省 | 電気設備の技術基準の解釈 第227条（低圧連系）、第229条（高圧連系）、第231条（特別高圧連系）にて、分散型電源設置者の系統保護要件を規定しています。OVGR（地絡過電圧継電器）は、解釈上は系統側で地絡事故の検出用として求めているものです。分散型電源設置者設備へのOVGRの設備は電力会社の約款等（資源エネルギー庁認可）にて求められている内容です。 一方、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインを踏まえて、一般送配電事業者は、託送供給等約款を定め、御指摘の通り、需要者に系統連系技術要件のひとつとして、保護装置の設置を保安及び電力品質確保の観点で求めています。 | 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 検討を予定 | 単独運転の検出及びその対応については、技術開発動向等を調査し、技術基準を適宜見直してまいります。 |
| ② | 逆潮流不可エリアの見直し | 逆潮流不可（空き容量が無い）のエリアの見直しと余剰電力を活用可能な託送制度の緩和策を取れると再エネ普及拡大の可能性が高まる。 正確には地域電力会社へ問い合わせが必要だが、定期的に地域毎の送電余裕率を公表してもらいたい。 | 自家消費型の再エネ（主に太陽光）を導入しても、365日稼働の需要家は少なく、不稼働日はどうしても余剰電力が発生してしまう。逆潮流不可（空き容量が無い）のエリアでは、余剰電力の活用ができない為、太陽光で発電できる能力があっても、発電した電気が無駄になってしまう。 | 経済産業省 | 系統の空き容量の情報については、系統情報公表の考え方にに基づき、各一般送配電事業者のホームページにて空き容量マップや加工可能な形式のデータファイルにて公表を行っています。 | 系統情報の公表の考え方 | 対応/検討を予定 | 2021年1月13日より全国の空き容量の無い基幹系統にノンファーム型接続が適用され、ノンファーム型接続の適用対象系統及び地域について、各一般送配電事業者のホームページにて公表を行います。 また、基幹系統より下位電圧であるローカル系統や配電系統へのノンファーム型接続の適用については、審議会で課題等を整理する予定としていますが、再エネの出力の予測誤差を考慮して出力制御の指令を出す技術の開発を今後行う必要があり、現在、国の予算を投じております。当該予算事業は令和2-令和5年度の4カ年事業となっており、この成果も踏まえながら、今年夏頃までに一定の方向性を取りまとめ予定です。 また、更なる系統情報の公開・開示の高度化を進めるため、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめる予定としています。 |
| ② | 【風力共通】風力発電の年間制御時間(上限値) | 無補償の出力制御について、風力発電の年間制御時間(上限値)を最大で年間360時間に下げて頂くか、もしくは平均出力制御率を最大で50%とする等の限度を設けて頂きたい。 また、出力制御とは、「最大出力の抑制を意味し、原則として停止では無い」ことを明記して頂きたい。 次世代送配電システム制度検討会第1ワーキンググループ報告書においては、「出力抑制の受忍限度となる上限値については、たとえば、電力需給上の特異日が14日または30日として、4-8%の間で設定」することが提案されているが、上限の8%(720時間)まで出力制御が行われ、出力制御割合が定格出力の100%となる場合には、税引前IRRが約2%引き下げられ、風力発電事業の採算性に深刻な影響を与えることとなる。事業採算の不確実性を排除するためにも、出力制御の上限をさらに低く設定すると共に、その適用が例外的な場合に限定されるよう運用上留意頂く必要がある。 | 無補償の出力制御について、時間単位でのきめ細かい制御に移行することは合理的であるが、風力発電の年間制御時間(上限値)は太陽光発電のそれと比しても過大である。 | 経済産業省 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法施行規則において、優先給電ルールに基づく出力制御については、発電事業者は360時間（太陽光）及び720時間（風力）無補償で応じること、30日等出力制御枠を超過したエリアにおいては、発電事業者は無制限無補償での出力制御に応じることが規定されています。 なお、年間360時間/720時間の出力制御上限値については、電源間の公平性を確保するため、発電時間帯の特性等を踏まえ設定されています。 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法施行規則 | 検討に着手 | 風力発電の出力制御方法については、風力業界団体が、部分制御を換算した時間評価（部分制御換算時間）を実施すべく関係者に周知・要請を進めており、本制御方法の場合、必ずしも出力制御割合は定格出力の100%とはなりません。本件については、これまでも、資源エネルギー庁系統ワーキンググループにて報告を受けているところ、引き続きその進捗を確認していきます。 |
| ② | 系統接続の改善 | 気候条件に左右される太陽光や風力と比較し、ベースロード電源として安定的な電力供給能力等を有する小水力発電に対して、系統接続の優先権を付与する等の改善を要請する。 | 小水力発電について、電力会社との系統接続の協議が難航したり接続容量で制限を課されたりしている例があり、小水力発電の取り組みに支障を来している。 また、足回りが早い太陽光発電が接続容量を優先的に取得することもあり、本来の高圧(50kw以上)での発電を断念して低圧(50kw未満)での発電を余儀なくされるケースが散見され、小水力発電の推進に支障を来している。 | 経済産業省 | 各一般送配電事業者は、送配電等業務指針に基づき、系統接続に関する契約申し込み等について受付順に処理を行っています。 | 送配電等業務指針 | 対応 | 現在の送配電等業務指針では、系統の空き容量を契約申し込み順に、すなわち先着優先で確保する規律となっています。 現在国等の審議会においてこの先着優先ルールを見直し、新たな系統利用ルールの検討が進められています。 この新たな系統利用ルールのもとでは、契約申し込み順といったタイムスタンプに関係なく系統利用が可能になると考えられます。 |
| ② | 1 需要地・1 電源・1 契約のルール改正 | ・既存の送配電網からの商用電源以外に、自営線によるオフサイト型の電源引き込みを法令において認めるように定めて頂きたい。 ・レジリエンス向上に繋がるので、EV充電設備にも適用拡大するよう検討いただきたい。 | 一般送配電事業者の内部的ルールとして、1需要地・1 電源・1契約という制約が存在する。この制約が今後、拡大すべきオフサイト型の再生可能エネルギー発電設備の導入の障害となっている。例えば、工場の横の農地にソーラーシェアリング設備を作り自家消費する場合の敷地外からの電源引き込みが事実上不可となっている。また、EV充電設備設置まで不利な配線となりコストが増加する。 | 経済産業省 | 一般送配電事業者の託送供給等約款において、原則「1 需要場所 1 引込み 1 契約」と規定されており、1 需要場所とは経済産業省令で「一の建物や柵等の物理的な遮断物で区画された一の構内」と規定されています。 そのため、ご提案事例の工場横の農地にソーラーシェアリング設備に併設してパワコン等の需要設備を設置する場合は、工場と工場横の農地がそれぞれ需要場所となるため、託送供給等約款の規定に反する可能性があります。（なお、ソーラーシェアリング設備に需要設備が併設されていない場合など、条件を満たせば、現行制度でも認められる可能性があります。） | 各一般送配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第18条） 電気事業法施行規則第3条第2項 | 検討に着手 | 現在、電力・ガス基本政策小委員会等において、「1 需要場所 1 引込み 1 契約」の制度見直しの議論を行っており、引き続き検討して参ります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---|--|--|-------|--|--|---------------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ② | 系統接続に係る募集プロセス | 2050年カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーの促進が喫緊の課題であることから、系統接続容量等の増強に要する経費の一部を国が補助する仕組みを導入するなど大胆な改善を要請する。 現行の募集プロセスを継続する場合には、応募者が将来負担すべき経費を含め経営の予見性を確保できるように更なる改善を要請する。 | 発電施設の整備に当たって、送電系統の増強工事が必要な場合に実施する対策工費を共同負担するための「電源接続案件募集プロセス」について、手続に要する期間を含めプロセス完了の見通しを見極めることが困難となっており、発電施設の整備推進に支障を来している。 なお、募集プロセスについては、運用改善が図られていると承知しているが、入札の不調や辞退者発生等によるプロセスのやり直しなどにより結果的にプロセスの長期化を招いている例も出ている。 | 経済産業省 | ネットワーク側の送配電等設備に関する効率的な設備形成の在り方及び発電設備設置者の費用負担の在り方に関する基本的な考え方を示した「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」においては、ネットワーク側の送配電等設備の増強に係る費用負担の在り方について、①特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じ特定負担とし、②特定の発電設備設置者が受益しているといえない場合には、一般負担とする「受益者負担」を基本として費用負担割合を判断することとしています。 電源接続案件募集プロセスは、特別高圧の系統増強において、同じエリア内で接続を希望する事業者を募り、工事費負担金を複数事業者で共同負担する仕組みとなりますが、プロセスの途中段階で、辞退が発生した場合、再度、事業者選定のステップに戻ることに伴い、プロセスが長期化する課題が顕在化しております。 | 発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針 送配電等業務指針 | 対応 | 国が関与する形で、再エネの導入ポテンシャルを踏まえた新たな系統の整備を計画的に進めるとともに、一般送配電事業者による送電網への投資がしっかりと行われることを確保するため、再エネの導入に貢献する送電網の整備費用を全国で支える仕組みを導入するといった制度整備を進めています。 また、2020年10月1日より、プロセス長期化を抑制するため、電源接続案件募集プロセスに代わり、負担可能上限額をまず申請させるといった仕組みを盛り込んだ電源接続案件一括検討プロセス（一括検討プロセス）が導入されています。 |
| ② | 発電施設の系統接続にかかる一括検討プロセス | 第1ラウンドの検討結果で保証金を支払った段階で、現在のFIT申込要件である「接続契約申込」のステータスに達したということになるルール建付けとしていただきたい。 そうでなかった場合、事業の認定を受ける日程が決まらず、リスクマネーだけが垂れ流しになった結果、再エネ全体のコスト上昇を招き、「安価な再エネ普及」を阻害することになる。 | 接続一括検討プロセスが始まるにあたり、検討期間が長期にわたることが予想される。最終決着がつかなかった場合、保証金を支払った事業者のみの接続を前提に最初から技術的検討をやり直すルールとなっている。 | 経済産業省 | 平成29年4月からの改正FIT法における認定制度では、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれることを確認する趣旨で、系統に接続することについて電気事業者の同意を得ていることを要件としており、接続契約申込を証する書類ではなく、接続同意書類の提出を求めています。 また、令和2年10月より導入された一括検討プロセスでは、最初の接続検討後、なおも接続を希望する事業者が再接続検討に参加する際、負担可能上限額の申請と共に保証金を支払うこととなります。その後、再接続検討が行われ、各応募事業者の事業性判断や負担可能上限額からの超過に伴う辞退等による見直しが行われ、最終的に残った事業者により接続契約申込等がなされます。 | 再エネ特措法 | 事実誤認 | 制度の現状に記載のとおり、FIT認定の要件の一つとなっているのは、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれることであり、具体的に、系統に接続することについて電気事業者の同意を得ていることを要件としています。その確認のため、接続同意書類の提出を求めています。接続契約申込を証する書類の提出を求めているという認識は事実誤認です。 なお、一括検討プロセスにおいて保証金を支払った段階では、その後行われる再接続検討の結果によっては、実際の接続契約締結に至らない可能性があり、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる状況とはいえないと考えられます。 |
| ② | 系統接続プロセスのと系統運用プロセスの設計改善、効率的な増強・運用のためのインセンティブ導系統接続プロセスのと系統運用プロセスの設計改善、効率的な増強・運用のためのインセンティブ導入 | ・電力広域的運営推進機関による電源接続案件募集プロセスの設計改善 ・☒後導入予定の発電側基本料金等を利用し事業者数確定後の事業者の脱退等の影響を事後的に吸収・調整する等の柔軟な運用導入により、早期にプロセスが完了する制度設計への改善 ・☒統の空き状況の明確な情報開示、電力会社による系統増強工事、接続工事の工期および費用の適切さの第三者レビューの実施 ・☒配電事業者に対する系統増強工事、運用改善による系統運用効率化実施のインセンティブ導入 ・☒本版コネクと&マネージの更なる導入促進 ・☒シミュ型連系運用導入促進、インセンティブ導入 | ・東北、九州地方等、再生可能エネルギー発電プロジェクトの開発が集中している地域では、予定されているプロジェクトからの再生可能エネルギー発電容量が既存システムシステムの容量を大きく上回っている ・例えば東北電力は連系の空き容量が不足し新たに開発される再生可能エネルギー発電設備が接続できないと2016年に発表し、系統増強工事を再生可能エネルギー発電設備開発予定事業者間で入札により配分する「東北北部エリア 電源接続案件募集プロセス」が2016年10月に電力広域的運営推進機関によって開始された。このプロセスは2020年1月の部分完了までに3年3か月を要し、現在でもプロセスが続いている。増強工事はプロセス完了から12年間、2032年までかかることが明らかになっており、事業者はkwあたり2-3万円を負担する見込み。大型洋上風力案件ではこの負担額は数百億円規模となる上、増強工事の完了は洋上風力発電プロジェクトの完工に間に合わず数年先という状況となっている ・上記の増強工事の完了予定の2032年以前に完工を迎える東北地域の再生可能エネルギー発電事業は完工後系統接続まで5年以上の期間を要する場合もあることから、プロジェクトの経済性確保のため自営線建設による接続を余儀なくされる例が出てきている。大型洋上風力案件では自営線建設に上記プロセス対象工事費用とは別に更に数百億円を事業費用に見込む必要が出てきており、多大な社会コストが発生している | 経済産業省 | 電源接続案件募集プロセスは、特別高圧の系統増強において、同じエリア内で接続を希望する事業者を募り、工事費負担金を複数事業者で共同負担する仕組みとなりますが、プロセスの途中段階で、辞退が発生した場合、再度、事業者選定のステップに戻ることに伴い、プロセスが長期化する課題が顕在化しております。 系統の空き状況については、系統情報の公表の考え方にに基づき、各一般送配事業者のホームページにて空き容量マップ等により公開を行っています。 第21回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、2023年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることとなりました。現在、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化を図ることを目的に、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会が連携しつつ、レベニューキャップ制度の詳細設計を進めています。 日本版コネクと&マネージの取組については、2021年1月13日よりノンファーム型接続を全国の空き容量の無い基幹系統に適用します。 | 業務規程 送配電等業務指針 系統情報公表の考え方 電気事業法関連省令 | 対応/検討に着手/検討を予定 | 2020年10月1日より、プロセス長期化を抑制するため、電源接続案件募集プロセスに代わり負担可能上限額をまず申請させるといった仕組みを盛り込んだ電源接続案件一括検討プロセス（一括検討プロセス）が導入されています。なお、東北北部募プロの系統連系事業者については、送電線が混雑している場合には出力制御を受け得ることを条件に、系統の増強を待たず、順次速やかに接続を認めることとしています（暫定ノンファーム型接続）。 またアクセス線について、一括検討プロセスが開始となり、近傍に別の発電事業者の申込みがあった場合には、共同で電源線を利用することも可能となり、社会的コスト低減が図れるものと考えられます。 ノンファーム型接続の適用対象系統及び地域について、今後各一般送配電事業者のホームページにて公表を行います。なお、2021年1月13日より全国の空き容量の無い基幹系統にノンファーム型接続が適用され、また、先着優先ルールを見直し、メリットオーダー型の利用ルールの検討が進められています。今後、混雑を前提とした系統接続・利用がより進むことを見据え、更なる系統情報の公開・開示の高度化を進めるため、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめる予定としています。 系統アクセス業務の検討が適切に行われているかを評価・確認するため、電力広域的運営推進機関において、2020年4月にアクセス検討回答内容の報告項目の改善を図り、現在、評価・確認方法について検討を行っております。また、電力会社の系統増強等にかかる工事費用の適正性について、2023年に導入予定のレベニューキャップ制度における審査プロセスの中で、有識者による審議会を開催・確認する方向で検討を行っています。 さらに、レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者が行う混雑管理といった系統運用の効率化に資する取組を目標として設定し、その達成状況に応じてインセンティブを設定することを検討しています。 |
| ② | 系統の空き容量確保の方策 | 現在稼働中の再生可能エネルギー発電所50,000GW超のうち、大半を占めている太陽光発電所について、蓄電池を導入し、空き容量を確保することに関して、補助金制度等を設置してほしい。そうすることで、系統連系費用が抑えられ、より多くの再生可能エネルギー導入につながると同時に、太陽光を安定電源化する技術も進むと考えられる。 | 系統の空き容量が少なく、再エネの導入ができないエリアが数多く存在する。 | 経済産業省 | 太陽光発電など自然条件に応じて発電量が変動する再生可能エネルギーを導入していく上では、蓄電池等を活用していくことが重要ですが、蓄電池の導入に当たっては、コストの高さや最適な制御方法、使用に伴う情報が乏しいことが課題と認識しています。 このため、経済産業省では、性能向上やコストダウンに向けた研究実証等の支援を通じて、再エネ発電設備に併設するものも含めた蓄電池の導入を促進しています。 | - | 現行制度下で対応可能 | 今後、再エネの更なる大量導入に向けて一層の取組が求められると考えられることから、費用負担の在り方を含めて、蓄電池の維持・強化に向けた更なる取組について、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめる予定です。 |
| ② | 再エネ促進のための系統インフラ整備を促すための送配電事業規制枠組みの見直し | ・☒配電事業における再エネ、分散型電源導入、デマンドレスポンス、マイクログリッド等脱炭素化において重要分野における投資を従来のレートベースと区別し、より高い事業報酬率の設定やレートベースの加算、あるいは一定額までの超過利潤容認スキーム等による投資インセンティブの導入 ・☒記のような必要な投資に起因する値上げ認可に対する妥当な評価 ・☒送料金の基本料金の割合引上げの早期実施 ・☒量市場・需給調整市場等の成熟、蓄電池設備導入費用の低減等が実現するまでの期間、当該設備の導入を促進するための支援策の導入 ・☒三者保有モデルでの蓄電池導入に必要な一定の収入保証スキーム（アベイラビリティペイメント等）のための資金援助 | ・再エネの導入拡大においては送配電事業者による1）配電システムへの増強投資、2）送配電系統、顧客設備側、あるいは発電設備側への蓄電池導入が不可欠 ・しかし既存送配電事業者に対する規制政策上、以下のような要素が必要な投資へのディスインセンティブとなっており、必要な投資が促進されない構造となっている ① 現状一般送配電事業に係る事業報酬率は1.9%程度と設定されており、欧州の4~6%と比較し大幅に低い水準、投資に対するリターンが著しく低く設定されている ② また社会的ニーズを鑑みると認可料金の値上げは当面見込まず、将来に向けた投資予算の増額が行い難い環境 ③ 現在の託送料金は約7割が従量料金であり、送配電資産の維持費用の8割が固定費用であることと一致しないびつな構造となっている。将来に向けた投資を行いこの固定費が増加する一方で分散化電源普及等の影響で従量料金収入が減少していく傾向となっており、送配電事業者としては投資を行う程回収リスクが増加する状況 ④ 容量市場・需給調整市場などが未確立のため蓄電池等の事業性評価が困難 ・これらの要素は再エネ導入のみならず、分散型電源導入、デマンドレスポンス、マイクログリッドなど、今後重要な分野への投資の妨げになっている | 経済産業省 | 第21回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」が成立し、2023年度から新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が導入されることとなりました。現在、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化を図ることを目的に、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会が連携しつつ、レベニューキャップ制度の詳細設計を進めています。 蓄電池の導入促進策としては、2020年度は、需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金等において、蓄電池を活用した技術実証に対し、支援を実施しております。 | 電気事業法関連省令 | 検討に着手 | レベニューキャップ制度の詳細（目標とインセンティブの設定、事業計画及びレベニューキャップの算定方法等）については現在、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において検討を進めているところです。 蓄電池の導入促進策としては、蓄電池を用いて、今後立ち上がる容量市場や需給調整市場に参入することを見据える事業者に対し、2021年度より開始予定である電力需給の調整力を提供するための実証支援事業を通じて、引き続き蓄電池の導入を促してまいります。本事業を通じた具体的支援内容については、様々なビジネスモデル等を踏まえながら、検討してまいります。 |
| ② | 電力会社へのOVGR一律導入 | 電力会社一律に、高圧側にOVGRを設置して、自家消費太陽光が導入することが可能となれば、特別高圧の需要家においても新たな負担金なく、導入可能となり、再エネ普及と拡大の施策が進むことに繋がる。 | 特別高圧で契約している需要家が、高圧の自家消費太陽光を導入する際に、特別高圧側にOVGR（地絡継電器）を設置しなければならない電力会社とOVGRを高圧側に設置してもよい電力会社に分かれる。特別高圧にOVGRを設置しなければならない場合、その設備や工事費等が高額となる為、自家消費太陽光の導入を断念する需要家が出てきている。 | 経済産業省 | 連系を行うためには「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」や「電技設備の技術基準の解釈」の内容を具体化した系統連系規程をもとに、各一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を満たす必要があります。 このうち、電気設備の技術基準で高圧及び特別高圧連系時の系統連系用保護装置として、RPRとOVGRの両方の設置を定めていますが、「受電点その他故障の検出が可能な場所に設置すること」とあり、OVGRの設置者や設置位置は定めておらず、OVGRの設置位置の規定は各電力会社の約款に基づきます。 | 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン 電気設備の技術基準の解釈 | 一部現行制度下で対応可能/一部検討予定 | 系統連系技術要件や電気設備の技術基準の解釈においては、高圧及び特別高圧の連系においてOVGRの設置を求めています。発電機引出口にあるOVGRにより系統側地絡事故が検知できる場合や地絡方向継電装置付き高圧交流負荷開閉器から零相電圧を地絡過電圧リレーに取り込む場合等にはOVGRの設置を省略可能としており、これに基づき一般送配電事業者においてOVGRの設置の要否が判断されるものと考えます。 その上で、費用負担については、ローカル系統の整備と費用負担・接続のあり方を一体的に検討し、今夏頃までに一定の方向性を取りまとめ予定となっております。 なお、実際の連系にあたっては、一般送配電事業者と設備設置者の協議によることとなりますが、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインにおいては、当事者に誠意を持って協議に当たることを求めています。 |
| ② | 「マイクログリッド」の導入 | いわゆるマイクログリッドは、情報通信技術の活用によりより細かいエリアでの送配電制御を最適化するのが本質ですが、現状の電気事業法が想定している送配電管理とは相容れない部分が多く、課題点を整理してマイクログリッドの導入促進が図れますよう、電気事業法の見直しをお願い致します。 | 再エネ電源の地産地消を促進する観点から、いわゆる「マイクログリッド」の円滑な導入が図れるよう、関係法令の改正をお願い致します。 | 経済産業省 | 電気事業法では、安定供給や経済性等の観点から、配電網の適切な運用を規制しています。 | 電気事業法第2条（配電事業）、第20条の2（指定区域供給制度） | 検討に着手 | 現在、地域マイクログリッド事業において構築や計画作成の支援を実施しており、これらの実施事業者を対象に、本年度内に「分散型エネルギープラットフォーム」等の場において、マイクログリッドの円滑な構築が図れるよう、構築に当たっての配電網の管理や規制を含む課題等を整理する予定です。 本プラットフォームで整理された内容については、令和2年6月の改正電気事業法において新たに導入された配電事業ライセンスや指定区域供給制度の詳細設計と合わせて検討していきます。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---|---|--|-------|---|---|-------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ② | 誘導発電機の適用 | 誘導発電機を適用する場合は、能動的方式を不要とし、国際基準である受動的方式のみで可としたい。 | 単独運転検出装置の保護要件として、逆変換装置を用いずに「高圧連系・逆潮流あり」で連系する場合は能動的方式を1方式以上含むものが求められている。このため、手続きの長期化・複雑化、設備の高コスト化を通して、小水力発電普及の阻害要因の一つとなっている。 | 経済産業省 | 電気設備の技術基準の解釈第229条において、「逆変換装置を用いずに「高圧連系・逆潮流あり」で連系する場合は能動的方式を1方式以上含むもの」を求めています。これは、高圧の交流発電設備については回転体の慣性の影響を受けることにより、単独運転移行時の電圧・周波数の変化が比較的発生しにくく、受動的方式の単独運転検出機能による確実な検出が困難となる場合があるため、交流発電設備の特性を考慮して、不要動作の少ない能動的方式が、単独運転検出の主体的役割を担うこととなり、受動的方式は能動的方式のバックアップとして位置づけられています。 | 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 検討を予定 | 単独運転の検出及びその対応については、技術開発動向等を調査し、技術基準を適宜見直してまいりたい。 |
| ② | 単独運転検出装置 | 全体の経済的・技術的合理性および各再生エネルギーのコスト低減の観点から、再生エネルギーを配電系統に接続するときの単独運転検出保護については、合理的な系統管理として、現在、単独運転保護として最も確実性や信頼性の高いとされている「強制短絡方式」が適用できるようなルール改正を進めていただきたい。 | 高圧連系の再生エネルギーの増加に伴い、現状の保護要件である単独運転検出装置は、コスト高だけでなく、単独運転検出が不能となる事例が小水力案件で見られるようになった。対策として、現状では転送遮断方式を採用せざるを得ないが、さらに高コストとなるため、計画を断念せざるを得ない状況となることも増えつつあり、開発の阻害要因の一つとなっている。 | 経済産業省 | 電気設備の技術基準の解釈第229条に基づき、電力系統の保安の観点から高圧連系時の単独運転検出を求めています。 | 電気設備に関する技術基準を定める省令 | 検討を予定 | 単独運転の検出及びその対応については、技術開発動向等を調査し、技術基準を適宜見直してまいりたい。 |
| ② | 蓄電所（系統に蓄電池のみを設置した施設）に関する託送制度、再生エネルギー価値制度の整備 | 現状の託送制度においては蓄電所の設置が想定されていないが、太陽光発電等の分散型電源の普及により、それらを束ねて需給調整するニーズが高まっている。現行の託送制度や再生エネルギー価値に関する制度では、蓄電所の設置が想定されておらず、蓄電池を発電所内や需要家に設置した場合に比べて経済性が大幅に劣る状況。発電所内や需要家に設置した場合と同等の経済性が確保されるよう新たな制度整備が必要。FIP制度におけるアグリゲータの役割を担う為にも制度整備が必要である。 | | 経済産業省 | 2014年12月の審議会において、託送料金における蓄電池と揚水発電の取扱いを公平にすべきとの整理を実施した上で、2016年4月に、託送供給等約款が改定されています。2020年6月の通常国会において、電気事業法を改正し、新たにアグリゲーター（特定卸供給事業者）を電気事業法上に位置付けています。また、再生エネルギー等の非化石電源から生じる価値については、電気としての価値と環境価値を分離し、環境価値は非化石証書として取引が可能となっております。 | 各一般送配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第18条） 特定卸供給事業者（改正電気事業法第2条） 非化石価値にかかるとる法令名を記載 | 検討を予定 | 電力を消費する以上、他の需要家との公平性の観点から、その消費量に応じた料金は生じますが、アグリゲーターなど新たなビジネスモデルの出現に伴い、アグリゲーターが電気を一旦集約した上で、他の事業者に転売を行う際の託送料金の取扱い、ライセンス上の扱い、調整力市場への参入について整理を行うなど、電力売買で収益を得るビジネスモデルも踏まえた事業環境整備を行ってまいります。なお、FIP制度における環境価値の取扱いについても、国の審議会において詳細設計のなかで整理しているところです。 |

第3回 要望と回答 (③立地制約) ※規制・制度(税制を除く)に関する要望に対する回答のみ

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--------------------------------------|---|---|-------|---|--|---------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ③ | 系統売電におけるグリーン電力証書制度について | グローバルスタンダードに沿った環境価値のトラッキングについては、日本には2000年からグリーン電力証書制度がある。現在も多くの企業がグリーン電力証書の利用拡大を求めているが、元々認められていた再エネ発電所から系統売電される環境価値をグリーン電力証書制度で活用することについて、新規案件の場合に制限がかけられており、これにより多くの企業が、グリーン電力証書を利用したくても購入できない状況に陥っている。 そもそも、民間でできることに国が介入することは規制改革とは真逆の規制強化に他ならないと考えるが、少なくとも、民間のグリーン電力証書制度においても、系統売電分の環境価値を相対で取引できる自由な市場環境を整備して頂きたい。 | 再エネ発電所から系統売電される電気の環境価値をグリーン電力証書制度で活用することが一部制限されている。 | 経済産業省 | 非化石証書は、系統売電分の非化石価値を証書化し、市場での取引を可能とすることにより、小売電気事業者の高度化法の目標達成を後押しする制度です。 | - | 事実誤認 | グリーン電力証書制度は民間主体の制度であり、制度の運用について国が介入しているものではありません。 |
| ③ | 非化石証書入札下限価格撤廃 | FIT非化石証書の入札下限価格(税抜1.3円/kWh)を撤廃して市場に委ねていただきたい。 | 国内のFIT非化石証書の入札下限価格(税抜1.3円/kWh)が国際的な価格水準(0.1円/kWh)に比べて割高であるため、環境意識の高い顧客に向けた製品を、国内で生産すると不利・海外工場で作ったほうが有利となる。このままでは国内工場の空洞化が進む懸念。 | 経済産業省 | FIT非化石証書の収益は、FIT賦課金の軽減に活用されるものであるため、最低価格を設定することで、一定の軽減効果を得られるようにしています。 | - | 検討を予定 | 制度の趣旨を踏まえつつ、様々な御意見を聞きながら、最低価格のあり方について検討していきます。 |
| ③ | 非化石価値取引制度の切り分け | 非化石証書が保有する価値の利用方法については、「高度化法達成のための非化石価値利用」と「企業ニーズに添う環境価値利用」とを切り分けた制度に見直すべきである。非化石電源の環境価値をグリーン電力証書制度でも活用することができれば、企業の選択肢が増え、特にSCOPE3領域における環境価値の利便性が飛躍的に向上する。 またその際、購入する側の都合だけでなく、環境価値の権利を保有する発電事業者側が、自身の所有する環境価値を自由に相対で取引できる環境を整備すべきであり、将来的な再エネ電源の自立化にも寄与する制度設計とすることが重要である。 | 高度化法の目標達成における非化石価値取引制度の在り方が、再エネ価値の取引市場における民間活力の導入を制限しており、これにより企業側は自由に環境価値を購入できず、利用方法も限定的になってしまっている。 | 経済産業省 | 非化石証書が有する環境価値については、高度化法に利用可能な非化石価値や温対法で活用できるゼロエミ価値のみならず、需要家に対し環境価値を訴求する環境表示価値も有しております。また証書のトラッキング実証を行いながら更なる利便性の向上に努めております。再エネ等の非FIT非化石電源の発電事業者はその非化石価値を相対や市場取引により自由に販売する事が可能です。 | 高度化法 | 現行制度下において対応可能 | 制度の現状の通りでございます。利便性の観点では、今後さらなる向上に取り組んで参ります。 |
| ③ | 非化石証書の流動性 | FIT非化石証書はオークションで供出されるため転売禁止は合理的だが、非FIT非化石証書や今後設計されるFIP非化石証書については、小売電気事業者間やアグリゲーター⇄小売電気事業者で取引が行うことが認められなければ、作った太陽光を自社需要にしか充当できなくなり、再エネの普及に大きな足かせとなりうるのではないかと。 | 非化石証書が小売電気事業者間で取引を禁じられていることにより、流動性が著しく低下している。 | 経済産業省 | FIP電源由来の非化石価値や、アグリゲーターにおける取扱いについては、詳細についてまだ決まっておりません。 小売電気事業者間の取引については、税務上の懸念があることから、転売できないとしています。 | - | 検討を予定 | 現在資源エネルギー庁の審議会において、FIP電源由来の非化石価値の取扱い等について検討しているところです。また、その他いただいた御意見も参考にさせていただきながら、引き続き検討していきます。 |
| ③ | トラッキングつき証書への統一 | 再エネ発電所の情報と非化石証書が紐付いた「トラッキングつき証書」のみに統一していただきたい | 環境価値の購入にあたって、オプションが多すぎて、検討における負担が大きい。グローバルな基準(RE100)に則った事業活動を促すのであれば、その基準に則った制度にしていきたい。 | 経済産業省 | 現在資源エネルギー庁の事業にて、FIT非化石証書のトラッキングシステムの実証を行っています。 | - | 検討を予定 | 非化石証書については、今後トラッキングの本格運用に向けて取り組んでいきます。 |
| ③ | 託送制度のコスト | グリーン電力を託送供給するうえでインバランスコストがネックとなっているため。特にコーポレートPPAのように需要家との直接契約を結ぶ場合は、自己託送同様の扱いを検討願いたい。 | | 経済産業省 | 現在のインバランス料金制度はPPAに対して自己託送制度と同様の扱いをしております。 | 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条 | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ③ | 自己託送利用時の小売事業者による部分供給を含めた託送制度の見直し | 自己託送利用時には小売事業者による部分供給を組み合わせる必要があり、その場合の託送基本料金の設定方法を自己託送を利用しやすいよう整備頂きたい。 | | 経済産業省 | 部分供給を受ける場合に需要家が支払う電気料金に含まれる託送料金相当分については、需要家が一供給者から全量供給を受ける際に支払う額と同額となるよう運用されています。自己託送を利用する場合、2部料金制と完全従量料金制を選択ができる制度となっており、2部料金制を利用すれば当事者間で「流通費用調整額」として調整できます。 | 部分供給に関する指針 各一般送配電事業者の託送供給等約款(電気事業法第18条) | 現行制度下で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ③ | 自宅託送利用可能な範囲の見直し | 自己託送を利用する際、発電設備の所有者はPPA事業者とし、需要家側への供給についてもPPA事業者から供給するスキームの確立を希望する | 自己託送を利用することができる者の範囲について、現行では「密接な関係を有する者が設置する非電気事業用工作物」となっている点の緩和 | 経済産業省 | 自己託送制度は、離れた場所でも、自家発自家消費と同様の電力供給を行えるようにするための仕組みです。 密接な関係の無い需要家に対して小売供給を行おうとする場合には、需要家保護の観点から、電気事業法に基づき、小売電気事業者の登録を受けていただければ、事業を行っていただくことが可能です。 | 電気事業法第2条第1項第5号口 電気事業法第2条の2 | 現行制度で対応可能 | 密接な関係性がない者に供給する場合は、電気事業法の小売電気事業者の登録を受けることにより供給可能です |
| ③ | PPAに関する指針の公表 | PPAに関する統一的な見解を指針として公表してほしい。 | 経済産業省産業保安監督部の、PPA事業に関する見解が事業所や担当者によって異なる(電気主任技術者業務を事業者か、事業所が所属する法人か、など)。 | 経済産業省 | 事業用電気工作物については、電気主任技術者の選任や保安規程の届出等を求めています。それに関して、PPAに特化した具体的見解はお示ししておりません。 | 電気事業法施行規則第52条等 | 検討に着手 | PPA(電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、当該PPA事業者が需要家に対し、電気を供給する形態)のような新たな事業形態に対する実態を精査し、それに係る電気主任技術者の選定方法等について令和3年度中に公表することを目指します。 |
| ③ | 容量市場における発動指令電源(デマンドレスポンスを含む)の調達量の上限定 | 前提として、容量市場における供給力として事業の予見性確保は、ERAB事業の基盤形成に繋がり、調整力等の他のERAB事業にも派生する。そのため、容量市場の制度がアグリゲーション事業の肝となる。 調達量の上限定により、応札する事業者の入札行動に心理的影響が働かない、具体的にはプライステイカーなるインセンティブが働かないような制度設計にしていきたい。 | 【理由】容量市場におけるDRの役割は、供給予備力として新設・既設のピーク火力と競争し、価格シグナル形成に一定程度関与することが期待されるが、現行制度における最も合理的な入札行動はプライステイカーになることであり、本来DRに求められる期待に応える入札が出来ないため。また、容量市場での他の電源との競争を通して、従来型ピーク電源の市場退出を促し、脱炭素化に寄与することが困難なため。翻っては、調整力への事業展開にも影響を及ぼすため。 【参考】https://www.youtube.com/watch?v=LOCr3VTwx6k&feature=youtu.be&t=1507 | 経済産業省 | 発動指令電源は、デマンドレスポンス(DR)、安定的に供給力を提供できない期待容量が1,000kW以上の電源、および単体の期待容量が1,000kW未満の電源を組み合わせることにより、期待容量1,000kW以上の供給力を提供するものが該当し、目標調達量に織り込まれている①10年に1度程度の酷暑・厳寒)に対応するための供給力、②大規模災害等に備えて対応するための供給力を確保するために調達することとしております。安定的な供給力を提供する安定電源とは対応する供給力が異なり、落札容量の枠を定めております。 | 電気事業法 | 検討を予定 | 制度のあり方については、制度検討作業部会において検討中であり、いただいたご意見も踏まえつつ、来年度以降に向けて検討してまいります。 |
| ③ | ネガワット調整金制度の見直し | 再エネ普及拡大には再エネの不安定さを補う供給調整力が必要とされ、VPP/DRの活用が期待されている。しかし、VPP/DR事業者たるアグリゲーターがお客様にDRを要請する場合、「供給元小売電気事業者に対し電力販売の売上減に伴う補填(ネガワット調整金)が必要」との制度となっており、次世代の需給調整力を担うアグリゲーター事業の発展に対する阻害要因となっている。 供給元小売電気事業者は自らお客様にDRサービスを提供することも可能である中で、競争の結果、お客様が他社とDRに係る契約を締結した場合において、供給元小売電気事業者に対し売上補填等を求めることを許容する制度の必要性を再考いただきたい。 | | 経済産業省 | ネガワット調整金とは、小売電気事業者とアグリゲーターとの間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、アグリゲーターが小売電気事業者に対して支払うものです。あくまで、アグリゲーターと小売電気事業者の民間事業者間の契約により取り決められるものです。 ERABガイドラインは、アグリゲーター等が事業を行う上で必要となる関係者間での契約や取り決めについて、民間同士の契約を締結するための指針を示したものです。 その中で、ネガワット調整金の決定にあたっては、特定の関係事業者だけに極端な利益または損失が生じる等、ネガワット調整金の額がその趣旨から逸脱しないように留意し、取引の実情やDR・VPPの普及拡大の観点を踏まえて協議をすることとされています。また、関係事業者はネガワット調整金の交渉が円滑に行われるよう協力して協議を行うものとされています。 | エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン | 対応 | 関係者間の公平性を最大限高める観点から、2020年6月にERABガイドラインにおけるネガワット調整金の計算方法等に関する記載を改定しております。引き続き、民間の取り組みであることを認識しつつも、小売電気事業者とアグリゲーターの円滑な協議を支援する観点から、必要に応じて関係者間の公平性を最大限確保すべく努めてまいります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|----------------------------|---|--|-------|--|------------------------------|-------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ③ | 差分計量の早期実施開始 | 経産省にて検討が進んでいるが、差分計量については早期に実施可能となるように進めて頂きたい。 併せて、パソコン等の従来の検定器とは異なる機器のデータを活用した「特定取引」についても、需要家の合意を取ることを前提としたうえで、早期に認めて頂きたい。 | 電気の使用状況を測定して取引を行う場合に、それぞれの場所に計量法で定められた検定器を設置する必要がある。 第三者所有モデルにより自家消費型再生電源の余剰電力を逆潮流電する場合に、逆潮流電単価と再生電力供給単価に差異があれば差分計量が必要となるが、それが認められていないため追加コストや新規工事が発生してしまい、第三者所有モデル普及の阻害要因となっている。 | 経済産業省 | ・電力量計は、計量法第2条第2項第4号に規定される特定計量器であり、同法第16条の規定により、計量器でないものや検定に合格した特定計量器でないものをkWhの取引又は証明における計量に使用することはできないとされています。 ・また、同法第10条では、物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならないとされており、差分計量においては、2つの電力メーターの差分をとると、1つの電力メーターに認められている誤差（器差）を超えるおそれがあるため、正確性が担保できない限りにおいては、差分による値を用いて取引または証明を行うことはできません。 | 計量法第10条、第16条 | 検討に着手 | ・差分計量については、現在、「特定計量制度及び差分計量に係る検討委員会」において、検討を進めており、検討結果を踏まえて運用ルールの見直しを行う予定です。 ・パワーコンディショナーなどの計量値を使用した取引については、昨年、電気事業法を改正し、事前に届出を行った上で、計量器の精度や消費者保護の確保等の基準を満たすものについて、計量法に基づく検定等を不要とする制度を創設しました。（令和4年4月に施行予定）現在、施行に向けその詳細な基準の検討を行っているところです。 |
| ③ | 近接性評価割引の見直しと、割引幅の拡大 | オフサイト型PPA契約への適用を想定し、再生発電所と需要場所が近接している場合において、システムを利用して送電する場合の託送料を大幅に割引頂きたい。 自己託送普及のため、そもその料金見直しをお願いしたい。 | 自己託送料金は非常に割高のため、自己託送が円滑に進まない。（例：東京電力パワーグリッドの高圧託送料金表では、通常用基本料555.5円/kW・2.34円/kWhに対して自己託送用11.45円/kWh） | 経済産業省 | 現状、潮流改善に資する電源を利用した託送サービスを実現し、ネットワーク全体の効率化を図ることや当該地域への電源設置を促進するために、各一般送配電事業者の託送供給等約款において、需要地に近い地域に設置された電源を利用する場合には、その潮流改善効果等を評価し、一定の割引を適用する「需要地近接性評価割引」が定められています。 | 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第25条 | 検討を予定 | 分散電源の導入促進やネットワーク全体の効率化等の観点から、引き続き検討して参ります。 |
| ③ | 発電量変動要素が大きい再生電源の同時・同量管理の緩和 | 自己託送の際、需要計画・調達計画・販売計画を、電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者者に通知する必要がある。 太陽光発電のバランス管理が困難。 | | 経済産業省 | 電気の特性上は需要と供給を一致する必要があります。このため、2016年度に全ての発電事業者及び小売電気事業者は同時同量を行っていただく前提で計画値同時同量制度を設けています。 | 各一般送配電事業者の託送供給等約款（電気事業法第18条） | 対応不可 | 需要と供給の不一致により電気の安定供給に影響を与えることから、引き続き計画値同時同量制度は必要と認識しています。 他方、再生の市場統合は非常に重要な課題です。このため、FIP制度において、太陽光発電等の変動電源が蓄電池などの調整可能な電源等とともにバランスグループを構成できるようにする等、太陽光発電も含め、バランス管理を行いやすくする環境整備を行ってまいります。 |
| ③ | 発電側基本料金 | （・再生自立化のハードルになる発電側基本料金制度導入はドイツなどでも見送られており、日本での導入も再検討すべき。少なくとも系統を専有しないノンファーム接続電源は課金免除するなど、受益者負担原則との整合性を取るべき。） ・一律に発電家託送を徴収するのではなく、電源種に基づき、且つ距離に応じた費用の設定を速やかに整えるべきではないか。 | 現在制度化が検討されている託送料の発電側基本料金課金は、系統に接続される電源のkWにより課金されるが、これが導入されると稼働率の低い太陽光、風力などに対して、稼働率の高い石炭火力、原子力に比べて負担が高くなり、電源コストの優位性が損なわれる。このため、政府支援によらない再生電源の自立的拡大の制約となる。 | 経済産業省 | 発電側基本料金は、再生主力電源化に向けて必要となる送配電設備の増強や維持・運用を効率的かつ確実に進めていくとともに、再生を含めた電源による効率的な系統利用の促進に資するものであり、第5次エネルギー基本計画においても、「発電側基本料金を導入する」と明記されております。 今般、既存の非効率な石炭火力を抑制しつつ、再生導入を加速化するよう、基幹送電線の利用ルールの見直しを進めることとされており、これにあわせて、発電側基本料金についても、当該ルールと整合的な仕組みとするよう見直しを進めることとしております。 | 電気事業法 | 検討に着手 | 昨年7月、梶山大臣から、既存の非効率な火力電源を抑制しつつ再生導入を加速化するために基幹送電線の利用ルールを抜本的に見直すとともに、発電側課金についてもそれと整合的な仕組みとなるよう見直すように、との指示がありました。 これを受け、昨年12月、発電側基本料金の見直しについて審議会での検討を開始し、まずは関係の事業者団体より、見直しの方向性について意見聴取を実施しました。具体的には、太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスの発電事業者団体を含め、いずれの事業者団体からも、発電側基本料金を導入することについて反対意見はございませんでしたが、kW課金の見直しなど具体的な制度設計について様々な御意見をいただいたところです。 引き続き審議会の場において、関係の事業者団体の意見も踏まえながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいります。 |

第3回 要望と回答（④地域との共生） ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---------------------------------------|--|---|-------------|---|--|--|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ④ | 不適切な再生可能エネルギー発電所の把握と指導体制の不足への対応 | ・各業界団体として不適切な発電所の事例を収集し、改善を指導しているが、所有者等の情報の提供を行政から受けられない。経済産業省・資源エネルギー庁や地方自治体から我々業界団体に対して不適切な発電所の情報共有を行って頂き発電事業の適正化を進める。 ・経済産業省、電力安全課、各地域保安監督部における電気事業法違反の取り締まりの強化。ただし、役所の人材も不足しているため、取締りや書面確認ができる人材の増強、外部への確認が委託できるようにする制度設計が必要。また、立ち入り検査や報告徴収はすでにできるが、その際に設計図面や完成図書が無い案件については、役所側が違反を証明するのではなく、発電事業者側に図面などをもって適合していることの説明責任を持たずようにする制度変更が必要。さらに、違反案件については、是正勧告、是正内容の詳細について公開する必要がある。現状の立ち入り検査とその結果の概要のみでなく、類似の案件も違反であることを示すために写真等の公開が必要（事業者名までは不要）。 | 太陽光発電所の規制の履行状況確認が、行政機関の人的リソースの不足により十分行えておらず、安全性に懸念がある設備が放置されている。また、適正な管理をしている発電所まで巻き込むような包括的な規制が追加的に行われ、結果として全体のパフォーマンスを低下させている。 | 経済産業省 | 太陽電池発電については、事故件数・事故率ともに増加傾向にあります。なお、改正電気事業法により、令和3年4月1日から小出力発電設備に該当する太陽電池発電設備が事故報告の対象となります。 | 電気事業法第106条、第107条、電気関係報告規則 | 検討に着手 | 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、手続きの効率化・合理化を検討し、まずは行政の人的リソースの確保及び十分な規制の履行をはかっています。その上で、必要に応じて更なる対策を講じてまいります。 |
| ④ | 不適切案件の取り締り | 不適切案件（もしくはその疑いがある案件）の速やかな調査、是正勧告、是正命令、罰則の徹底、厳格運用。具体的には、電力安全課および地方産業保安監督部の再エネ関係担当者の人員を再エネ発電所の増加に見合った数に増やす（経産省全体での人員配置の見直し）。不適切な例が発覚した場合、速やかに勧告、命令を出し、それが改善されない場合、速やかにFIT認定取り消しを行う(電安課と新エネ課との連携強化)。 | 不適切な設計・施工・保守を行なっている（もしくはその疑いがある）発電事業者が散見され、インターネットやSNSでも多くの情報が流れ、これらを放置することは、国民全体の中で再エネに対する評価を落とし、再エネ普及拡大の大きな支障となる。 | 経済産業省 | 太陽電池発電については、事故件数・事故率ともに増加傾向にあります。なお、改正電気事業法により、令和3年4月1日から小出力発電設備に該当する太陽電池発電設備が事故報告の対象となります。一方、再エネ特措法においては、電気事業法などの関係法令を遵守することを認定基準に掲げ、違反が確認された事業については、指導や改善命令を行うほか、必要に応じて認定を取り消すこととしています。 | 電気事業法第106条、第107条、電気関係報告規則 | 検討に着手 | 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、手続きの効率化・合理化を検討し、まずは行政の人的リソースの確保及び十分な規制の履行をはかっています。その上で、必要に応じて更なる対策を講じてまいります。 |
| ④ | 適正な土地利用に関する条例について | 一定規模以下の再エネ発電設備については、実質的に地産地消電源となることに鑑み、迷惑施設扱いをやめて頂きたい。 開発行為の各申請に係る添付書類の内容を明確化して頂きたい。 | ①太陽光発電以外の再エネ発電施設について、条例によって「迷惑施設」として扱われており、手続き等の負担が事業者にとって著しく過大となっている。 ②一部の自治体では、開発行為の許可に至るプロセスが複雑かつ難解であり、開発行為に直接の利害を有さない住民等からの申し出についても平等に扱われることとなっているため、事業に直接関係ない住民等から意見が発せられた場合、説明会や公聴会を数次にわたって開催する必要が生じ、事業者にとって受容し難い負担が生じている。 | 経済産業省 | 該当する規制はありません。 | - | 事実認識 | 自治体において条例を制定、ないしは開発行為の各申請に係る添付書類の有無や範囲を法令の趣旨を踏まえながら運用していると承知しており、国としてこれらについて何らか規制するものではありません。 |
| ④ | 自治体の窓口一本化（再エネ設置に関する条例等規制条件の集約とHPでの公表） | 再エネ設置時に各地方自治体に問い合わせを行い、規制条例の確認が必要。個別自治体への問合せの手間が大きいため、国が取り纏めの上、一覧化を行って頂きたい。 | | 経済産業省 | 該当する規制はありません。 | - | 検討を予定 | 今後、再エネ導入に関する地域の実情に応じた条例や効果をあげている条例などのグッドプラクティスを取りまとめ、自治体に共有するなどにより地元理解の促進に向けた取組を進めてまいります。その際、条例一覧をできるだけ早期に公表することも検討いたします。 |
| ④ | 各自治体の条例による規制 | nonFITによる発電所や地域貢献型の発電所に関しては、例外措置にて対応していただく等の検討をいただきたい。 | 各自治体において、通常の林地開発申請や宅地造成申請、農地転用許可や伐採届など以外に新たに太陽光発電所を建設する為のルールが続々誕生している。法律ではフェンスが不要のソーラーシェアリングに条例でフェンスの設置を求めたり、農業委員会が首長の意向で申請書を受け取らない等の事例が発生している。 土木工事内容に対して一定のルールを設けるのは致し方がないが、本来の目的とは離れたルールも散見される。特にFIT終了後に増えてくるであろうnonFITの発電所の足かせになることが予想され、何らかの対策が必要であると考える。 | 経済産業省、農林水産省 | 【条例による規制】 該当する規制はありません。 【農業委員会による申請書の取扱い】 行政手続法第7条において、「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されています。 | 【条例による規制】 - 【農業委員会による申請書の取扱い】 行政手続法第7条 農地法第4条、第5条、農地法関係事務に係る処理基準等 | 【条例による規制】 事実認識 【農業委員会による申請書の取扱い】 対応 | 【条例による規制】 自治体において条例を制定していると承知しており、国としてこれらについて何らか規制するものではありません。 【農業委員会による申請書の取扱い】 農地法で定められた申請の形式上の要件に適合する農地転用許可申請書が提出されているにもかかわらず、農業委員会が市町村の長の意向によってこれを受理しない処理をしているとすれば、適切な処理ではないことから、こうしたことがないよう、農業委員会に対する助言・指導に努めてまいります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---|--|---|-------|---|--|--------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ④ | 駐車場にカーポート型で太陽光を設置する際、カーポート架台が建築物扱いとなること | 以下の点の解消。 ①建築基準法に基づく設計物でなければならないという点。 ⇒海外で既に設計された安価なものが使用できなかったりと、コストアップになっている。 (建築物の扱いから外れば②以降の課題も解決される。) ②(延べ床面積が500m2以上の場合)隣り合うカーポート間の延焼(隣棟間延焼線)の考慮が必要という点。 ⇒延べ面積基準が緩和されることでより多くのパネルが設置できるようになる。 ③建築確認申請手続きが多い点。 都市計画外地区かつ、準景観地区外であれば200㎡以上、都市部へ設置の際は10㎡以上の床面積が申請対象となり大規模カーポート設置時は申請適用となる可能性が高い。 ⇒カーポートが建築確認申請の適用から除外されると導入が進む。 ④都市計画法手続きが多い点。 都市計画法の申請が必要な場合、消防、市、県民局の事前同意が必要であり手続きが煩雑。 ⇒建築事務所などに依頼することとなり手間とコストがかかる。地上設置PV野建て)は不要なため、カーポートも適用外となれば導入が容易となる。 | | 国土交通省 | ①建築基準法第2条第1項第1号において、建築物は「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されています。 ②同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から一定の距離にある建築物の部分については、延焼のおそれのある部分として設定されます。また、壁を有しない自動車車庫(階数が1で床面積が3,000㎡以内)の場合、屋根を不燃材料等とすることを含めた防火上の一部の規定の適用を除外する代わりに、その屋根にあっては、床面積が150㎡以上の場合はそのすべてを、床面積が150㎡未満の場合は延焼のおそれのある部分のみを準不燃材料等とすることが求められます。 ③建築基準法第6条第1項において、建築主は原則、建築物を建築しようとする場合等においては、当該工事に着手する前に建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならないとされています。 ④カーポートが建築基準法第2条第1項第1号の建築物に該当しない場合は、都市計画法の規制はありません。また、カーポートが同号の建築物に該当する場合であっても、住宅や店舗等の附属建築物であれば都市計画法施行令第22条第2号又は第35条第1号により都市計画法第29条の開発許可及び第43条の建築等の許可が不要とされています。 | 建築基準法 ④都市計画法第29条第1項、同条第2項、第43条第1項、都市計画法施行令第22条第2号、第35条第1号 | 一部現行制度下で対応可能 | ①③屋根に該当するか否かについては、個別の事案に応じて特定行政庁において判断されることになります。その上で屋根を有する自動車車庫であれば、建築物の定義に該当するものであることから、特定行政庁において建築物と判断されており、当該自動車車庫を利用する者の安全等を確保する上で、建築基準法に則り必要な手続を経て建築する必要があります。 なお、ご指摘のものが、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除去して架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は収納その他の屋内的用途に供しない場合には建築物に該当しません。 ②延焼のおそれのある部分については、他の建築物からの延焼という観点で、防火上重要な部分としてすべての建築物に対して設定されるものであるため、自動車車庫のみを対象外とすることについては慎重な検討を要するところです。なお、現行基準においても、壁を有しない自動車車庫(階数が1で床面積が3,000㎡以内)であれば、その屋根にあっては一般的な建築物に要求される防火上の基準よりも緩和した基準で設計することも可能としており、太陽光発電設備を兼ねた屋根が当該基準を満たせば建築可能であることから、これらの規定を適切に運用しつつ、設計していただきたいと考えております。 ④制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ④ | カーポート型太陽光発電設備の建築基準法上の制約 | 太陽光発電設備の地上向けの工法として、杭と基礎が一体化した杭基礎工法があり、コンクリート基礎と比べて大幅なコストダウンが可能。現行の建築確認の運用では構造上の基準を満たすものであっても基礎がないものと判断される事例が多いため、杭基礎工法も建築確認において基礎として認めるような通達を検討すべきである。 | 駐車場へカーポート型太陽光発電設備を設置するにあたり、建築確認でコンクリート基礎の設置を求められるため、低コストな工法の導入が困難となっている。 | 国土交通省 | 建築物の基礎は、建築基準法施行令第38条の規定に基づき、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとする必要があり、平成12年建設省告示第1347号において具体的な仕様基準を定めています。 | ・建築基準法施行令第38条 ・平成12年建設省告示第1347号 | 現行制度下で対応可能 | ご指摘の太陽光発電設備用の杭基礎工法が具体的にどのような工法であるか定かではありませんが、平成12年建設省告示第1347号第1第2項から第4項までに定める基礎についての仕様基準は、延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類するものに該当する場合は適用されません。また、仕様基準に適合していない場合であっても、同告示第2に定める構造計算の基準に従って構造耐力上安全性であることが確かめられた場合においては使用することが可能です。 |
| ④ | カーポート型太陽光発電設備の基準の統一 | カーポート型太陽光発電設備の設置における基準の一律化、都市計画法の対象外とするといった法規制の緩和、建ぺい率の緩和など、カーポート型太陽光発電設備の設置の促進に向けて検討いただきたい。 | カーポート型太陽光発電設備については、都市計画法、景観条例、消防法など規制が多い他、消防の基準なども自治体により違いがあるなど基準が明確になっておらず導入事業者自身での検討が出来ない。 また建ぺい率に引っ掛かり設置できないケースもある。 | 国土交通省 | 【建蔽率の緩和について】 ・建築基準法において、建蔽率制限は敷地内に空地をある程度確保することにより、通風、日照、採光、防災等の市街地の環境を確保すること等を目的としております。建蔽率制限については、一定程度の緩和措置が設けられており、建築物の位置を整えその環境の向上を図るために壁面線が指定された場合において、当該壁面線を超えない建築物で特定行政庁が許可したもの等については、建蔽率の制限を緩和することができることとなっています。カーポートについても、当該制度等を活用することが可能です。 ・なお、ご指摘の都市計画法においては、各地域の実情に合わせて、各地方公共団体が建蔽率等の制限を都市計画に定めるものとしております。 【都市計画法の規制について】 ・カーポートが建築基準法第2条第1項第1号の建築物に該当しない場合は、都市計画法の規制はありません。また、カーポートが同号の建築物に該当する場合であっても、住宅や店舗等の附属建築物であれば都市計画法施行令第22条第2号又は第35条第1号により都市計画法第29条の開発許可及び第43条の建築等の許可が不要とされています。 | 建築基準法第53条、都市計画法第29条第1項、同条第2項、第43条第1項、都市計画法施行令第22条第2号、第35条第1号 | 現行制度で対応可能 | 制度の現状欄に記載のとおりです。 |

第3回 要望と回答（⑤その他） ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--|--|---|-------|--|-------------------------------------|------------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 蓄電池の電気主任技術者 | 電力会社と低圧連系での接続をする蓄電池設置の再エネ発電設備については、例外として「一般用電気工作物」扱いとする（電気事業法第38条条件、解釈の緩和）。または、①技術基準の適合維持（電気事業法第39条）のみの規制とする。保安規定の制定届出および電気主任技術者の選任は不要とする。（電気事業法第42条、43条）②使用前自己確認結果届出を必要とする出力500kW以上の再エネ設備より保安規定、電気主任技術者の選任を必要とする。 | 太陽光発電設備に蓄電池を設置した場合、「太陽電池発電設備の出力は太陽電池モジュールの合計出力で判断する」原則により、電力会社とは出力50kW未満の低圧連系で接続したとしても、保安管理においては小出力発電設備ではなく「自家用電気工作物」となるために電気主任技術者の選任が必要となるが、こうした太陽光発電設備の立地地域においては第3種電気主任技術者の不足が顕在化してきており、新規の保安管理が断られる状況が起こっている。また、その費用負担においても設備設置普及を阻んでいる。 | 経済産業省 | ①太陽電池発電設備の出力は、太陽電池モジュールの合計出力で判断することを原則とし、例外的に、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断しても良いこととしています。 ②事業用電気工作物（自家用電気工作物等）に分類される電気工作物については、保安規程の策定・届出・遵守や、主任技術者の選任・届出を求めています。 その上で、一定規模（500kW以上）の太陽電池発電設備についてはリスクを勘案し、使用前自己確認を求めています。 | 電気事業法38条・39条・42条・43条 | 対応不可 | ①一般的に電気工作物の出力に応じて当該電気工作物における人体への危害や物件の損傷、他の電氣的設備その他の物件の機能への電氣的又は磁氣的な障害を及ぼすリスクが高くなるため、電気工作物の出力を基準とした規制が必要となります。 ②太陽電池モジュールとパワーコンディショナーが直接に接続されている場合には、前者が後者の出力で近似的に限定されるため、パワーコンディショナーの出力での判断が例外的に認められています。他方、電力を消費・貯蔵する機器がその間に接続される場合、太陽電池モジュールと当該機器間において、前者の最大出力で発電される可能性があることを勘案し、原則の判断基準を適用することとしています。 ③事業用電気工作物については、一般用電気工作物と比較して危険性が高く、電気に起因する災害及び障害の防止のため、工事、維持及び運用の保安を確保すべく、保安規程を通じた保安体制の整備や、電氣的知見を有する主任技術者による監督を求めているところです。また、使用前自己確認は、一定程度危険性が高い電気工作物に対し、上述の対応に加えて事前の措置を求める制度となっております。 電気工作物に起因する災害及び障害は、構内外に影響を及ぼす可能性があり、適切な保安を確保すべく、制度趣旨にご理解をいただけますと幸いです。 |
| ⑤ | 【風力共通】 電気主任技術者の見直し | ・再生可能エネルギーの普及を促進する目的で、風力発電設備に限って、第三種電気主任技術者の範囲を拡大し電圧17万ボルト未満としていただきたい。 ・一事業につき一電気主任技術者の配置と専任、事業場所から2時間以内に在在といった点について緩和するなど検討願いたい。また、みなし設置者が同一であれば複数の電気工作物の統括を認めていただきたい。 | ・現在、第三種主任技術者が選任できる電気工作物の範囲としては電圧5万ボルト未満、出力5千キロワット未満であるが、多くの風力発電所は同規模を超えることから、第二種主任技術者の選任が必要である。一方、風力発電所はその特性上辺境地に設置されることが多く、主任技術者を確保することは容易ではない状況である。 ・今後の洋上風力発電サイトの大規模化が進み、連系電圧が275kVとなるケースが多くなるが、一事業につき一電気主任技術者の配置と専任、事業場所から2時間以内に在在といった点を確保するのが困難である。 | 経済産業省 | 第3種電気主任技術者が監督可能な範囲は、発電所の出力が5,000kW未満かつ電圧50,000V以下となっております。 また、統括による選任においては、自社選任で体制を構築することや、電気主任技術者が発電所に2時間以内に到達可能であることを求めています。 | 電気事業法施行規則第56条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規） | ①検討を予定 ②検討に着手 | ①第3種電気主任技術者の選任範囲の拡大については、保安への影響度等を考慮の上、慎重に検討してまいります。 ②統括による選任要件については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論し、令和3年度中に結論を得ます。 |
| ⑤ | 電気主任技術者の実務経験年数に関する早期実現 | 実務経験年数について、経産省でのWGにおいて免状の種類に関わらず実務経験年数を3年とする方向で議論されているところ、当該方針にて早期承認をお願いしたい。 | 現状、太陽光発電の増加やコンビニ等の高圧受電化等により電気主任技術者の不足が生じており、また将来的にも不足することが懸念されている。電気主任技術者数の増加や1人の電気主任技術者が担当できる設備数の増加が解決策として考えられるが、実務経験年数や持ち点数（※）に制限があることが阻害要因となっている。 （※）電気安全管理業務は、担当する電気工作物やその点検頻度に基づいて点数化し、合計33点の持ち点の範囲内で複数の電気工作物の保安管理を担当することが出来る。 | 経済産業省 | 保安管理業務を受託するためには、 第1種電気主任技術者：3年 第2種電気主任技術者：4年 第3種電気主任技術者：5年 の実務経験が必要です。 また、保安管理業務を受託できる件数については、電気工作物の規模や勤務時間等を考慮し、上限を規定しています。 | 平成15年経済産業省告示第249号 | ①対応 ②検討を予定 | ①講習受講を条件とした実務経験の短縮については、令和2年度中に制度改正予定であり、令和3年度の早い段階で、講習を受講いただくことが可能となる予定です。 ②一人あたりの電気主任技術者の持ち点数33点については、事業場の規模に応じて定められたものであり、これをさらに増やすことについては、保安上支障となるおそれがあるとの意見もあるため、こうした御意見を踏まえつつ慎重に検討してまいります。 |
| ⑤ | 電気主任技術者の見直し | 再生可能エネルギー発電は分散型小型発電所（10万kW未満）のであり、設備の安全に関する何らかの資格を新たに設置して、その有資格者を選任し保安監督ができるよう法改正をしていただきたい。安全に関する知識と経験があれば、十分に対応できるはずである。 | 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事[4]、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、「『主任技術者免状の交付を受けている者』のうちから、『主任技術者』を選任しなければならない。」と定めている。ところが、過疎地域では主任技術者の資格を有している者が極めて少なく、電気事業を保安監督する上で支障がある。 | 経済産業省 | 事業用電気工作物の設置者に対し、電気工作物の保安の監督をさせるため、発電所の規模に応じて、第1～3種電気主任技術者免状を所有している者から、電気主任技術者を選任することを求めています。 | 電気事業法第43条 | 対応不可 | 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を担う主任技術者制度は、電気事業法に基づく自主保安体制の要です。一定規模以上の太陽電池発電所は、公衆災害等のリスクが高いため、主任技術者を引き続き選任することが適当と考えます。 |
| ⑤ | 保安点検のための人材確保 | 資源エネルギー庁が、太陽光発電の適切な業界団体に対し不適切な発電所の情報を共有することで業界団体が人的リソースを補うことが可能と考えます。 | 太陽光発電所の設計・施工・保守点検の適正化のための人的リソース（資源エネルギー庁・自治体）が不足し、結果として適正化が進んでいない | 経済産業省 | 太陽電池発電については、事故件数・事故率ともに増加傾向にあります。なお、改正電気事業法により、令和3年4月1日から小出力発電設備に該当する太陽電池発電設備が事故報告の対象となります。 | 電気事業法第106条、第107条、電気関係報告規則 | 検討に着手 | 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、手続きの効率化・合理化及び規制実施における外部リソースの活用を検討し、まずは行政の人的リソースの確保及び十分な規制の履行をはかっていきます。その上で、必要に応じて更なる対策を講じてまいります。 |
| ⑤ | 【洋上風力】 電気事業法の定期点検の緩和 | 洋上風力発電の月次または定期点検にてアクセスが困難な状況である場合は、リモートセンシング技術を活用することにより、点検の全部または一部を省略できる様にして頂きたい。尚、具体的にはCMS、ライブビデオ、オイルリークセンサ等を活用することにより対応する。 | 電気事業法施行規則では点検頻度について定められており、月に1回の点検を実施する必要がある。洋上風力発電設備に於いては、海象条件によってはアクセスする事が困難で、実施することが難しい季節もある。その場合に要件を満たすことが出来なくなるため、ある程度危険を冒してアクセスすることが想定され、その場合に長時間風車に取り残されるなど安全上の問題もある。 | 経済産業省 | 電気事業法において、風力発電所の月次点検の頻度については、主任技術者を選任された場合には保安規程に定められたところとなり、外部委託の場合には平成15年告示第249号に定められたところとなります。また、単機出力500kW以上の風力発電所については、事故が多発したことを背景に、2015年に定期事業者検査制度を導入したところであり、定期事業者検査の方法や点検時期については解釈でその一例を定めています。 なお、洋上風力の出力規模では、電気主任技術者を選任する場合はほとんどと考えられ、その場合については、月次点検の頻度を法令で規定しておらず、各事業者が保安規程において自ら適切な頻度等を設定することとなります。 | 電気事業法第94条の3、平成15年経済産業省告示第249号 | 検討に着手 | 定期事業者検査については、導入から6年目となる2020年度に実施に関するレビューを実施しているところです。来年度以降、定期事業者検査の見直しと共に、洋上風力発電所における定期事業者検査の方法や点検時期について見直しを行ってまいります。 |
| ⑤ | 電気事業法（特別高圧、太陽光発電設備の保守について）2種電気主任技術者に専任緩和 | 太陽光発電所は、無人で自動で安全に発電することが可能であり、可動部がないため、遠隔制御も容易であるため、一定の基準を満たせば、電気主任技術者の専任の要件緩和が可能。そこで遠隔制御管理を条件に電気主任技術者の兼任や外部委託を可能とする。以下に、具体的な規制緩和策を示す。 1) 電気主任技術者の専任要件の緩和： 近接する特別高圧発電所については、第2種電気主任技術者の兼任を認める 2) 第2種電気主任技術者の外部委託： 第2種電気主任技術者の、外部委託を認める 3) 補助員（第3種電気主任技術者）の外部委託： 第2種電気主任技術者の、補助業務として、直流部分の保守作業については、第3種電気主任技術者による業務(外部委託)を認める 4) 第3種電気主任技術者の、監督範囲について： 電圧5万V、出力5MWまでの範囲とされているが、電圧7万V、出力5MWの緩和措置(一定の実務研修を要件として) 上記を実現できれば、既存発電所の主任技術者不足による事業中断の回避、発電事業のコスト削減が期待できる。 | 2,000kW以上の太陽光発電所では、2種電気主任技術者の専任が必要だが、その人材が少なく、高齢化も進んでいるため、このままでは、事業できない発電所が発生してしまう。 | 経済産業省 | 電圧50,000V以下かつ出力5,000kW未満の発電所については、第3種電気主任技術者により監督することが可能です。 また、太陽電池発電所の外部委託及び兼任要件は、電圧7,000V以下かつ出力2,000kW未満となっております。 | 電気事業法施行規則第52条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規） | 検討に着手、検討を予定 | ①太陽光発電所における電気主任技術者の外部委託や兼任要件については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて議論し、令和2年度中に所要の改正を目指します。 ②第3種電気主任技術者の選任範囲の拡大については、保安への影響度等を考慮の上、慎重に検討して参ります。 |
| ⑤ | 常時監視 | バイオマス発電のうち5000kw以下のORC（オルガニックランキンサイクル）システムについては、常時監視を要しない方式を認めることにより発電所の運用負担を軽減し、地産地消により小規模バイオマスの普及を促進する。 ORCシステムは沸点の高いサーマルオイルとシリコンオイルを使用することにより、300℃近くであってもその配管はほぼ常圧で安全に運転することができ自動制御としてもリスクが少なく、欧州では自動運転が進んでいる。 | バイオマス発電を含む汽力発電設備についての常時監視が必要である。大規模発電は蒸気タービンを使用して発電することが一般的であるが、小規模発電においては蒸気タービンよりもORCシステムの方がメンテナンス負担が少なく、蒸気によるタービン腐食による機械ストレスがないメリットがある。これらのメリットにより欧州ではORCシステムの普及（200機以上）が進んでいるが日本においてはほとんど進んでいない。その理由として日本では常時監視が必要で運用負荷が大きいためである。 | 経済産業省 | ORC発電は電気事業法上、汽力発電に分類されており、電技解釈第47条に基づき、常時監視を求めているところです。 | 電気設備の技術基準の解釈第47条 | 対応 | 汽力発電所等の遠隔監視に関し、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会での審議を踏まえ、一定の要件（制御所において「運転状態の監視・制御」や「異常時の対応（非常停止や遮断機の開放操作等）」等が確実に実行できること。）を満たせば常態監視と同程度の監視体制は維持されると判断し、令和2年度中に電技省令及び電技解釈の改正等を行う予定です。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--|--|--|-------------|--|--|------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 【風力共通】 工事計画届・安全審査の効率化、合理化（審査期間の短縮化、申請届出のWEB化、審査事項の公表） | <ul style="list-style-type: none"> ・専門家会議1回あたりの審査案件数も限られていることから全ての特殊設備案件を専門家会議にて審査すると受審までの待機時間も発生すること、また、ほとんどの場合に認証を取得していれば短時間の審査で専門家会議が終了可能なことから、ウィンドファーム認証⇒工事計画届出⇒専門家会議の過程が見直されることにより、工事計画届受理までの期間を短縮することが可能なため、第三者機関によるウィンドファーム認証を取得した風力発電設備については専門家会議を開催せず、各地方産業保安監督部の判断で対応できるよう、審査フローを見直す等して効率化を図っていただきたい。 ・それと、工事計画届の申請（届出）においては、電子申請・届出が可能となるよう、WEB化を実現・推進していただきたい。 ・また、工事計画届の審査を行う専門家会議等において、審査事項（審査における技術的な考え方とその根拠たる技術情報等、審査要領を含む）、についての公表を適時・適切に行っていたいただきたい。） ・判断基準の標準化・事例共有やガイドラインの作成等をして、専門家会議に諮るまで何を指摘されるか想定できない状態ではなく予見性を高めて欲しい。 ・洋上風車（並びに最近の大型陸上風車）は、振動センサー等状態監視機能が設置され、異常が遠隔で分かるようになってきていることから、IT化の進歩、技術の進歩に合わせて、最新式風車に設置されている状態監視等の設備によっては、安全管理審査の要求である頻度（現在半年に1度）及び項目を見直すなどして業務の効率化を図りたい。 ・現行は一人でも懸念を示す審査委員が居ると、他の審査委員や主査が反論していても、審査結果は不可となる。設置者側が異議申し立てを行った場合に、別の審査委員により協議し再判定を行う制度を設けるなど、活発な議論を経て結論を出す仕組みを導入していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状、各地方産業保安監督部にて特殊設備に該当すると判断された風力発電設備は経済産業省電力安全課に対して意見を求めることとなり、その場合に電力安全課は専門家に意見を聞くことができ、専門家会議を開催し審査が行われる。また、特殊設備に該当する可能性がある場合、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を取得することになっており、専門家会議においても原則認証機関からの認証が必要で、認証を取得してから専門家会議が開催され、その後、電力安全課と専門家との間での確認作業を経て、当該産業保安監督部に連絡があり、工事計画届が受理となる。 ・現状では専門家会議は月に1回のみ開催され、確認作業に最低1カ月必要な状況であり、これらの対応に最低2ヶ月程度を要している状況であるが、専門家会議ではウィンドファーム認証と同様の内容を審査されることから二重の審査を受けていること、また、案件が多数あることから順番待ちとなり工事計画届受理が遅れること等が多く、結果として、工事着手までに長期間を要している状況である（さらに、ウィンドファーム認証の所要期間も長期化している状況が現出している）。 ・それと、現状、工事計画届の申請（届出）は、全て地方産業保安監督部を直接訪問して届出を行う必要があり、各保安監督部の担当官との面会予約の取得から時間を要している。 ・また、審査の考え方は既往にはない条件や知見の追加等により基本的に厳格化している傾向にあるが、それらに関する情報が不足した状態で受審すると審査が長期化し、プロジェクトスケジュールに影響する（遅延が生じる）可能性がある。 ・風力設備の工事計画を受理頂くための審査のプロセスにおいて、専門家会議にて確認頂くことが必要となるが、ここでの判断基準を把握・想定することが困難なため、度々再提出となり予見性が低く、また結果的として工事計画受理に要する期間が長期となる。 | 経済産業省 | <p>通常風力発電設備に係る工事計画届出は産業保安監督部において受理される一方で、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する風力発電設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断しています。なお、審査の円滑化及び効率化のため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを事業者に対して推奨しています。</p> <p>また、単機出力500kW以上の風力発電所については、事故が多発したことを背景に、2015年に定期事業者検査制度を導入したところであり、定期事業者検査の方法や点検時期については解釈でその一例を定めています。</p> | 発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈について | 検討に着手 | <p>工事計画の届出に関する審査については、特殊な環境に立地する風力発電設備のうち、技術基準適合性を判断できる第三者認証機関によるレポートを工事計画申請書に添付することで専門家会議を原則省略できるよう、今年度中に制度を見直します。</p> <p>工事計画の届出のオンライン化については、経済産業省が運用する電子申請システム（保安ネット）において簡易申請による申請が可能となっています。</p> <p>また、定期事業者検査については、導入から6年目となる2020年度に当該検査の実施に関するレビューを行っているところです。来年度以降、定期事業者検査の見直しと共に、洋上風力発電所における定期事業者検査の方法や点検時期について見直しを行っていきます。</p> |
| ⑤ | 【洋上風力】 工事計画届・安全審査の一本化（審査機関の一元化） | <ul style="list-style-type: none"> （審査機関を一本化（一元化）し、効率的な安全審査の運用が行えるようにしていただきたい。 ・または、第三者認証機関によるウィンドファーム認証の取得をもって国による技術審査を省略することの是非について検討していただきたい。） ・再エネ海域利用法の基づく浮体式の審査において、 ①先行して実施する船舶安全法の審査において、電気事業法における技術基準の適合性と、公募占用計画における、再エネ海域利用法、港湾法の適合性の確認について、同時に審査していただきたい。 （再エネ海域利用法、港湾法、船舶安全法は同じ国土交通省の管轄ですので、統一が可能と考えます） ②適用する基準は船舶安全法の初回審査段階で決定したものとしていただき、最新基準への対応は事業者の努力目標としていただき、再設計等による再審査を回避していただきたい。 ③審査期間（1年以内など）を事前に明示し事業開始の予見性を高めていただきたい。 ④経済産業省管轄の電気事業法に関する審査を発電機など電気設備に限定した審査としていただき、支持構造物等構造についての審査は国土交通省によるものとしていただく、もしくは、みなし機関のウィンドファーム認証で1本化していただく、現状の「同じ対象について複数の省庁で別の審査をする」という、行政および事業者の負担を軽減していただきたい、の4点について要望いたします。浮体式は環境アセスのプロセスも短縮化が可能なため、セントラル方式の活用により、ウィンドファーム設置開始までの期間を、現在の数年程度から1年程度にまでの短縮が可能になります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現状、着床式洋上風力発電設備は、工事計画届出の審査（電気事業法）、港湾法技術基準への適合性確認（港湾法）、公募占用計画の審査（再エネ海域利用法）が並立しており、同様な内容の受審対応を複数行う必要がある。また、浮体式洋上風力発電設備も、ウィンドファーム認証（船舶安全法（日本海事協会（国土交通省海事局所管）による基礎構造物の専門家審査、電気事業法（日本海事協会、沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による風車の審査）（数年間））->電気事業法（工事計画届について経済産業省電力安全課設置の専門家会議による審査）->港湾法（沿岸技術研究センター（国土交通省港湾局及び海事局の共管）による審査）と、同じ内容の審査を各省が行っている。いずれの場合も審査結果が出るまでに長期間を要している状況である。 ・浮体式においては、船舶安全法に基づく審査が別途あります。手順としては、まず、船舶安全法に基づく、みなし機関によるウィンドファーム認証があり、そこで数年間の審査を経て、工事計画届の審査と公募占用計画の審査を受けることになるため、工事計画届もしくは、公募占用計画の審査において、船舶安全法の審査段階で適用されていなかった基準類が、工事計画届けや公募占用計画の審査段階で適用されたり、構造的な指摘を受けた場合、全ての設計がやり直しになり、船舶安全法の審査から全てやり直す必要があります。 <p>実際、浮体式のウィンドファーム認証において、3年の審査期間を経てでも終了せず、審査の間に発電機メーカーが撤退して事業機会を失う事例も発生しています。風車のモデルチェンジは3年周期と言われており、数年で生産中止になってしまうことから、風車と一体的な設計が必要な浮体式において審査の長期化は普及促進の障害になるだけでなく、国産技術の国際競争力の低下にもつながります。</p> | 経済産業省、国土交通省 | <p>1.洋上風力発電設備の設計に関する審査について ○着床式洋上風力発電設備の設計は、以下の法律に基づき審査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法 電気事業法に基づき、工事計画届出において風力発電設備としての技術基準適合性等を審査します。なお、現地のサイト条件（軟弱地盤等）を勘案した設計になっているかを確認するため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を事前に取得することを推奨しています。 ・港湾法 登録確認機関が海象等の諸条件を勘案して、洋上風力発電設備の支持構造物が港湾の施設として技術上の基準に適合するか確認します。 <p>○浮体式洋上風力発電設備の設計は、以下の法律に基づき審査を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法 審査内容は着床式洋上風力発電設備の場合と同様です。 ・港湾法 審査内容は着床式洋上風力発電設備の場合と同様です。 ・船舶安全法 浮体式洋上風力発電設備の浮体及びタワーが船舶として適切に設計されているか確認します。 <p>2.公募占用計画の審査について 再エネ海域利用法に基づく公募占用計画の審査では、公募参加者が提出した公募占用計画における洋上風力発電設備やその維持管理方法の計画が省令で定める基準に適合すること等を審査します。</p> <p>なお、一般的には公募実施後に選定された事業者において詳細な地質調査等を実施し、それに基づく詳細設計、工事計画の策定を行うことを想定しているため、公募の審査と「1.洋上風力発電設備の設計に関する審査」の時期は異なります。</p> <p>3.ウィンドファーム認証について ウィンドファーム認証は何らかの法令に基づくものではなく、第三者認証機関としての日本海事協会が行う認証サービスです。</p> | 電気事業法第48条第1項・港湾法・船舶安全法・再エネ海域利用法 | 現行制度下で対応可能 | <p>各法に基づく手続きは、各々の法律に従って実施することになりますが、発電事業者の負担を少しでも軽減できるよう、①ウィンドファーム認証と②登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、今年度中に審査書類の共通化や審査の一本化（①②の有識者会議の合同開催）により審査の効率化や審査期間の短縮を図ります。</p> <p>なお、ウィンドファーム認証を取得した場合には、船舶安全法に基づく技術審査が省略されるなどの合理化を既に図っております。</p> |
| ⑤ | 再エネ使用分の加点について | 優良事業者選定のクラス分けの際に再エネ使用分を何らかの形で加点する、熱量原単位の改善の代替として再エネ使用率を加味するなどのインセンティブがあれば、再エネ普及拡大に寄与すると思います。 | 省エネ法において、再エネはCO2計算では考慮されるものの、買電量としてはそのまま熱量（GJ、原油換算）で加算され、これで計算した原単位1%削減を要求されるため、インセンティブが働かない。 | 経済産業省 | <p>省エネを積極的に進める事業者を評価しつつ、省エネが停滞している事業者の更なる省エネを促すため、省エネ法の定期報告書を提出する全ての特定事業者等をS・A・B・Cの4段階にクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施しています。</p> <p>このクラス分け制度においては、省エネ法に基づき「5年度間平均エネルギー消費原単位を年平均1%以上改善」又は「業種別のベンチマーク目標達成」のいずれかを満たす者をSクラス事業者とし、経済産業省ホームページでの公表等を行っています。</p> | - | 現行制度下で対応可能 | <p>省エネ法は、化石エネルギーの使用の合理化等を法目的としており、再生可能エネルギー等の非化石エネルギーは同法の「エネルギー」の定義から除外されます。すなわち、化石エネルギーに代えて再生可能エネルギーを活用することで、エネルギー消費原単位は改善するため、Sクラス事業者の要件を満たし易くなります。</p> <p>したがって、現行のSABCクラス分け制度においても事業者の再生可能エネルギー導入のインセンティブはありますが、更なる導入拡大に向けて必要な運用の改善については、今後検討を進めていきます。</p> |
| ⑤ | 短絡強度計算書の提出 | 6kV配電線に接続する誘導発電機、また2,000kVA以下の変圧器に関しては、JIS規格品であれば、短絡計算は、保安上の観点からも不要といえるので、「電気事業法施行規則」の「工事計画届」に係る発電機及び変圧器の短絡強度計算書提出を不要としていただきたい。 | メーカーからも提出が困難（計算書の入手が事実上不可能）とされる「工事計画届」に係る発電機および変圧器の短絡強度計算書は、書類作成に多大な労力と時間を要し、手続きの長期化要因となっている。 | 経済産業省 | <p>「短絡強度計算書」は、発電機及び変圧器といった重要機器にかかる安全性が担保されているかについて、工事計画届時に当該機器を設置する者に対し、確認を求めると、電気事業法施行規則第63条又は第66条において規定されているものです。（また、「短絡強度計算書」については、電気設備に関する技術基準を定める省令第8条及及び第45条にかかる判断資料となっているものです。）</p> | 電気事業法施行規則第63条、第66条関係の「別表第三」（電気設備に関する技術基準を定める省令第8条及び第45条） | 検討を予定 | <p>当省で実施した委託事業での調査結果において、「短絡強度計算書」の添付の要否について検討を実施しており、「誘導発電機」についてはJEC、JIS規格において短絡強度の規定がないこと、標準的な短絡強度計算の評価手法がないこと及びメーカーにより機器の強度設計の考え方・手法が異なっていることなどの理由から短絡強度計算書の省略は困難との評価を行ったところであり、引き続き添付資料として求めていく必要があるものと考えております。</p> <p>一方、「変圧器」についてはJEC、JIS規格において短絡強度に関する規定があるため、対象となる変圧器がJEC、JISに準拠していることが確認出来たものについては「短絡強度計算書」の添付省略が可能とすることもあり得るものと考えておりますが、実際に接続される電力系統の短絡電流がJEC、JIS規格で定義する短絡電流より大きい場合への対応や、電気設備技術基準で規定されている要求事項への整合性を取る必要があることなどの要検討課題と併せて、対応を行っていきます。</p> |
| ⑤ | 太陽光架台の強度計算 | JIS C 8955 2017と建築基準法の地表面粗度区分の定義を統一して頂きたい。 | 太陽光架台の強度計算に関して、建築基準法よりも地表面粗度区分に関して、厳しくなっており、人が住む建物よりも太陽光架台の方が厳しい強度を求めている実情がある。 | 経済産業省 | <p>昨今の自然災害の激甚化に伴う公衆安全に影響を与える重大な損壊事故の発生、FIT制度の創設以降の設置数激増等を踏まえ、2017年4月に、太陽電池アレイ用支持物の設計標準を定めた日本工業規格JIS C 8955が改訂。この改定に合わせて、太陽電池発電設備の安全を確保するための基準を再検討し、太陽電池発電設備に関する電気設備の技術基準の解釈及び解説の改訂を行い、2018年10月1日から施行したところです。</p> <p>※JIS C 8955:2017のEr及びGfは、平成12年建設省告示第1454号に基づいている。ただし、表4-3に示す地表面粗度区分の適用については、従来はアレイ高さ13m以下の場合には地表面粗度区分IIを適用しなくてもよいことになっていましたが、JIS C 8955:2017ではこの除外規定が撤廃され、高さ13m以下の場合にも地表面の状況に応じて地表面粗度区分IIも適用されています（地表面粗度区分IIの適用範囲が拡大）。</p> | 電気事業法省令（電気設備に関する技術基準）、解釈 | 対応不可 | <p>昨今の自然災害の激甚化に伴う公衆安全に影響を与える重大な損壊事故の発生、FIT制度の創設以降の設置数激増等を踏まえ、2017年4月に、太陽電池アレイ用支持物の設計標準を定めた日本工業規格JIS C 8955が改訂されたものになります。なお、一般的な建物に係る粗度区分をそのまま太陽電池発電設備当てはめようと、環境係数が過小に評価されてしまうことが改正の理由です。</p> |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|--------------------------------|--|---|-----------------------|---|--|---|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 太陽光発電の統一的な規則 | 太陽光発電のための電技省令を新設し、そこに関連法規をまとめて欲しい。 | 太陽光発電関連の規制が様々な法令に分散してパッチワークようになっており、把握に時間がかかり、見落としも発生しやすい。地味にコスト増要因、および安全上のリスクになっている。 | 経済産業省 | 電気事業法においては、主な設備毎にそれぞれの技術基準を省令で定めています。ただし、太陽電池発電設備に特化した技術基準の省令はなく、電気設備の技術基準に関する解釈の中において、関連事項を定めています。 | 電気事業法省令（電気設備に関する技術基準） | 対応 | 太陽電池発電設備に関する技術基準については、太陽電池発電設備の設置者や設置形態の多様化、技術革新への対応等を踏まえ、太陽電池発電設備に特化した技術基準を令和2年度中（2020年度中）に策定する予定です。 |
| ⑤ | 再エネ導入のコスト削減・採算性向上にかかる課題 | ・風力発電所における運転後の原状回復に関し、制度上地下の杭部分の全撤去を求められているが、洋上風力と同様に、杭の地中切断によって原状回復する形に出来ないか（撤去費用の低減）。 ・20年を経過した風車についても、安全性が確認できたものは稼働延長が可能となるように、産業保安監督部として、第三者認証機関の選択肢が広がるような措置をとってほしい。理由は以下の通り。20年以上経過した風車を稼働延長するためには、風車の型式認証(IECに準じて20年)を延長させる手続きが必要。型式認証の延長にあたっては、産業保安監督部より、第三者認証機関の認証やレポート等が必要との指導をもらっているが、現状では第三者認証機関がそのような業務に対応しておらず、稼働延長ができない状況にある。 | | 環境省,農林水産省,経済産業省,国土交通省 | 【運転後の原状復帰について】 着床式洋上風力発電施設は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染等防止法」という。）上、同法第3条第10号の海洋施設に該当し、同法第43条の2第1項の規定により環境大臣の許可を受けなければ海洋に捨ててはならないとされています。 陸上風力発電施設は、当該工作物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）上の廃棄物と判断されれば、撤去する必要があります。廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、所管の都道府県又は政令市により、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。 なお、海岸保全区域においては「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について」（平成23年6月30日）の許可条件では「事業の廃止、占用許可の期間満了時等に風力発電施設を撤去し、原状回復すること。」としています。 【認証機関について】 電気事業法において、設備の耐用年数や利用期限の定めはありません。設備に関する定めとしては、技術基準適合義務・維持義務が該当します。 なお、工事計画の届出当初は技術基準適合性確認のために運用として型式認証を求めているものの、その後の認証の維持は必須にはしていません。 | 海洋汚染等防止法第3条第10号、同法第43条の2第1項及び廃棄物処理法第2条第1項「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針について」5.(1)-6 電気事業法第39条 | 【運転後の原状復帰について】 現行制度下で対応可能（海岸保全区域においては対応不可） 【認証機関について】 事実誤認 | 【運転後の原状復帰について】 着床式洋上風力施設については、廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること等が確認できれば、環境大臣の許可を得た上で残置することが可能です。 陸上風力発電施設についても、当該工作物が廃棄物処理法上の廃棄物に該当すれば撤去する必要がありますが、物の性状等を勘案し、都道府県又は政令市により当該工作物が有価物と判断された場合は、同法の規制を受けることはありません。 ただし、海岸保全区域においては、別途風力発電施設の設置場所の管理者の許可等の条件に従う必要があります。海岸地形は津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動などにより、その形状が長期的あるいは短期的に変動することがあり、地中切断とした場合には、その後の海岸地形の変動により杭が露出し、海岸利用の安全性や景観等への影響が生じる可能性があります。また、残置した杭が老朽化や津波・台風等で流出し、海岸保全施設に衝突し破損するなど防護上の支障や人の生命に直接影響を与える可能性があります。このことから海岸保全区域においては、占用許可の期間満了時に施設を撤去し、原状回復することとしています。 【認証機関について】 制度の現状欄に記載のとおりです。 |
| ⑤ | 【洋上風力】規格の統一 | 設計、製造、施工のコストダウン・効率化のため、国内の洋上風車の規格・基準を欧州規格等に統一化することが重要であり、IEC、DNV-GL等の欧州規格・基本等とJIS規格について、相互認証すべきである。 | 現状、国内では洋上風車向けの明確な規格・基準が整備されていないため、案件ごとに事業者が手探りで海外、国内基準を組み合わせて対応している。洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説が整備されたものの、複数の基準が参考として示されるのみで、どの基準を採用して良いか判断困難。 | 経済産業省 | 電気事業法においてそれぞれの設備が満たすべき技術基準（電気設備、発電用風力設備）は性能規定となっており、それを満たす例示基準である解釈において、性能を満たす技術的な要件の一例を示しています。また、洋上風力発電設備に関しては「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解説」において、同様に技術的な要件の一例を示しています。 一方、日本の環境は欧州の環境と比較して厳しい条件下であることから、工事計画届出における発電用風力設備の技術基準適合性に関しては、現地のサイト条件（設置する場所の風条件・運用条件）を勘案した設計になっているかを確認するため、第三者機関によるウィンドファーム認証を事前に取得することを推奨しています。 | 電気事業法、省令（各設備の技術基準）、解釈等 | その他 | 国際調和の観点から相互認証は重要と思量いたしますが、一方で、日本の洋上風力発電設備の設置環境は欧州とは異なることから、安全に洋上風力発電設備を設置するには日本特有の条件（台風、地震、冬季雷等）を考慮した規格・基準を用いる必要があります。 なお、IEC規格など、これまでにも多くの国際規格がJIS規格化されていることから、本要望について関係機関に伝達するとともに、洋上風力発電設備に関する国際規格のうち、日本特有の条件を満たす規格・基準について、技術基準への取り込み検討を順次行ってまいります。 |
| ⑤ | 営農型太陽光発電設備におけるフェンス設置のルール不統一の解消 | 再生可能エネルギー発電設備に対するF I T制度などにおける規制と、一般送配電事業者の独自ルールが併存している状況を整理し、規制内容を統一する。 | 営農型太陽光発電は農地で農業を継続しながら発電事業を行う為、通常は太陽光発電所に求められる敷地全周のフェンス設置をF I T制度などにおいて免除されている。しかし、一般送配電事業者によってはその規定に関係なくフェンス設置を求めてくる為、農業に支障を来す設計になってしまい、事業化を進められない。 | 経済産業省 | 電気事業法上では、電技解釈38条にて、高圧又は特別高圧の機械器具及び母線等はさく、へいの設置等により、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じることを求めています。 再エネ特措法では、柵等の設置を求めています。また、営農型太陽光発電等を実施し、柵等の設置により営農上支障が生じると判断される場合には、柵等の設置を省略することができることとしています。 国としては、一般送配電事業者に対して、発電事業者にはさく、へいの設置を指導するよう求めています。 | 電気設備の技術基準の解釈第38条 | 事実誤認 | 実態をよく調査し、適切な対応を講じてまいります。 |
| ⑤ | バイオガス発電の廃掃法許認可の撤廃について | バイオガス発電で産業廃棄物並びに一般廃棄物を発電の原料として利用する場合に限っては、その原料受け取りに際して有償であるか無償であるかを問わず、廃掃法に定める許認可手続きを一律に免除するよう法制度の運用を改訂していただきたい。 | 現在、廃棄物を原料とするバイオガス発電所を設置するにあたっては都道府県ごとに定める廃掃法上の許認可手続きが必要であるが、この中には住民同意を必須とする規定を定めているところもあり、厳しすぎて事業化を断念せざるを得ない事例が多く発生している。 一方で、廃棄物を排出者より有償で買い取る場合に限っては当該許認可は免除されている。（環産発第13032911号 H25年3月29日） 食品廃棄物や家畜の糞尿等を発電用燃料として確保する点においては全く同じ事業行為であり、地域住民から見ても同質のものを取扱うにも関わらず、片や処理費を徴収した場合は廃掃法の厳しい許認可取得が必要であり、片や有償で購入した場合はそれらが免除されている。もともと廃掃法は不法投棄防止のための法制度であるが、発電の原料とする廃棄物は発電事業者にとっては発電の原料となる大切な燃料であり不法投棄する動機は皆無であり、廃掃法の趣旨に照らせば許認可を課す必要性はないと考える。 | 環境省 | 廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、所管の都道府県又は政令市により、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。 廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項又は第15条第1項に基づき、都道府県知事又は政令市の長の許可が必要です（施設設置に際し、法令上は住民同意を求めています。）。 また、一般廃棄物の処分を業として行う場合は廃棄物処理法第7条第6項に基づき市町村長の許可が、産業廃棄物の処分を業として行う場合は、同法第14条第6項に基づき都道府県知事又は政令市の長の許可が必要です。 | 廃棄物処理法第2条第1項、第7条第6項、第8条第1項、第14条第6項及び第15条第1項 | 現行制度下で対応可能 | 廃棄物処理施設の設置について、①廃棄物は、不要物である性質上自由な処理に任せていると不適正処理が行われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②廃棄物処理施設は、施設の構造上の安全性・維持管理の確実性等が実行されなければ、廃棄物が安定化・無害化されず、また、施設そのものが生活環境保全上の支障を生じさせるおそれもあること等から、許可制としています。 ただし、燃料として確実に取り扱われるようなものであって生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがないものは、廃棄物に該当する可能性は低いと考えられ、所管の都道府県又は政令市により廃棄物に該当しないと判断された場合は、施設の設置に際し廃棄物処理法に基づく許可を得る必要はありません。 |
| ⑤ | 廃棄物処理施設の設置と環境影響評価法 | 環境影響評価法及び各自治体条例の対象となる廃棄物処理施設（焼却施設等（バイオガス発電施設含））の設置においては、アクセス手続きの中で専門家・住民等への説明も経て、十分に審査がされていることから、廃棄物処理法に基づく設置手続きを大部分省略出来るなどの緩和を行って頂きたい。 | 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針においては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく評価書、または地方公共団体における環境影響評価に関する条例等に基づき実施された結果であって、生活環境影響調査に相当する内容を有するものを、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として添付することは差し支えないとしているものの、環境影響評価法の手続きと、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きは、それぞれの手続きの性格が異なることことから、廃棄物処理施設の設置に際しては、まず、環境影響評価法での評価書を確定させてから、その評価書を廃棄物処理法で求められる「生活環境調査の結果を記載した書類」として施設設置手続きを実施することとしている。 | 環境省 | 廃棄物処理施設の設置の際は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項又は第15条第1項の規定により都道府県知事又は政令市の長の許可を受ける必要があります。また、一般廃棄物の処分を業として行う場合は、同法第14条第6項に基づき都道府県知事又は政令市の長の許可が必要です。 | 環境影響評価法第2条第2項及び同法施行令第1条並びに廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項 | 現行制度下で対応可能 | 廃棄物処理施設の設置等の事業のうち、環境影響評価法の対象事業は一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場の設置等の事業のみであり、廃棄物焼却施設の設置等の事業は当該手続の対象とはなりません（環境影響評価法施行令第1条）。 なお、一部自治体では、条例で廃棄物焼却施設の設置等の事業を環境影響評価の対象としています。環境影響評価法や条例に基づく環境影響評価は、廃棄物処理法の施設設置許可の手続とは目的や性格が異なるため、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置に係る審査手続を代替するものではありません。 ただし、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査に係る事項も網羅した環境影響評価書であれば、廃棄物処理施設設置許可申請書の添付書類として活用することが可能です。 したがって、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可手続は、事業者にとって重複した過度な負担を課すのではなく、再生可能エネルギーの導入推進の支障とはならないと考えます。 |
| ⑤ | 新築住宅に対する基準適合義務化とエネルギー性能の表示義務化 | 建築物省エネ法での住宅エネルギー性能基準の適合義務化が見送られたので、建築物省エネ法での義務化が難しい場合は、温対法もしくは省エネ法で規制をかけてもよいかと考えられる。具体的には、新築住宅に対する基準適合義務化とエネルギー性能の表示義務化を課す。 | 住宅の断熱性能が上がることで、24時間空調が普及し、冷暖房による1日の電力負荷の変動が小さくなり、再エネが有効に利用されやすくなる。 | 国土交通省,経済産業省,環境省 | 令和元年5月に公布された改正建築物省エネ法において、戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設や住宅トップランナー制度の対象拡大等の措置を盛り込んだところです。 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 検討を予定 | 住宅の省エネについては、まずは建築物省エネ法に基づく措置により着実に進めることが重要と考えており、今後は、令和3年4月に施行される改正建築物省エネ法の施行状況を踏まえつつ、住宅の省エネ基準適合率の向上に向けて更なる規制の措置の導入を検討してまいります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-------------------------------------|---|--|-----------------|---|----------------------------------|-------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 再エネ非化石証書付電気（トラッキング付）の省エネ法における報告対象外化 | 再エネ非化石証書付電気（トラッキング付）は、省エネ法の報告対象外の電気として認めて頂きたい。 | 省エネ法における電気の定義では、自家消費又は自営線等で供給される再エネ電気だけが省エネ法の報告対象外の再エネ電気として認められている。したがって、系統電力送電網を通して小売電気事業者から購入する再エネ非化石証書付電気（トラッキング付）は省エネ法の報告対象外の再エネ電気とは認められていないが、このことは今後普及拡大が期待されているオフサイトPPA（系統利用）の普及の妨げとなるおそれがある。 | 経済産業省 | 省エネ法は、化石エネルギーの使用の合理化等を法目的とし、事業者が工場等で使用するエネルギーを一律の係数で原油（一次エネルギー）換算して、その使用効率の向上を促すこととしています。 電気の一次エネルギー換算係数は、当該電気が非化石証書付か否かにかかわらず、原則として省令で定める係数を使用することとしておりますが、①自営線を介して供給される電気、②自己託送契約により供給される電気については、事業者が発電量及び発電に用いた燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能です。したがって、非化石証書付等の再エネ電気について、上記①又は②に該当する場合には、係数をゼロとして算出することが可能です。 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 検討を予定 | 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な活用を促す観点から現行の制度を見直すべきという重要なご指摘と認識しています。 ご指摘のように、非化石証書付等の再生可能エネルギー起源の系統電気の活用を省エネ法により促すべきという考えがある一方で、同法は工場等で実施する設備改修等の省エネ取組を評価するものであるため、制度の見直しについては、法の趣旨を踏まえて検討をする必要があります。 今後のエネルギー基本計画の見直しや、2050年カーボンニュートラル実現等に向けた議論を踏まえ、検討を進めていきます。 |
| ⑤ | 省エネ法における報告制度免除 | 原油換算ありきの報告制度ではCDP、SBT、RE100に使用できるデータとは異なるため、先進的に取り組んでいる企業ほど、二重の手間や労力を課せられることになる。CDP報告を行っている等を条件として報告義務の免除を検討してもらいたい。 | 省エネ法はエネルギー削減の努力は要求するが、再エネ電力を使用している等の努力に関しては原油換算で評価するため、そのすべがない。 | 経済産業省 | 省エネ法は、化石エネルギーの使用の合理化等を法目的とし、年間のエネルギー使用量が1,500kl以上の者（特定事業者等）に対して、エネルギー消費原単位の改善の状況や工場等における設備の管理、記録・計測、保守・点検の状況等について、毎年度の報告を求めています。 また、工場等で使用した系統電力については、原則として省令で定める係数を使用して原油（一次エネルギー）換算することとしておりますが、①自営線を介して供給される電気、②自己託送契約により供給される電気については、事業者が発電量及び発電に用いた燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能です。すなわち、再生可能エネルギー起源の電力についても、上記①又は②に該当する場合には係数をゼロとして算出することが可能となっています。 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律 | 対応不可 | 省エネ法は、化石エネルギーの合理化等を法目的とし、特定事業者等に対して、エネルギー消費原単位の改善の状況や工場等における設備の管理、記録・計測、保守・点検の状況等について報告を求めるものであり、事業者の温室効果ガス排出量削減や、再エネ電気導入割合向上を促すCDP、SBT、RE100とは趣旨・目的や報告内容が異なるものと考えています。 このため、ご指摘のCDP報告を行っている等を条件として省エネ法に基づく定期報告書等の提出義務を免除することは検討していません。 |
| ⑤ | 換算係数の見直し | 需要家が再エネ100%・再エネ50%由来の電気を小売電気事業者から購入した時、換算係数を下記のような適正な値にしてほしい。 <換算係数> 通常：昼間買電：9.97GJ/千kWh、夜間買電：9.28GJ/千kWh 再エネ100%由来：昼間買電：0GJ/千kWh、夜間買電：0GJ/千kWh 再エネ50%由来：昼間買電：4.99GJ/千kWh、夜間買電：4.64GJ/千kWh 需要家にとって再エネ由来の電気を購入する事は省エネ法上でもメリットになり、再エネの普及拡大につながります。 | 需要家が再エネ100%や再エネ50%由来の電気を小売電気事業者から購入しても、省エネ法としては、通常の電気の購入と同じ換算係数となり、再エネ由来の電気が適正に評価されていない。 <換算係数> ・昼間買電：9.97GJ/千kWh ・夜間買電：9.28GJ/千kWh | 経済産業省 | 省エネ法は、化石エネルギーの使用の合理化等を法目的とし、事業者が工場等で使用するエネルギーを一律の係数で原油（一次エネルギー）換算して、その使用効率の向上を促すこととしています。 電気の一次エネルギー換算係数は、当該電気が再生可能エネルギー起源であるかにかかわらず、原則として省令で定める係数を使用することとしておりますが、①自営線を介して供給される電気、②自己託送契約により供給される電気については、事業者が発電量及び発電に用いた燃料の使用量から算出される係数を用いることが可能です。すなわち、太陽光発電等の再エネ電気について、上記①又は②に該当する場合には、係数をゼロとして算出することが可能です。 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則 | 検討を予定 | 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な活用を促す観点から現行の制度を見直すべきという重要なご指摘と認識しています。 ご指摘のように、再生可能エネルギー起源の系統電気の活用を省エネ法により促すべきという考えがある一方で、同法は工場等で実施する設備改修等の省エネ取組を評価するものであるため、制度の見直しについては、法の趣旨を踏まえて検討をする必要があります。 今後のエネルギー基本計画の見直しや、2050年カーボンニュートラル実現等に向けた議論を踏まえ、検討を進めていきます。 |
| ⑤ | 事務所ベンチマーク制度 | 非常に細かな事務所データを要求され、かつ、要求データをすべて入力すると容量が大きくなるらしく省エネポテンシャル推計ツール(経済産業省が作成したツール)が止まってしまうため、担当者が苦労している。事務所ベンチマーク制度はもっと単純な形に抜本的に変更していただきたい | | 経済産業省 | 省エネ法における貸事務所業のベンチマークは、平成20年度より制度設計が進められ、関係者との調整を踏まえて、平成29年度に総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 工場等判断基準WGにて審議の上、「省エネポテンシャル推計ツール」によって算出される省エネ余地が15%以下（導入当時は16.3%以下）となることを求めています。 報告対象事業者は、同ツールに建物や設備の仕様・稼働状況、エネルギー消費量、省エネ対策の実施状況を入力し、現状のエネルギー消費量と省エネ対策を可能な限り実施した場合のエネルギー消費量（推計値）との差から、省エネ余地を算出することとなっています。 | 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 | 検討を着手 | 貸事務所業のベンチマーク指標を算出する「省エネポテンシャル推計ツール」については、報告対象事業者や関係業界等と意見交換を実施する中で、ご指摘のように作業負担が大きい等の課題が指摘されています。 こうした課題を踏まえ、現在、同ツールのシステム改善等に加えて、原単位方式（延床面積当たりのエネルギー使用量）への指標の抜本的見直しに向けて、工場等判断基準WGにおいて議論を行っており、令和2年度中に見直しの方向性を提示する予定です。 |
| ⑤ | 水素の利用促進 | 算定報告公表制度における、各種水素の扱いを明確化していただきたい。 | 再エネ由来水素と化石燃料由来水素の間に、扱いの差がないため、再エネが選ばれづらい環境になっている。 | 環境省 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（以下「算定報告公表制度」という。）において、 ・水素の製造時に排出されるCO2については、アンモニア製造の用に供するために炭化水素を水蒸気改質して水素を生成する場合のみ、算定対象としています。 ・水素の使用時においては、燃料としての使用・原料としての使用ともに、そのCO2排出量は算定対象としていません。 | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 検討を予定 | 算定報告公表制度における水素製造・使用時の算定対象や算定方法等の在り方について、製造時にCO2を排出しない再生可能エネルギー由来の水素を普及拡大する観点も踏まえ、関係省庁と協議の上、早急に検討に着手します。 |
| ⑤ | 電動車両の自宅充電の普及 | ①管理組合の権限を弱め、「区分所有者が電気自動車用充電設備の設置を希望した場合」管理組合が、それを認めないことはできない、という改正を行う。これにより分譲マンションにおいても、最低でも、全額設置者負担なら必ず設置できるようにする。管理組合のコスト分担についても可能なら言及。例えば、「組合総予算の5%未満なら可決しなければならない」等。 ②・例えばドイツではEV充電設備を円滑にすすめる法改正を行っている。 (https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/09/239f00ce4140df06.html) 充電設備を今後必要と考える人による費用負担で導入することができれば、導入のハードルが下がる。その際の、区分所有法第十七条における共用部の変更に関して、法改正が必要になる可能性がある。 ・賃貸マンション付帯の駐車場設備につき、借地借家法に記載を追加。オーナーは、賃貸ユーザーが全額自己負担で充電器の設置を希望した場合、それを断ることができないようにする。 ③オーナーは、月極駐車場ユーザーが全額自己負担で充電器の設置を希望した場合、断ることができないようにする。 | ①分譲マンション ②賃貸マンション 区分所有法によって、EV充電器を設置する場合、共用部に充電器を設置することになるが、車を持たない住民にとっては不要な設備となり、費用負担に関して理解が得られず導入が進まない。また、共用部の変更にあたるため総会決議にあたり、1/2以上の賛成、もしくは3/4以上の賛成が必要になる。(1/2,3/4の違いは大規模な変更になるか、管理規約の変更にあたるかによって異なる) ③月極駐車場 | 経済産業省、法務省、国土交通省 | 現行法上、電気自動車の充電設備の導入促進という行政上の目的のために、マンションの管理組合や建物等の賃貸人に当該設備の設置を義務付けることを定める法律は存在しない。なお、ご指摘の区分所有法第十七条は、区分所有建物について区分所有者間の民事上の基本ルールを定めたものであり、電気自動車の充電設備に関する行政的な規制を定めているものではない。 | | 検討を予定 | 2050年カーボンニュートラルに向け、自動車分野においては、電動車の普及を進めることが重要である。そのため、マンション等への充電インフラの設置・普及拡大を進めることは重要な取組であると認識している。 御指摘の法律改正については、海外の取組も参考に、我が国の実態に即して検討することが重要と考える。 |
| ⑤ | 【風力共通】電源開発促進税の使途に風力発電を追加 | 電促税は現在その使途先として「CO2を出さない電源である原子力、水力、地熱」の3電源が対象となっているが、風力発電を使途先に追加していただきたい。 | ・洋上風力を推進するにあたり、立地地域の地元利害関係者から促進区域協議会等を通して協力金（基金への出捐等）の要望が出されるケースがある。 ・風力発電を立地する地元への協力金について「電源促進税」の適用を検討していただきたい。 | 経済産業省 | 電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置並びにこれらの発電施設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図る等のための措置に要する費用に充てるため、一般送配電事業者等の販売電気に課せられています。 | 電源開発促進税法特別会計に関する法律 | 検討を予定 | 電源開発促進税は、原子力、地熱、水力等の長期的に安定的な電力の供給を可能とする長期固定電源の設置の促進や安全の確保などを図るための費用にあてることとされております。 風力発電については、現時点においては長期固定電源に該当しないため、電源開発促進税の使途の対象とすることは考えておりませんが、その導入拡大に向け、固定価格買取制度の対象としているほか、低コスト化のための技術開発等の支援事業をエネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定において措置しております。 |
| ⑤ | 認証機関の対応強化 | 現状の認証品質を保ちながら認証期間の長期化を回避すべく、認証機関の対応人員増強などの対策を検討いただきたい。 技術進歩の早い再エネ産業において、認証期間が短縮されることはタイムリーに良質・高性能な製品を投入できることにつながり、産業全体でのコストダウン・性能向上に寄与するものと思われる。 | 認証機関における申請から認証までのリードタイムを短縮することで、新技術・製品の投入による市場活性化を促進したい。 | 経済産業省 | | | | 国としては、今後も、系統連系に関する過度な規制が行われないようにすることを通じて、認証機関での審査期間を含む、新技術・製品の投入までのリードタイムが適正なものとなるように努めてまいります。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|-------------------------------|---|--|-------------|---|---|------------|--|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 石炭火力や石油火力、原子力発電所などの廃止予定日の公表 | 巨大な集中電源の廃止日を公表いただきたい。 将来の系統の空き容量予測が容易になるので、どのエリアで発電所開発をするかの優先順位の目安となり、投資効果を高めることができる。 ひいては再エネの発電コスト低減につながるので、将来の国民負担低減にも資する。 また、電源の分散化に資するので、災害時のレジリエンスが高まることも期待できる。 | | 経済産業省 | すべての電気事業者は、電気事業法に基づき、休止を含む電源・送電線等の開発計画について国に提出する義務があります。発電事業者に係る情報については、情報公開法の規定（第5条第2号イ「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」）に基づき非開示していますが、一般送配電事業者の一部を除き、原則開示しています。また、送電線の利用について、既存の発電事業者と新規の発電事業者との公平性を確保するため、空き容量の少ない送電線に接続する電源を発電事業者がリブレース（設備容量が10万kW以上の発電設備の廃止かつ新設）するとき、その旨を電力広域機関が公表し、その送電線への接続を希望する他の発電事業者をを募集することとしています。 | 電気事業法第29条 | その他 | 送電線の公平な利用に関して更なる改善を進めており、今後は、連系可能量が10万kW以上増加する際は、リブレースの有無にかかわらず、公表手続きの対象に含むこととして、2020年10月の審議会で方向性が示されました。 それを踏まえ、現在、規程類の改正作業を進めているところであり、2021年4月以降、電源の休止などにより生じる連系可能量の情報公開を、休止などの度毎に都度、実施していく予定です。 |
| ⑤ | 大規模発電所へのパネル点検ドローン導入による目視義務の緩和 | パネル目視点検などでドローンを活用することにより、作業時間の短縮、作業人数の低減に寄与しうることから、この点の緩和を検討できないか。 | | 経済産業省 | 電気事業法においては、太陽電池発電所の月次点検の頻度については、主任技術者を選任された場合には保安規程に定めたとこととなり、外部委託の場合には平成15年経済産業省告示第249号に定めたとこととなります。ただし、方法については特に定めはありません。 | 平成15年経済産業省告示第249号 | その他 | 制度の現状のとおり、ドローンや監視カメラなどの新技術を点検に利用することに対して、現行制度においては特に制限はないものと承知しています。ただし、当然のことながら、新技術の利用は現状と同等級以上の保安が確保できることが大原則になります。 今回のご要望は民間機関が定めたガイドラインに関する内容になりますので、当該ガイドラインを策定した機関に伝達します。 |
| ⑤ | 電力・ガス取引監視等委員会 | 電力・ガス取引監視等委員会を現状の八条委員会から三条組織に改組して、より独立性と専門性を高め、監視の目を強めていただきたいと思います。八条委員会から三条組織への発展については、大蔵省の一審議会（八条委員会）であった証券取引等監視委員会が、総理府の三条組織である金融監督庁、同金融庁（現在は内閣府金融庁）へと発展していった経緯が参考になると思います。 | 再エネ電源をはじめとした新規参入者が市場の中で不当な扱いを受けていないかを監視する監視委員会の存在は、再エネ普及にとって大きな要素です。監視の目が行き届き、不当な行為には断固として対処してくれるという安心感があるからこそ、新規電源の開発に安心して取り組めます。 現在の電力・ガス取引監視等委員会は、確かに旧一電の監視に尽力していただいているのですが、経済産業省の8条委員会という位置づけでは、自ずとその権限と独立性が限定的になります。監視機関により高い独立性と専門性を持たせることが必要と考えます（八田委員長も第3回電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合の中で独立性と専門性の重要性について言及されています。）。 | 経済産業省 | 電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）は、エネルギー政策の枠組みの中で独立性と専門性を持って電力の取引の監視等を実施する機関とすることが適当であるとの考えにより、電気事業法に基づき、国家行政組織法第八条に基づく合議制の機関（八条委員会）として経済産業省に設置されました。 電取委は、電気事業法等の関係法令の規定によりその権限に属せられた事項を処理することとされており、自らの判断により、電気事業者等に対する報告徴収、立入検査及び監査ができることとされています。また、電気事業者等に対する業務改善勧告や、経済産業大臣に対して制度改正等の建議をすることができるとされています。 | 電気事業法 | 現行制度下で対応可能 | 昨年、「電力・ガス取引監視等委員会の検証に関する専門会合」において、中立性や公平性の観点を含め、電取委のこれまでの活動について、有識者による検証が行われました。その結果、『これまでのところ、電取委は必要な取組を中立的かつ適切に講じており、また、それらによって事業者の問題となる行動は是正されており、効果を上げている』、『これまで、電取委の活動が制限されるといったことは生じておらず、さらに、その意思決定において中立性・独立性が侵されたことはないと考えられることから、電取委の現行の法的位置づけに問題はない』との評価がなされたところです。 |
| ⑤ | 【洋上風力】FIT認定申請期限 | 長崎県五島市沖公募（浮体式）においては、FIT申請期限（1年）は、第3次保証金の期限（事業者選定後12か月）を踏まえ決定された経緯があることから、着床式の場合は、当該保証金の期限である2年にする、又は送電線路の状況（長さや交渉状況等）による柔軟に対応いただきたい。 | 「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」とよると、認定の申請には、「送電線路については、再生可能エネルギー発電設備の設置場所ではないため、2、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る使用権原に記載の書類までは求めないが、占用許可や土地の権利者の合意が得られていることが必要となる」とある。 一般海域の洋上風力においては、FIT認定申請期限は選定事業者通知から1年以内であるが、洋上風力は規模が大きく連系点も限られており、長距離の自営線の設置が必要となる場合があり、事業者選定後、1年以内に占用許可や地権者からの合意を得ることは現実的に困難である。（事業者選定後1年以内に許可や合意を得るためには、公募の数年前より送電線路の地権者と調整を行っておく必要があるが、事業者に選ばれていない状況での交渉は困難） | 経済産業省、国土交通省 | 再エネ海域利用法に基づく公募で選定された事業者の再生可能エネルギー電気特別措置法第9条第1項の規定による認定の申請の期限は、再エネ海域利用法第13条第2項及び同条第4項に基づき、公募を実施する毎に策定する公募占用指計ごとに、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、当該意見を尊重して定めております。 | 再エネ海域利用法 | 現行制度下で対応可能 | 今後の公募における申請期限を検討する際には、御指摘の点も踏まえて検討してまいります。 |
| ⑤ | FIT制度の事業計画認定における申請期間の短縮の改善 | ・毎年度の事業計画認定申請の期限を戻すよう検討していただきたい。ただし、当該年度のFIT制度を活用できる期間が少ないため、通年単位で申請を受け付けられるような体制整備を望む。 ・調達価格の協議時間中にも経産省に対して申請ができるようにしていただきたい。 ・事業計画の変更認定申請は通年で受け付ける事とし、その承諾処理も通年で回答を得られるように検討いただきたい。 | ・FIT制度では毎年4月から当該年度の調達価格が新たに適応されるが、その終期となる事業計画認定申請の期限が年々短縮されている。2012年度は2013年3月末まで申請が受け付けられていたが、2020年度は12月18日が申請期限とされた。 太陽光発電では50kW以上の高圧連系規模になると各地域の一般送配電事業者による接続検討の回答に2か月、その後の接続契約に2か月を要するため、接続契約が締結され事業計画認定が出来るようになるまで4か月を要する。8月には接続検討の申し込みを終えなければならない。 そして翌年度のFIT制度の内容が決まるのは2月頃の為、実質4か月程度しか当該年度のFIT制度を利用した事業の開発が出来ない状況にある。 ・既にFIT制度の事業計画認定を受けている事業に対して、計画内容の変更申請を行う期間も新規申請と同様に2020年度の場合は12月18日が期限となっている。事業計画変更は様々な理由で起こるが、最長で半年程度変更申請が行えず、事業着手が遅延する。 | 経済産業省 | FITによる支援を受けるためには経済産業大臣による認定を受ける必要がありますが、当該認定基準の一つとして、再エネ特措法第9条第3項第2号において「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」と定められています。 具体的な要件の一つとして、同法施行規則第5条の2第1号において「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。」と定められています。 | 再エネ特措法第9条第3項第2号、同施行規則第5条の2第1号 | 事実誤認/検討を予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、FIT制度においては、認定された年度の調達価格が適用されること、例年、年度末に新規・変更認定申請が集中することから、年度内の案件としてこれらの申請の審査を希望する場合の申請期限日を設定しています。その際、審査については、標準処理期間3ヶ月（申請書に不備がある場合はその補正期間は含まない。）を踏まえて、適切に対応しています。なお、申請期限日については、2017年に改正再エネ特措法が施行され、従来の設備認定から事業計画認定へと認定制度がかわり、審査事項の増加・審査の厳格化が起きたことを踏まえ、例年12月～1月頃を申請期限日としており、直近で極端に前倒しされたという事実はございません。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性和妥当性が認められた場合には検討してまいります。 |
| ⑤ | FIP制度への移行について | バイオガス発電は一定の調整力を持つが、継続運転が必要な廃棄物処理の特性もあることから、当面の間は、地域活用要件を満たすことによるFIT認定の継続を検討いただきたい。 | 現在、FIP制度の検討が行われているが、バイオガス発電に関しては、廃棄物処理の特性から継続運転が求められるため、現時点でのFIP制度への移行は難しい。 | 経済産業省 | 昨年6月に成立したエネルギー供給強靱化法に基づく再エネ促進法において新たに規定されたFIP制度について、令和4年4月の施行に向けて、現在、国の審議会において、詳細な制度設計に係る議論を行っているところです。また、法律に位置付けられた調達価格等算定委員会において、再生可能エネルギー業界団体からのヒアリングや再生可能エネルギー電源ごとの最新動向や事業環境を踏まえ、当面、FIT制度による支援の対象となる際に満たすべき地域活用要件や、FIP制度・FIT制度それぞれの対象となる電源や規模等について審議いただいているところです。 | 再エネ特措法施行規則、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 | 事実誤認/検討を予定 | FIP制度は、再エネ発電事業者に、市場価格の動向に応じた売電行動を促しつつ、プレミアムとの付与により投資予見可能性を高め、再エネの市場統合を進めるための制度であり、再エネの自立化へのステップとして、主力電源化を進めるための鍵となると考えています。FIP制度もFIT制度と同様に再生可能発電事業者を支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではなく、また、FIP制度の下でも事業者が継続的な運転を行うことは可能です。 FIP制度や地域活用要件ありのFIT制度の対象区分等の決定に当たっては、電源ごとの状況や事業環境等を参考にしながら、法律に基づき、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することになっています。 現在、バイオマス発電について、2022年度にFIT制度の対象となるのは、液体燃料を除き、1万kW未満かつ地域活用要件を満たすものとする方向で審議されています。 |
| ⑤ | FIT制度の調達価格の設定における設計・施工規則との不整合 | FIT制度や今後実施されるFIP制度の調達価格等を決定する際に、安全基準を徹底したことによるコスト構造の変化を適切に加味した検討を行う仕組みを整える。 | FIT制度における調達価格は、事業者の建設費の報告を参考に決定されてきた。台風等による事故の多発を受け2017年にJIS規格(JIS C 8955)が改正されるなど、安全基準の強化が図られてきたが、それまでの発電所の建設費が必要な安全基準を満たしていないなら、運転費用報告などで報告されてきた建設費用も不当に低かったと推測される。 安全基準を覆らした安価な事業が多数含まれた建設費用を参考に調達価格が設定され、一方で健全な事業者にとっては安全基準の強化で建設コストが上昇することになり、同一省庁内で相反する処置が実施されてきた。 | 経済産業省 | FIT制度における調達価格や令和4年4月に施行されるFIP制度における基準価格は、再エネ特措法にもとづき、効率的に電気供給が実施される場合に通常要する費用や供給見込量を基礎として価格目標等の事情を勘案し、調達価格等算定委員会の意見を尊重して定めるものとされています。これに基づき、調達価格等算定委員会では、コスト効率的な案件から導入を図っていくため、トップランナー方式も活用しながら価格算定をしてくれており、コスト低減と国民負担抑制を進めています。 | 再エネ特措法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 | 事実誤認/検討を予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITやFIPによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再生可能エネルギーの主力電源化を進める上では、安全基準を満たすことに加え、発電コストを低減することや国民負担を抑制することも必要です。 調達価格や基準価格は、再エネ特措法にもとづき、効率的に電気供給が実施される場合に通常要する費用や供給見込量を基礎として価格目標等の事情を勘案して定めるものとされているところ、安全基準を遵守しただけでコスト効率的であることも求められておりますが、実態もふまえつつ、今後の調達価格や基準価格について、調達価格等算定委員会において、適切に審議していきます。 |

| 分類 | 提案事項 | 提案の具体的内容 | 提案理由 | 所管省庁 | 所管省庁の検討結果 | | | |
|----|---------------------------------|--|--|-------|--|--|------------------------|---|
| | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 |
| ⑤ | 設備認定申請における「土地の取得を証する書類等」の準備について | 地籍調査が終わっていない地域や、地籍調査後も不動産登記がなされていない場合等について、地方公共団体が調査するインセンティブを付与するなど、柔軟な対応を認めていただきたい。 | 地方では土地のすべてがきちんと不動産登記されているわけではない。地籍調査が終わっていない地域や、地籍調査後も不動産登記がなされていない場合がある。また、市町村道などで事実上土地の管理を市町村が行っており実態として所有者が市町村であるにも関わらず不動産登記がなされていない場合がある。このような場合は、土地の取得を証する書類や地上権設定を証する書類を準備することが困難な場合がある。特に小水力発電の場合、発電設備は取水口より発電所までの細長い土地を利用するため対象となる筆数が大変多くなることがあり、採算性や構築期間より考えて事実上不可能になる場合が少なくない。 | 経済産業省 | FITによる支援を受けるためには経済産業大臣による認定を受ける必要がありますが、当該認定基準の一つとして、再エネ特措法第9条第3項第2号において「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること」と定められています。具体的な要件の一つとして、同法施行規則第5条の2第2号において「再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができる」と定められています。 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第2号 同法施行規則第5条の2第2号 | 事実 承認／ 検討を 予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。「制度の現状」に記載のとおり、FITによる支援を受けた認定事業者が長期安定的に再生可能エネルギー発電事業を行うためには、設備を設置する土地の大小にかかわらず、当該土地の権原を確実に取得することが重要です。そのため、認定申請審査においては、設備を設置する全ての土地について、登記によって所有権者を確認し、所有権者と申請者が一致しない場合には、所有権者と申請者との売買契約書・賃貸借契約書・地上権設定契約書等により申請者が権原を取得していることを確認しています。 なお、土地の取得を証する書類のあり方については、地方公共団体の事情により契約書が発行されない土地については占有許可書をもって代えるなど、現行制度下においても柔軟な対応を行っているところですが、今後も再エネの主力電源化に際し必要性・妥当性が認められた場合は検討していく予定です。 |
| ⑤ | 自社使用目的の再エネ調達における負担軽減 | 太陽光発電は十分に経済的に見合う発電コストに下がってきているので、オフサイトPPA等、自社使用目的での再エネ調達において、賦課金や託送料金の負担軽減策の検討をお願いします。 | 現状、敷地内（屋上など）に自社使用目的で設置した太陽光などの再エネに対しては、再エネ賦課金が掛からないのに対して、敷地外に設置し、系統線を利用して送電して自社使用する場合は、再エネ賦課金や託送料金が掛かる制度になっています。 | 経済産業省 | 再エネ賦課金は、FIT制度で買い取られた再エネ電気の買取りに要した費用に充てるため、電気の使用者から広く集められるものです。具体的には、再エネ特措法第31条に基づき、小売電気事業者は、FIT制度に係る納付金を納付する義務を負っており、当該納付金に充てるため、小売電気事業者はその電気の供給の対価の一部として、電気の使用者に対し、支払を請求することができます。FIT制度の下で、再エネの導入拡大によって生じる環境負荷低減の価値は、社会全体に帰属するものとして、賦課金の負担は電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただく仕組みとなっています。 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 | 事実 承認／ 検討を 予定 | 再エネ賦課金は、FIT制度を通じて導入が拡大した再生可能エネルギーに係る費用負担を広く社会全体で支えるためのものです。そのため、実際に小売事業者がどの程度の電気を調達したかにかかわらず、電気の使用量に応じて全国一律で公平に負担いただくものであり、この仕組みを維持することが、電気の使用者の理解を得ていくために重要だと考えています。託送料金についても同様に、電気の使用者間の公平性を確保することが重要だと考えています。 今後、再エネの主力電源化に向け、オフサイト型再エネ電源活用モデルが進むよう、検討を進めてまいります。 |
| ⑤ | 住宅用太陽光のFIT申請手続き等の迅速化 | ・10kW以下の太陽光発電システムは、事業用ではなく主に自家消費を目的としたものであり、手続きの簡素化していただきたい。 ・変更手続きに時間がかかり過ぎるので、この手続きも簡素化しスピードアップを図って欲しい。 ・10kW以下の太陽光発電システムは、相続や財産処分時には名義変更で良いと考えられます。 | ・10kW以下の家庭用太陽光発電の手続きもメガソーラーと大きく変わらないため、手続きが煩雑で数ヶ月かかる。 ・太陽光発電を設置している住戸で、卒FITで蓄電池を設置する場合の変更手続きも数ヶ月かかる。 ・個人の住宅に10kW以下の太陽光発電が設置されている場合にも、事業者変更時大変手間がかかる。例えば、相続時には相続対象者全員の同意書の提出が求められ、離婚時にも離婚協議書の提出が求められる。 | 経済産業省 | FITによる支援を受けるためには経済産業大臣による認定を受ける必要がありますが、再エネ特措法第10条第1項において「認定事業者は、前条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。」と定められています。具体的な事項の一つとして、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項」と定められています。 | 再エネ特措法第10条第1項 | 事実 承認／ 検討を 予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、太陽電池については、設備コストの低下が進んでおり、国民負担の適正化を図るために、基本仕様に変更があった場合には、調達価格が変更となる変更内容かどうかを審査する必要があります。そのため、太陽電池の仕様変更については、すべからず変更認定を受けていただくことになっており、再エネ特措法第10条第1項による手続きが必要となります。また、審査については、標準処理期間3ヶ月（申請書に不備がある場合はその補正期間は含まない。）を踏まえて、適切に対応しています。相続や財産分与の場合は、変更認定申請ではなく、必要な書類を添付の上、事後変更届出を求めています。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。 |
| ⑤ | 設備故障時の「申請」手続き | 設備故障時、認定時同等設備への取り換え改修であれば、「申請」手続きではなく、「事後届」手続きへ変更願いたい。 | | 経済産業省 | FITによる支援を受けるためには経済産業大臣による認定を受ける必要がありますが、再エネ特措法第10条第1項において「認定事業者は、前条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。」と定められています。具体的な事項の一つとして、「再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備の設置の場所、その出力、その管理の方法その他再生可能エネルギー発電設備に関する事項」と定められています。 | 再エネ特措法第10条第1項 | 事実 承認／ 検討を 予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るといふ、再エネ特措法の制度趣旨に鑑み、規定を満たすものに限って支援を行うものです。 なお、設備の仕様変更については、調達価格が変更となる変更内容かどうかを審査するため、基本仕様のみならず型式番号の変更のみ場合も含め、すべからず変更認定を受けていただくことになっており、再エネ特措法第10条第1項による手続きが必要となります。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。 |
| ⑤ | 地域活用要件について | 災害時の電気や熱の活用に関しては、電気容量の利用率の設定等を設けず、自治体との防災協定等（災害時協力協定を含む）で位置づけられる内容として、災害時の対応方法としてシステム費用増大につながらぬよう、幅広く解釈していただきたい。 | 災害時に電気や熱を地域で活用するために自営線の整備や関連設備の追加等を要する場合、費用の増大が想定され、発電事業者の負担が大きくなると、バイオガス発電の今後の展開が難しくなる。 | 経済産業省 | 中小水力発電・地熱発電・バイオマス発電については、令和4年度以降、一定規模未満で、地域活用要件を満たす事業にFIT制度が適用される予定です。現在、法律に位置付けられた調達価格等算定委員会において、再生可能エネルギー業界団体からのヒアリングも踏まえながら、地域活用要件について審議しているところです。具体的には、A、自家消費型・地域消費型の地域活用要件、B、地域一体型の地域活用要件として、①災害時に再エネ発電設備で発電された電気を活用することを、自治体の防災計画等に位置付け、②災害時に再エネ発電設備で産出された熱を活用することを、自治体の防災計画等に位置付け、③自治体が自ら事業を実施するもの、又は自治体が事業に直接出資するもの、について、更なる検討を進めています。 | 再エネ特措法施行規則 | 対応／ 検討を 予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITやFIPによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、調達価格等算定委員会では、御指摘の、災害時に再エネ発電設備で発電された電気/産出された熱を活用することを自治体の防災計画等に位置付けるという要件について、具体的には、「当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの。」とする方向性で審議されており、設備容量の利用率等は設定せず、幅広く解釈できるように内容で検討が進められています。かつ、地域活用要件については、今後、必要に応じて見直すという方向性で審議されています。 |
| ⑤ | 分割の判断 | 再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の団地の土地にある場合を含む）であって、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として施行規則第5条第2号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする。 | 太陽光発電の電気主任技術者逃れが主要因で頻発した、太陽光発電の出力規模を500kWではなく、50kW*10箇所のように分割する事態に対処するために、全電源種統一で「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定とする対応がある。現状、系統連系空容量ゼロエリアにおいては低圧区分の出力50kW未満の小水力発電計画しか計画できないが、河川の一体利用及び地域資源の有効活用として連続した小水力発電所が実現できるように、電源種の特性に応じた「分割対応」の運用変更を検討いただきたい。 | 経済産業省 | 再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の団地の土地にある場合を含む。）であって、かつ、以下のいずれかが同一である場合は、原則として再エネ特措法施行規則第5条第1項第2号の「一の場所」に設置される分割案件として判断し、不認定としています。 ① 発電事業者 ② 登記簿上の地権者（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から原則1年以内において同じ者である場合も含む。） | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項第1号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2号 | 事実 承認／ 検討を 予定 | 再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。なお、FITによる支援の対象とするための事業計画の認定審査にあたっては、再エネ特措法施行規則第5条第1項第2号にある「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」の確認を行っております。同一の事業地における高圧設備等を意図的に複数の低圧設備に分割して設置するいわゆる「分割案件」では、①本来適用される安全規制の回避等による社会的な不公平、②電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁の発生、③必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生、④出力抑制の回避等の問題が発生するため、支援の対象とするための認定基準を満たさず、支援対象として不適切と考えられます。今後、再エネの主力電源化を進めつつ、国民負担を抑制し適切な水準とするため、必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。 |